

令和 8 年 6 月 定例会

長 和 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 5 月 2 9 日 開会
令和 8 年 6 月 1 6 日 閉会

長 和 町 議 会

令和 8 年 6 月 議会関係日程表

令和 8 年 5 月 2 9 日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
5	1 8	月		12:00 一般質問締切日
	1 9	火		9:30 議会運営委員会
	2 0	水		
	2 1	木		
	2 2	金		
	2 3	土		
	2 4	日		
	2 5	月		
	2 6	火		
	2 7	水		
	2 8	木		
	2 9	金	本 会 議	9:30 6 月定例会開会（議案の上程）
	3 0	土	休 日	
	3 1	日	休 日	
6	1	月	休 会	
	2	火	休 会	
	3	水	本 会 議	9:00 一般質問
	4	木	本 会 議	9:00 一般質問
	5	金	休 会	
	6	土	休 日	
	7	日	休 日	
	8	月	休 会	
	9	火	休 会	
	1 0	水	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会
	1 1	木	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会
	1 2	金	休 会	
	1 3	土	休 日	
	1 4	日	休 日	
	1 5	月	休 会	
	1 6	火	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）

会期 1 9 日間

第 1 号

(5 月 2 9 日)

議 事 日 程

令和 8 年 5 月 2 9 日

午前 9 時 3 0 分 開会

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 5 号 例月出納検査結果報告

日程第 4 報告第 6 号 議員派遣結果報告

日程第 5 報告第 7 号 令和 7 年度長和町土地開発公社事業会計決算について

日程第 6 報告第 8 号 令和 7 年度長和町一般会計繰越明許費について

日程第 7 承認第 2 号 専決処分した長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

日程第 8 承認第 3 号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

日程第 9 承認第 4 号 専決処分した長和町小規模ケア施設条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

日程第 1 0 承認第 5 号 専決処分した長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

日程第 1 1 承認第 6 号 専決処分した令和 7 年度長和町一般会計補正予算（第 9 号）の承認について

(町長提出)

日程第 1 2 承認第 7 号 専決処分した令和 7 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）の承認について

(町長提出)

日程第 1 3 承認第 8 号 専決処分した令和 7 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）の承認について

(町長提出)

日程第 1 4 承認第 9 号 専決処分した令和 7 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第 3 号）の承認について

（町長提出）

日程第 15 承認第 10 号 専決処分した令和 7 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の承認について

（町長提出）

日程第 16 承認第 11 号 専決処分した令和 7 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 4 号）の承認について

（町長提出）

日程第 17 承認第 12 号 専決処分した令和 8 年度長和町一般会計補正予算（第 1 号）の承認について

（町長提出）

日程第 18 議案第 54 号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第 19 議案第 55 号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第 20 議案第 56 号 令和 8 年度長和町一般会計補正予算（第 2 号）について

（町長提出）

日程第 21 議案第 57 号 財産の取得について

（町長提出）

日程第 22 委員会付託について

散 会

令和 8 年長和町議会 6 月定例会（第 1 号）

令和 8 年 5 月 2 9 日 午前 9 時 3 0 分開会

出席議員（10 名）

1 番	諫 山 三 武 議員	2 番	高 田 傑 議員
3 番	小 川 法 樹 議員	4 番	城 内 たき子 議員
5 番	阿 部 由紀子 議員	6 番	龍 野 一 幸 議員
7 番	荻 野 友 一 議員	8 番	佐 藤 恵 一 議員
9 番	田 福 光 規 議員	10 番	原 田 恵 召 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 羽 田 健一郎 君	副 町 長 清 水 英 利 君
教 育 長 藤 田 仁 史 君	総 務 課 長 中 原 良 雄 君
総合政策課長 上 野 公 一 君	住民生活課長兼会計管理者 米 沢 正 君
保健福祉課長 小 林 義 明 君	産業建設課長 笹 井 佳 彦 君
教 育 課 長 長 井 真 樹 君	総務課長補佐 遠 藤 剛 君
代表監査委員 丸 山 輝 人 君	

議会事務局出席者

事 務 局 長 翠 川 鉄 夫 君	議会事務局書記 若 林 美 穂 君
-------------------	-------------------

◎開会の宣告

○議長（原田恵召君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和 8 年 6 月長和町議会第 2 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（原田恵召君） 日程第 1 会議録署名議員の指名について、会議規則第 1 2 7 条の規定に基づき、議長において、5 番、阿部由紀子議員、9 番、田福光規議員の両議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（原田恵召君） 日程第 2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、5 月 1 9 日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会事務局より報告いたします。

翠川議会事務局長。

○事務局長（翠川鉄夫君） それでは、議会日程を申し上げます。

お手元の議案書 2 ページを御覧ください。

5 月 1 9 日に開催されました議会運営委員会におきまして、会期の決定をいたしました。

本日 5 月 2 9 日、6 月定例会の開会でございます。

6 月 3 日及び 6 月 4 日にかけて一般質問が行われます。

6 月 3 日、6 名の議員からございます。6 月 4 日、2 名の議員からございます。

6 月 1 0 日、社会文教常任委員会、6 月 1 1 日、総務経済常任委員会をそれぞれ開催いたします。

6 月 1 6 日、議会の再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は 1 9 日間となります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（原田恵召君） ただいま報告のとおり、本定例会の会期を本日 5 月 2 9 日から 6 月 1 6 日までの 1 9 日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日 5 月 2 9 日から 6 月 1 6 日までの 1 9 日間と決定いたしました。

○議長（原田恵召君） ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第５号から報告第８号までの報告案４件、承認第２号から承認第１２号までの専決承認案１１件、議案第５４号から議案第５５号までの条例案２件、議案第５６号の令和８年度補正予算案１件、議案第５７号の財産の取得案件１件、合計１９件であります。
これより会議に入ります。

◎日程第３ 報告第５号 例月出納検査結果報告

○議長（原田恵召君） 日程第３ 報告第５号 例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

丸山輝人代表監査委員。

○代表監査委員（丸山輝人君） 皆さん、おはようございます。

報告第５号 例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

議案書は５ページになりますけれども、よろしくお願いいたします。

報告第５号

令和８年５月２９日

長 和 町 長 羽 田 健一郎 様

長和町議会議長 原 田 恵 召 様

長和町監査委員 丸 山 輝 人

〃 龍 野 一 幸

例月出納検査結果報告（令和７年度４月分）

（令和８年度４月分）

令和８年５月２６日に、令和７年度４月分及び令和８年度４月分の例月出納検査を実施をいたしました。その結果について、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、６ページから１３ページを御覧ください。

報告については以上でございます。

○議長（原田恵召君） 報告を終わります。

◎日程第４ 報告第６号 議員派遣結果報告

○議長（原田恵召君） 次に、日程第４ 報告第６号 議員派遣結果について報告を行います。

議員派遣結果報告については、私から報告いたします。

お手元の議案書１５ページに記載してありますとおり、５月１６日に議会報告懇談会が開催され、各議員が出席しております。

内容につきましては、ここに記載のとおりです。

御参加いただき、大変御苦勞さまでございました。

◎日程第5 報告第7号 令和7年度長和町土地開発公社事業会計決算について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第5 報告第7号 令和7年度長和町土地開発公社事業会計決算について報告を求めます。

清水土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（清水英利君） おはようございます。

それでは、報告第7号につきまして報告をさせていただきます。

議案書の16ページを御覧いただきたいと思います。

令和7年度長和町土地開発公社事業会計の決算につきましては、5月8日開催の土地開発公社役員会におきまして御承認をいただき、地方自治法第243条の3第2項の規定に従いまして報告をさせていただくものでございます。

決算の内容につきましては、懸案事項であります細尾団地の残区画の販売には至らず、経常経費に伴う決算となっております。

細尾団地は販売を開始してから既に29年ほど経過しておりますので、近接の土地売買の実績を勘案しながら、今後は不動産鑑定士に依頼をさせていただきまして土地代の見直しなどを行い、販売の道筋が立てられるよう努力をしてみたいと思います。

引き続き、土地開発公社理事会で御意見を頂戴し、事業を進めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、17ページから31ページまでの決算書を御覧いただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 報告を終わります。

◎日程第6 報告第8号 令和7年度長和町一般会計繰越明許費について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第6 報告第8号 令和7年度長和町一般会計繰越明許費について報告を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案書の32ページをお願いいたします。

報告第8号 令和7年度長和町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により御報告をいたします。

33ページの令和7年度長和町一般会計繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

まず初めに、款の2 総務費、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費（デジタル基盤改革支援補助金及び社会保障・税番号システム整備）につきましては、住民基本台帳法の一部改正によるシステム改修において、国から令和8年1月にシステムの一部機能の構築について令和9年度にな

るとの通知があり、年度内に完了することが困難となったため、繰り越したものでございます。事業の完了は令和9年3月下旬を予定しております。

次に、款の3 民生費、社会福祉費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（エアコン促進事業）につきましては、県と協働で実施する住民税非課税世帯等へのエアコン設置補助事業について、交付金算出の根拠となる数値の確定の調整のため、不測の日数を要し、年度内に完了することが困難となったため、繰り越したものでございます。事業の完了は令和9年3月下旬を予定しております。

同じく民生費、社会福祉施設費の福祉企業センター事務費（福祉施設車両購入費補助金）につきましては、町の福祉企業センターの業務移管に伴い、移管先が購入する福祉車両への補助について、昨今の半導体関係の供給不足により納車が遅延していたため、年度内に完了することが困難となったため、繰り越したものでございます。事業の完了は令和8年5月末を予定しております。

次に、款の4 衛生費、上水道費の上水道事業会計繰出金（水道施設整備事業分）につきましては、古町滝ノ沢地区の水道施設整備事業において、ステンレス製配水池の設計に当たり、耐震工法指針改訂に伴う分析方法の変更に不測の日数を要し、年度内に完了することが困難となったため、繰り越したものです。事業の完了は令和9年3月下旬を予定しております。

次に、款の5 農林水産業費、農業費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（農業振興費）につきましては、交付金を活用した町内大規模農家の水田営農機械導入補助の実施に当たって、算出の根拠となる数値の確定の調整のため、不測の日数を要し、計画を再検討した結果、年度内に完了することが困難となったため、繰り越したものでございます。事業の完了は令和9年3月下旬を予定しております。

その次の、款の6 商工費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（商工費関係）につきましては、交付金を活用し、食料品・燃料費等高騰支援事業として、長和の里地域いきいき券を町民1人につき1万3,000円配付する事業と、町内事業者エネルギー高騰応援事業として、町内事業者の経営を圧迫している燃料費及び電気代の応援金を給付する事業について、事業実施者である長和町商工会との協議により、年度内に実施することが困難となったため、繰り越したものでございます。事業の完了は令和8年12月末を予定しております。

同じく商工費のやすらぎの湯源泉管理費（源泉ポンプ入替工事）につきましては、故障したポンプの分解点検をした結果、モーター部分の本体の取替え工事が必要となり、その納期に約4か月の期間を要するため、年度内に完了することが困難となったため、繰り越したものです。事業の完了は令和8年7月末を予定しております。

同じく商工費のブランシュたかやまスキー場施設整備修繕工事につきましては、第1クワッドリフト更新工事で使用する部品について、特注製作の部材の確保及び製作に時間を要することとなり、年度内に完了することが困難となったため、繰り越したものでございます。事業の完了は令和8年11月末を予定しております。

款の 7 土木費、土木管理費の道路メンテナンス事業につきましては、男女倉橋橋梁保全工事及び立岩下の橋橋梁保全工事で、橋梁の橋梁下部工の工法の選択に当たり、河川の流下能力の計測に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。事業の完了は令和 8 年 5 月下旬を予定しております。

最後です。款の 9 教育費、社会教育費の長久保宿保存整備事業（長久保宿歴史資料館土地購入事業）につきましては、長久保宿歴史資料館であります一福処濱屋に係る敷地の境界について、複数の地権者から合意を得るのに不測の日数を要したため、年度内に完了することが困難となったため、繰り越したものでございます。事業の完了は令和 8 年 12 月末を予定しております。

以上、令和 7 年度長和町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（原田恵召君） 報告を終わります。

◎日程第 7 承認第 2 号 専決処分した長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の承認について

（町長提出）

◎日程第 8 承認第 3 号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について

（町長提出）

◎日程第 9 承認第 4 号 専決処分した長和町小規模ケア施設条例の一部を改正する条例の承認について

（町長提出）

◎日程第 10 承認第 5 号 専決処分した長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について

（町長提出）

◎日程第 11 承認第 6 号 専決処分した令和 7 年度長和町一般会計補正予算（第 9 号）の承認について

（町長提出）

◎日程第 12 承認第 7 号 専決処分した令和 7 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）の承認について

（町長提出）

◎日程第 13 承認第 8 号 専決処分した令和 7 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）の承認について

（町長提出）

◎日程第 14 承認第 9 号 専決処分した令和 7 年度長和町後期高齢者医療特別会計

補正予算（第３号）の承認について

（町長提出）

◎日程第１５ 承認第１０号 専決処分した令和７年度長和町介護保険特別会計補正予算（第４号）の承認について

（町長提出）

◎日程第１６ 承認第１１号 専決処分した令和７年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第４号）の承認について

（町長提出）

◎日程第１７ 承認第１２号 専決処分した令和８年度長和町一般会計補正予算（第１号）の承認について

（町長提出）

◎日程第１８ 議案第５４号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第１９ 議案第５５号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第２０ 議案第５６号 令和８年度長和町一般会計補正予算（第２号）について

（町長提出）

◎日程第２１ 議案第５７号 財産の取得について

（町長提出）

○議長（原田恵召君） 次に、日程第７ 承認第２号 専決処分した長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の承認についてから、日程第２１ 議案第５７号 財産の取得についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、改めて、おはようございます。

本日ここに、令和８年６月長和町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より町政運営に対しまして、深い御理解と温かい御協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

さて、今年は例年になく寒暖差の大きい春となりましたが、町内では田植えや農作業も本格化しまして、緑豊かな美しい季節を迎えております。長門牧場や美ヶ原高原をはじめとする観光地、また、マルメロの駅ながとと、道の駅和田宿ステーションの２つの道の駅にも多くの来訪者が訪れ始め、地域に活気が戻りつつあることを大変うれしく感じております。

一方で、我が国を取り巻く社会情勢は、依然として先行き不透明な状況が続いております。ロシアによるウクライナ侵攻に始まり、最近のイラン情勢によるエネルギー供給の不安定化、また、円安の進行などにより長引く物価高騰やエネルギー価格の上昇は、住民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、とりわけ地方においては、人口減少、少子高齢化、人手不足といった構造的課題がより深刻さを増しております。

また、全国各地で頻発する豪雨災害や地震など、自然災害への備えも喫緊の課題であります。加えて、デジタル化の進展、脱炭素化社会への対応、地域医療や公共交通の維持など、地方自治体に求められる役割はますます多様化しております。

このような中、国においては、地方創生のさらなる推進や子ども・子育て政策の強化、防災・減災対策、地域経済対策などを柱とした施策が進められております。

町といたしましても、国や県と連携しながら、地域の実情に応じたきめ細かな施策を着実に実行していくことが重要であると考えております。

次に、行政報告として主な取組について申し上げます。

初めに、令和8年度は既に2か月が経過をしておりますが、令和8年度予算に基づく各種事業につきましては、おおむね計画どおり進捗しているところでございます。

特に、住民生活支援、地域経済対策、観光振興事業、子育て支援施策などを重点的に進めているところでございます。

当町におきましても、人口減少や高齢化への対応は最重要課題であります。

若い世代の定住促進や移住施策、子育て支援、地域産業の活性化など、将来を見据えた取組を継続して進めていかなければなりません。

一方で、コロナ禍以降、地方への関心の高まりを背景に、当町の豊かな自然環境や生活環境に魅力を感じ、移住や二地域居住を希望する方も増えております。

こうした流れを確実に地域活性化へ結びつけるため、空き家対策や移住定住支援、地域コミュニティへの連携強化に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、長門牧場、ブランシュたかやまスキー場、美ヶ原高原など、当町の豊かな自然資源を生かした誘客促進を進めております。

四季を通じて滞在型観光を推進するとともに、地域の魅力発信を強化し、交流人口の拡大と地域経済の活性化につなげてまいります。

なお、今年度、地域の観光資源を活用しながら持続的な地域活性化を図るため、長和町観光振興計画を策定する予定であり、現在、協議・検討を行っているところでございます。

農業分野におきましては、担い手不足や資材価格高騰など厳しい状況が続いておりますが、関係機関と連携しながら農業経営支援や有害鳥獣対策を進め、地域農業の維持・発展に努めてまいります。

また、昨年度より、長和町環境にやさしい農業推進協議会を立ち上げ、環境に優しい農業に資す

る取組を行ってまいりましたが、このたび、有機農業実施計画が国より承認されたことを受け、県内で7例目となるオーガニックビレッジ宣言を実施する予定でございます。

福祉・医療分野では、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、子育て世帯への支援充実にも力を入れております。地域包括ケア体制の充実や健康づくり事業を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

教育分野におきましては、子供たちが安心して学べる教育環境づくりを進めるとともに、地域の特性を生かした教育活動やICT教育の充実に取り組んでおります。未来を担う子供たちの健やかな成長を支えることは、町の将来にとって極めて重要であり、引き続き、学校、家庭、地域が連携した教育環境の整備を進めてまいります。

防災対策につきましては、近年の自然災害の激甚化を踏まえ、防災体制の強化に取り組んでおります。防災資機材の整備、避難所環境の改善、防災訓練の実施など、住民の生命と財産を守るための取組を検討し、進めてまいります。

また、道路、橋梁、上下水道など、公共インフラの老朽化対策につきましても、計画的な維持管理と更新を進め、安全で安心な生活基盤の確保に努めてまいります。

なお、上下水道料金につきましては、今年度、改定を実施し、料金を上げさせていただきますが、将来にわたって安定的かつ持続可能な水道事業を継続していくために、さらなる経費削減、また、広域化を見据えた経営形態の在り方について検討をしてまいるとともに、国・県への要望活動に取り組んでまいります。

移住定住施策につきましては、相談体制の充実や住宅支援制度の活用促進により、一定の成果が見られております。今後も当町の魅力を積極的に発信し、関係人口の拡大と定住促進に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、高齢化の進展に伴い重要性が高まっております。今年4月に「ながわごん」において地域連携ICカード「クルル」を導入いたしましたが、「ながわごん」の利用実態を踏まえながら、持続可能な交通体系の確保に向け、関係機関と協議を進めております。

また、デジタル化への対応として、行政手続のオンライン化や業務効率化を推進し、住民サービスの向上に努めております。今後もデジタル技術を活用しながら、利便性の高い行政運営を進めてまいります。

さて、本定例会に、条例改正案、補正予算案をはじめ、各種案件を提出しております。いずれも町政運営に重要な案件でありますので、慎重なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今議会にお諮りさせていただきます議案につきまして、それぞれ概要を御説明を申し上げます。

まず、専決処分をいたしました条例であります。承認第2号 専決処分した長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の承認につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、部分休業の規定を本年5月1日付で改定をさせていただいたものであります。

次に、承認第3号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてでございますが、地方税法等の一部改正に伴い、町税条例の改正を必要なものについて本年3月31日付で改正させていただいたものであります。

次に、承認第4号 専決処分した長和町小規模ケア施設条例の一部を改正する条例の承認につきましては、長和町和田小規模ケア施設が昨年度末において事業を終了することに伴い、長和町小規模ケア施設条例の所要の改正を本年3月31日付で改正させていただいたものでございます。

次に、承認第5号 専決処分した長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認につきましては、国民健康保険税水準の県統一に向け改正を行うもので、また、子ども・子育て支援金制度の創設による改正に伴い、所要の改正を本年3月31日付で改正させていただいたものであります。

次に、専決処分した補正予算の関係でございます。

最初に、承認第6号 専決処分した令和7年度長和町一般会計補正予算（第9号）の承認について御説明を申し上げます。

歳入では、町税、地方譲与税、地方消費税をはじめとする各交付金、地方交付税、国及び県からの負担金・補助金の確定等に伴う補正、基金繰入金、諸収入、地方債の補正が主なものになっております。

歳出につきましては、議会3月定例会でお認めをいただきました補正予算の取りまとめ後に変動を来した国・県の補助事業に係る、地方債に係る事業の補正のほか、各種事務事業の清算に伴う補正が主なものになっております。

専決による補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,675万8,000円の減額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は63億7,453万3,000円となりました。これにより、令和7年度の財政調整基金の取崩し額は7,409万1,000円減の3億261万7,000円となりました。

次に、一般会計と同様に令和8年3月31日付で専決処分させていただきました、承認第7号 専決処分した令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）から、承認第11号 専決処分した令和7年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）の各特別会計の補正予算につきましても、一般会計と同様に、保険税や保険料、補助金の確定、繰入金の清算に伴う歳入の補正、各種事務事業の清算に伴う歳出の補正が主なものになっております。

次に、承認第12号 専決処分した令和8年度長和町一般会計補正予算（第1号）の承認について御説明をいたします。

国の物価高騰対応子育て応援手当の支給について、令和8年度支給予定だった令和8年3月以降の申請分について、国から迅速な支給をするようとの指示があり、議会にお諮りするいとまがなかったため、この4月14日に専決処分をさせていただきました。

専決による補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ48万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算

の総額は60億848万円となっております。

次に、条例案件でございます。

議案第54号 長和町介護保険の一部を改正する条例についての制定につきましては、令和7年度の税制改革に伴い、住民税における所得区分に変動が生じたことにより、一部、介護保険料の減免の必要があるため、附則を追加する改正をお願いするものであります。

次に、議案第55号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の基準改正に対応し、条例を改正するものでございます。

次に、議案第56号 令和8年度長和町一般会計補正予算（第2号）につきまして、主な内容について説明を申し上げます。

まず、総務費の関係では、総務省のふるさとミライカレッジモデル実証事業の採択を受け、千葉県の国立千葉大学や女子美術大学と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトの費用に488万2,000円、同じく総務省の関係では、8月に執行されます長野県議会議員補欠選挙の必要経費として183万7,000円、農林水産事業の関係では、オーガニックビレッジ創出のためのみどりの食料システム戦略推進交付金として148万1,000円の増、消防費の関係では、地域未来交付金を活用した災害時の炊き出し用移動かまど2台の購入費用として96万7,000円などの補正が主なものとなっております。

なお、これらの合計で、一般会計全体では1,143万8,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は60億1,991万8,000円となります。

最後に、議案第57号 財産の取得についてでございますが、令和8年度に実施します長門小、和田小の学習用端末の更新に係る契約締結案件でございます。こちらも、地方自治法及び長和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

私からの説明は以上になりますが、詳細につきましては担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時8分でございます。10時18分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時18分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。承認第2号 専決処分した長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の承認についてから、承認第12号 専決処分した令和8年度長和町一般会計補正予算（第1号）の承認について及び議案第57号 財産の取得については、会議規則第39条第

3 項の規定により、委員会付託を省略することとし、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第 2 号から承認第 12 号までの専決処分の承認について及び議案第 57 号 財産の取得については、本日審議することに決定いたしました。

初めに、日程第 7 承認第 2 号 専決処分した長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） それでは、議案書の 34 ページを御覧ください。

承認第 2 号 専決処分した長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第 179 条の規定により御報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書 36 ページが改正文、37 ページからが新旧対照表となっております。

主な内容でございますが、人事院規則の一部改正に伴い、育児時間の多様化関係及び育児に関わる両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について通知されたことに伴い、部分休業について、これまで正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて 30 分単位として行うものとされていた規定を 30 分の単位として行うものとするものでございます。そのほか、関係する法律に括弧書きを追加するものでございます。

なお、6 月から希望する職員がいることから専決とさせていただき、施行日は令和 8 年 5 月 1 日でございます。

説明は以上です。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第 2 号を採決いたします。承認第 2 号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第 2 号は承認されました。

次に、日程第 8 承認第 3 号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） それでは、議案書の３９ページを御覧ください。

承認第３号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第１７９条の規定により御報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書４１ページからが改正文、５０ページからが新旧対照表となっております。

地方税法の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い所要の改正を行うもので、準則に従いまして長和町税条例の一部を改正するものでございます。

主な内容でございますが、今回の地方税法の改正では、給与取得控除の引上げ、各種控除の所得要件の緩和、独り親控除の拡充など、個人住民税の負担調整と控除の拡充のほか、自動車の取得時に課税されていた環境性能割の廃止など自動車関係諸税の見直し、また、ふるさと納税における特例控除において上限を設定するふるさと納税制度の見直し、そのほか、新宅住宅に対する固定資産税の減額措置において、適用対象となる床面積の上限要件が引き下げられるとした固定資産税の特例措置などの見直しが行われ、町税においてもそれらに関わる改正となっているものでございます。

なお、施行日につきましては令和８年４月１日でございます。

説明は以上です。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第３号を採決いたします。承認第３号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第３号は承認されました。

次に、日程第９ 承認第４号 専決処分した長和町小規模ケア施設条例の一部を改正する条例の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） それでは、議案書の８８ページを御覧ください。

承認第４号 専決処分した長和町小規模ケア施設条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第１７９条の規定により御報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書９０ページが改正文、９１ページが新旧対照表となっております。

主な内容でございますが、長和町和田小規模ケア施設は介護保険事業所として活用してまいりましたが、利用者がなく、また、需要がなくなり、令和８年３月３１日で事業を終了することといた

しました。よって、長和町小規模ケア施設条例から長和町和田小規模ケア施設を削除するものでございます。

なお、施行日につきましては令和8年4月1日でございます。

説明は以上です。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第4号を採決いたします。承認第4号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第4号は承認されました。

次に、日程第10 承認第5号 専決処分した長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） それでは、議案書の92ページを御覧ください。

承認第5号 専決処分した長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条の規定により御報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書94ページからが改正文、105ページからが新旧対照表となっております。

主な内容でございますが、令和9年度までの国民健康保険税水準の県統一に向け、町では令和3年度から県の示す標準税率を参考に資産割額の段階的な廃止に伴う税率改定を実施しているところでございます。

令和8年度の国民健康保険税額につきましては、1月に開催いたしました国民健康保険運営協議会において答申をいただき、決定したものでございます。

なお、2月の議会全員協議会においても御説明させていただきましたが、子ども・子育て支援金制度の創設による改正に伴い、国の改正確定が3月末日であったため、専決とさせていただきました。

なお、施行日につきましては令和8年4月1日でございます。

説明は以上です。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第５号を採決いたします。承認第５号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第５号は承認されました。

次に、日程第１１ 承認第６号 専決処分した令和７年度長和町一般会計補正予算（第９号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案書は１２２ページからになります。

承認第６号 専決処分した令和７年度長和町一般会計補正予算（第９号）について説明をさせていただきます。

それでは、議案書の１２４ページをお願いいたします。

第１条の関係でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，６７５万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６３億７，４５３万３，０００円とするものでございます。

第２条の繰越明許費の補正につきましては、地方自治法の規定により、令和７年度内に事業を完了することができない見込みとなった事業につきまして、令和８年度へ繰越しする事業について、新たに追加をお願いするものでございます。

今回追加をお願いしたい繰越明許費の詳細につきましては１２９ページに記載してございますので、よろしくお願いいたします。

それぞれの繰越事業につきましては、さきの報告第８号 令和７年度長和町一般会計繰越明許費で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきたいと思います。

次に、第３条の地方債の変更は、今回の専決に伴い、起債の限度額の補正を行うものでございます。

詳細につきましては１３０ページに記載してございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出の説明をさせていただきます。

詳細は１３２ページからになります。

まず、専決予算の全体を通した中身につきましては、歳入では、町税、地方譲与税、地方消費税をはじめとする各交付金、地方交付税、国及び県からの負担金・補助金の確定に伴う補正、基金繰入金、地方債の補正などが主なものとなっております。

歳出につきましては、本議会、３月定例会でお認めいただきました補正予算の取りまとめ後に変動を来した国・県の補助事業に係るもの、地方債に関わる事業の補正のほか、各種事務事業の清算

に伴う補正が主なものとなっておりますので、歳入歳出ともに額の大きいものを中心に御説明をさせていただきます。

では、歳入の主なものから説明をさせていただきます。

まず、１３６ページをお願いいたします。

款の１０ 地方交付税につきましては、特別交付税の確定に伴い、１，８８１万４，０００円を増額する補正予算を計上させていただきました。これにより、令和７年度の地方交付税の総額は３１億９，９３１万９，０００円となっております。

続いて、１３７ページ下段の款の１４ 国庫支出金、項の１ 国庫負担金、目の１ 民生費国庫負担金の関係では、障がい者自立支援給付費負担金の額の確定などにより目全体で４４７万円の減、１３８ページ中段から下、同じく款の１４ 国庫支出金、項の３ 委託金、目１ 総務費委託金の関係では、昨年実施されました衆議院選挙委託金で２９８万６，０００円、参議院選挙委託金で２４２万２，０００円をそれぞれ減額をしております。

その下、１３９ページにかけたの款の１５ 県支出金、項の１ 県負担金、目の１ 民生費負担金の関係では、先ほど国庫支出金で申し上げました障がい者自立支援給付負担額の県のかさ上げ分などの１０２万６，０００円の減額をはじめ、同じく１３９ページ中段の項の２ 県補助金においても、各事業の実績に伴う補助金の増減により、目の１ 総務費補助金では３１５万円の減、おめくりいただきました１４０ページ、目の４ 農林水産業費補助金では、獣害防止緊急対策事業費で２２６万１，０００円を増額する補正予算を計上させていただいております。

１４１ページをお願いいたします。

款の１６ 財産収入、財産運用収入の関係では、目の２ 利子及び配当金におきまして基金の利子配分額が決定したことから、当初予算におきまして財政調整基金利子積立金に計上していた基金の利子の予算をそれぞれの基金の利子の科目へ計上を振り分けております。

同じく１４１ページの下段、款の１７ 寄附金の目の３ ふるさと納税寄附金につきましては、寄附の実績により目全体で３７万４，０００円を増額する補正予算を計上させていただきました。

なお、令和７年度のふるさと納税寄附金の総額は２，３５７万９，０００円となっております。

おめくりいただいた１４２ページ、款の１８ 繰入金の目の２ 財政調整基金繰入金につきましては、７，４０９万円を減額する補正予算を計上させていただきました。

なお、令和７年度の財政調整基金、いわゆる取崩しは予算ベースで３億２６１万７，０００円となっております。

１４３ページをお願いいたします。

下段の款の２１ 町債につきましては、過疎対策事業債の充当事業に係る借入額の変更に係る補正でございます。

次に、歳出に移らせていただきます。

１４４ページからになります。

次の１４５ページをお願いいたします。

中段からの款の２ 総務費の関係では、目の５ 企画費につきまして、ふるさと納税寄附金に係る支援業務委託料の実績により２６３万６，０００円を減額、また、ふるさと納税基金積立額を１５７万４，０００円増額する補正予算を計上させていただいております。

なお、令和７年度末のふるさと納税基金の残高は８，２５７万円余になっております。

１４６ページをお願いいたします。

目の６ 財政調整基金費につきましては、歳入でも説明させていただきました令和７年度の各基金の利子額が決定いたしましたので、それぞれ補正をさせていただいております。

少し飛びまして、１４９ページから１５１ページにかけての款の２ 総務費、項の８ ケーブル施設運営費では、施設使用料の見込みが固まりましたことから、歳出側でも８７万７，０００円の増額、この中で施設整備基金、１５０ページから１５１ページにありますけれども、４９９万７，０００円を積み立てることとしております。

１５１ページ中段からの款の３ 民生費、目の１ 社会福祉総務費の関係では、福祉医療給付事業を実績に基づき２８５万１，０００円の減額、１５２ページ、目の２ 障がい福祉費においても、各給付金事業の実績により目全体で７３６万円の減額となっております。

ページが飛びますが、１５４ページ、目の４ 在宅福祉費の関係では、介護保険給付費の確定により、介護保険特別会計への繰出金を１，１４５万円減額する補正予算を計上させていただきました。

また少し飛びますが、１５７ページ、款の４ 衛生費、項の２ 健康づくり費の関係では、保健総務一般経費で、依田窪福祉医療事務組合の負担金の確定により４８９万７，０００円の減額を計上しております。

１５９ページをお願いいたします。

款の５ 農林水産業費、項の２ 林業費の関係では、令和７年度の森林環境譲与税が確定いたしましたので、基金積立額が３３５万３，０００円の増額となっています。

なお、令和７年度の森林環境譲与税総額は２，３３５万３，０００円となりました。

少し飛びまして、１６２ページ中段の款の９ 教育費、項の３ 中学校費の関係では、依田窪南部中学校組合への負担金の確定により５２６万４，０００円の増額、次の１６３ページ下段の項の４ 社会教育費、目の８ 「黒燐石のふるさと」保存整備事業の関係では、黒燐石展示・体験館運営に係る行政事務包括業務委託契約委託料３３０万円の減額、おめくりいただいた１６４ページ、目の９ 埋蔵文化財発掘調査費の関係では、町内遺構詳細分布調査や町内遺構確認調査事業に係る実績の確定により、行政事務包括業務委託料５５０万円の減額を計上させていただきました。

以上、承認第６号 専決処分した令和７年度長和町一般会計補正予算（第９号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第6号を採決いたします。承認第6号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第6号は承認されました。

次に、日程第12 承認第7号 専決処分した令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 議案書の169ページからでございます。

専決処分した令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の承認につきまして御説明を申し上げます。

171ページを御覧ください。

専決第7号 令和7年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきまして、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,761万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億322万9,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容について説明をさせていただきます。

177ページを御覧ください。

歳入につきまして、款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税、節の4 医療給付費分過年度分89万3,000円の増額、節5 後期高齢者支援金分過年度分36万1,000円の増額、節6 介護給付費納付金分過年度分17万5,000円の増額につきましては、収入実績によるものでございます。

款の2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 一般被保険者督促手数料、節1 一般被保険者督促手数料2万円の減額につきましては、収入実績によるものでございます。

款の6 県支出金、項1 県負担金、目1 保険給付費等交付金、節の1 保険給付費等交付金（普通交付金）7,290万7,000円の減額、節の2 保険給付費等交付金（特別交付金）26万8,000円の減額につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金の確定によるものでございます。

款の10 繰入金、項1 他会計繰入金、目の1 一般会計繰入金、節1 一般会計繰入金の84万9,000円の減額につきましては、出産育児一時金繰入金、職員人件費等繰入金、その他繰

入金につきまして、実績によるもの、人件費の確定によるものでございます。

次に、１７８ページを御覧ください。

款の１０ 繰入金、項２ 基金繰入金、目１ 一般会計繰入金、節１ 国保基金繰入金５００万円の減額につきましては、交付金等の実績に伴い減額調整を行うものでございます。

次に、１７９ページを御覧ください。

歳出の関係でございます。

款１ 総務費、項１ 総務管理費、目１ 一般管理費につきましては、国保税システムの標準化が見送りになったことに伴い、システム委託料６０万５，０００円の減額となります。

款の２ 保険給付費、項１ 療養諸費、目の１ 一般被保険者療養給付費、節１８ 負担金及び交付金５，４５６万３，０００円の減額、目３ 一般被保険者療養費、節１８ 負担金、補助及び交付金１５７万５，０００円の減額、目５ 審査手数料、節１１の役務費８万２，０００円の減額につきましては、実績によるものでございます。

款の２ 保険給付費、項２ 高額療養費、目１ 一般被保険者高額療養費、節１８ 負担金、補助及び交付金１，６６８万７，０００円の減額につきましては、実績によるものでございます。

１８０ページを御覧ください。

款の２ 保険給付費、項３ 出産育児諸費、目１ 出産育児一時金、節１８ 負担金、補助及び交付金５０万円の減額につきましては、実績によるものでございます。

款３ 国民健康保険事業費納付金、項１ 医療給付費、項２ 後期高齢者支援金分から１８１ページにかけまして項３の介護納付金までにつきましては、財源の充当の変更によるものでございます。

款の６ 保健事業費、項２ 特定健康診査等事業費、目１ 特定健康診査等事業費、節１２ 委託料６７万７，０００円の減額につきましては、実績に伴うものでございます。

款１０ 予備費につきましては、このたびの歳入歳出の補正により予備費を２９２万６，０００円減額し、歳入歳出の調整を行うものでございます。

説明は以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第７号を採決いたします。承認第７号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第７号は承認されました。

次に、日程第１３ 承認第８号 専決処分した令和７年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第２号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 議案書の１８２ページからでございます。

専決処分した令和７年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第２号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書１８４ページを御覧ください。

専決第８号 令和７年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２８万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４７１万９，０００円とするものでございます。

それでは、内容について御説明をさせていただきます。

議案書１９０ページを御覧ください。

歳入につきまして、款１ 診療収入、項１ 歯科外来収入、目１ 歯科診療報酬につきましては、国保分８３万１，０００円の減額、社保分３１万５，０００円の減額、一部負担金１３万５，０００円の減額につきまして、実績により減額補正となります。

次に、１９１ページを御覧ください。

歳入につきましては、款１ 総務費、項１ 歯科施設管理費、目１ 歯科一般管理費、節１２ 委託料につきまして、実績により歯科医師診療報酬１２８万１，０００円の減額補正となります。

説明は以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第８号を採決いたします。承認第８号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第８号は承認されました。

次に、日程第１４ 承認第９号 専決処分した令和７年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 議案書の１９２ページを御覧ください。

専決処分した令和７年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の承認につきまして説明を申し上げます。

議案書１９４ページを御覧ください。

専決第９号 令和７年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）につきまして、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億２，０６３万５，０００円とするものでございます。

２００ページを御覧ください。

歳入につきまして、款１ 後期高齢者医療保険料、項１ 後期高齢者医療保険料、目１ 特別徴収保険料につきましては、実績により現年度分３８万９，０００円の減額、目２ 普通徴収保険料につきましては、現年度分４９万３，０００円の増額、滞納繰越分につきましては、実績により４万６，０００円の増額補正となります。

款の４ 繰入金、項１ 一般会計繰入金、目１ 事業費繰入金につきましては、事務費繰入金につきまして実績により１４万８，０００円の減額補正となります。

款６ 諸収入、目２ 償還金及び還付加算金につきましては、保険料還付金につきまして実績により７万８，０００円の増額補正をお願いするものでございます。

２０１ページを御覧ください。

歳出につきまして、款１ 総務費、項２ 徴収費、目１ 徴収費、節１１ 役務費７万２，０００円の減額、節１２ 委託料８万４，０００円の減額につきまして、それぞれ実績により減額補正となります。

款の２、項１、目１ 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、実績によりまして特別徴収保険料３９万６，０００円の減額、普通徴収保険料３８万円の増額についてそれぞれお願いをするものでございます。

款３ 諸支出金、項１ 償還金及び還付加算金、目１ 保険料還付金、節２２ 償還金利子及び割引料につきましては、実績により７万円の減額補正をお願いするものでございます。

款４ 予備費につきましては、このたびの歳入歳出の補正により予備費を３２万２，０００円増額し、歳入歳出の調整を行うものでございます。

詳細説明は以上となりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第9号を採決いたします。承認第9号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第9号は承認されました。

次に、日程第15 承認第10号 専決処分した令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 議案書の203ページをお願いいたします。

承認第10号 専決処分した令和7年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法の規定により専決処分をいたしましたので報告し、承認をお願いするものでございます。

おめくりをいただき、205ページ、歳入歳出の補正では、歳入歳出それぞれ3,869万3,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億7,865万5,000円とするものでございます。

211ページからの歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入につきまして、介護給付額や交付額等の確定に伴う補正となっております。

214ページからの歳出は、給付実績等による減額となりますが、主なものとしまして、215ページの款2、項1 介護サービス等諸費につきましては、目1の在宅での訪問や通所介護等の居宅介護サービス給付費が660万円の減額、目3のグループホームなどの地域密着型介護サービス給付費が2,117万1,000円の減額、目5の施設入所者等の施設介護サービス給付費が3,909万5,000円の減額となっております。

223ページの予備費につきましては、歳入歳出補正に伴い4,635万3,000円を計上いたしました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第10号を採決いたします。承認第10号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第10号は承認されました。

次に、日程第１６ 承認第１１号 専決処分した令和７年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第４号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

笹井産業建設課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） それでは、議案書の２２４ページからになります。

承認第１１号 専決処分した令和７年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第４号）について説明を申し上げます。

２２６ページを御覧ください。

歳入歳出の補正第１条、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ３６９万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８，９５７万７，０００円とするものでございます。

詳細につきまして、２３２ページをお願いいたします。

歳入の補正の内容でございますが、事業確定に伴う補正となっております。

まず、款２、項１、目１ 財産貸付収入でございますが、地代等実績によりまして４万９，０００円の減額、次に、款３、項１、目１ 財政調整基金繰入金でございますが、実績によりまして３４７万５，０００円の減額、次に、款３、項３、目１ 財産区繰入金でございますが、実績によりまして８，０００円の減額、次に、款５、項１、目１ 別荘地管理収入でございますが、鷹山ペンション村及び美ヶ原高原郷別荘地管理費収入等を１６万４，０００円の減額で、それぞれ補正予算を計上させていただきました。

次に、歳出の関係でございますが、２３３ページをお願いいたします。

款３、項１、目１ 予備費でございますが、３６９万６，０００円の減額で、歳入の減額分を予備費で調整するものでございます。

説明は以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第１１号を採決いたします。承認第１１号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第１１号は承認されました。

次に、日程第１７ 承認第１２号 専決処分した令和８年度長和町一般会計補正予算（第１号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 議案書は２３４ページからになります。

承認第１２号 専決処分した令和８年度長和町一般会計補正予算（第１号）について説明をさせていただきます。

先ほどの町長の提案説明にもありましたが、今回の専決処分した令和８年度一般会計補正予算につきましては、国の物価高騰対応子育て応援手当の支給に係るものでございます。

令和８年２月申請分までの支給は完了しておりますけれども、国から令和８年３月以降の申請分についても、令和８年度の予算のスタートに合わせ、迅速な支給をするようにとの指示があり、議会にお諮りするいとまがなかったため、この４月１４日に専決処分をさせていただきました。

おめくりいただきまして、２３６ページをお願いいたします。

第１条の関係でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４８万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６０億８４８万円とするものでございます。

では、歳入歳出の説明をさせていただきます。

詳細は２４２ページからになります。

まず、歳入ですが、款の１３ 国庫支出金、項の２ 国庫補助金、目の２ 民生費国庫補助金で、国から交付される１人当たり２万円の子育て応援手当の３月申請の２３名と４月に申請がずれ込んだ１名を加えた２４名分の応援手当４８万円を計上し、そちらをおめくりいただいた２４３ページ、歳出の款の３ 民生費、項の２ 児童福祉費、目の１ 児童福祉総務費で申請者に交付するものでございます。

以上、承認第１２号 専決処分した令和８年度長和町一般会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わり、承認第１２号を採決いたします。承認第１２号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、承認第１２号は承認されました。

次に、議案第５４号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例についてから議案第５５号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） それでは、議案書の２４４ページをお願いいたします。

議案第５４号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

条文につきましては、２４５ページをお願いいたします。

本条例でございますが、令和７年度の税制改革において給与所得控除の見直しが行われたことに伴い、住民税における所得区分の変動が生じることとなりました。このため、税制改正に起因する影響により保険料負担が実質的に増加すると認められた者に対し、負担の公平性の確保及び急激な負担増の緩和を図る観点から保険料の減免措置を講じるもので、附則を追加するものでございます。

なお、施行日につきましては令和８年７月１日でございます。

続きまして、議案第５５号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書２４６ページをお願いいたします。

条文につきましては２４７ページから、新旧対照表につきましては２５０ページからになります。

本条例でございますが、国の基準改正に対応し、児童福祉施設及び家庭的保育事業等の設備、運営基準を見直すものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日からでございますが、第１３条の改正規定は令和８年１２月２５日からの施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 議案の説明が終わりました。

なお、本定例会に上程されている条例及び補正予算に関する議案は、全て委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては担当の委員会へ委ねていただき、この場では総括的大綱的なものについてのみ質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第５６号 令和８年度長和町一般会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案書の２５５ページをお願いいたします。

それでは、議案第５６号 令和８年度長和町一般会計補正予算（第２号）について説明をさせていただきます。

２５６ページの第１条の関係ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，１４３

万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億1,991万8,000円とするものでございます。

それでは、最初に、歳入から説明をさせていただきます。

262ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳出と関連しておりますので、細かい部分は歳出で説明をさせていただきます。

まず、款の13 国庫支出金の目の1 総務費国庫補助金のふるさとミライカレッジ実証事業補助金48万8千200円、目の9 消防費国庫補助金の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）48万円、次に、款の14 県支出金、項の2 県補助金では、目の4 農林水産事業費補助金の新規就農者育成総合対策事業補助金30万円と、みどりの食料システム戦略推進交付金148万1,000円、その下、項の3 委託費、目の1 総務委託金では、8月に施行されます長野県議会議員補欠選挙費委託金として183万7,000円について、事業の申請、採択、追加の内示によりそれぞれ増額補正をさせていただきます。

款の17 繰入金については、補正に伴う財政調整基金からの財源調整として245万8,000円の補正をさせていただきました。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

263ページをお願いいたします。

最初に、款の2 総務費の目の5 企画費、一般企画費の123万1,000円につきましては、令和6年度繰越事業で実施した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業完了に伴いまして事業費の清算に伴う返還金を、また、その下、ふるさとミライカレッジモデル実証事業につきましては、町の観光協会が総務省のふるさとミライカレッジという事業のモデル実証事業の採択を受けまして、千葉県の国立千葉大学とこれまでも連携を行っている女子美術大学の2つの大学と手を組み、大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトを実施することになりました。

この実証事業の実施に当たりましては、あくまでも総務省からの事業委託先は地方自治体であるということや再委託の規定があることなどから、学生の当町までの旅費や滞在費、事業のための必要経費やコーディネーターの委託料など488万2,000円を計上させていただいております。

その下の項の4 選挙費につきましては、8月に県知事選と同日に執行されます長野県議会議員補欠選挙の必要経費として183万7,000円、おめくりいただいた264ページ、款の3 民生費の目の1 社会福祉総務費の関係で、福祉医療システムの改修委託費で44万円、その下の款の4 衛生費の関係では、生ごみ堆肥化処理施設設備の劣化等による破損修繕費として30万円、款の5 農林水産業費の関係では、農業振興一般経費のみどりの食料システム戦略推進交付金では、生産者組織から緑肥導入のための試行的取組が追加認定されたことに伴い148万1,000円の増、おめくりいただいた経営安定・担い手関連対策事業では、交付単価の改定により30万円の増、同じページ、最下段の款の8 消防費の関係では、歳入で説明した国からの地域未来交付金を活用

して、災害時の炊き出し用移動かまど２台の購入費用として９６万７，０００円を計上いたしました。

以上、議案第５６号 令和８年度長和町一般会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第２１ 議案第５７号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、議案第５７号 財産の取得について説明をさせていただきます。

議案書の２６６ページをお願いいたします。

文科省のＧＩＧＡスクール構想に基づきまして、長門小、和田小で使用している学習端末の更新に当たり、児童の学習用端末を１人１台ずつ配備するため、長野県ＧＩＧＡ基金１人１台端末整備事業補助金、公立高校情報機器購入事業によりまして、県内７７市町村の共同調達によります公募型プロポーザル方式で整備に向けた事務を進めてまいりました。

今回、端末の更新の契約締結に当たり、地方自治法及び長和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、該当いたしますので、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、議案書記載のとりの物品２１４台でございます。契約の金額は１，０７８万１，３２０円、契約の相手方は、長野県松本市大字和田４０１０番１０、キッセイコムテック株式会社公共・医療ソリューション事業部長伊藤嘉春、契約の方法は、長野県共同調達によります公募型プロポーザル方式でございます。

議案書２６７ページからの仮契約書の写しを御覧いただきたいと思います。

本事業で更新する学習用端末２１４台につきましては、夏休み明けから使用を開始するため、納期を８年８月２０日としており、令和８年５月２１日付で仮契約を締結させていただいております。

また、本事業の事業者につきましては、長野県共同調達により、県内市町村間において、議案書の２６９ページ以降にあります共通の仕様書を作成した上での公募型プロポーザル方式で選定されておりますので、随意契約の扱いとなっております。

以上、議案第５７号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 討論を終わります。

これより本案を採決いたします。議案第57号 財産の取得についてを原案のとおり可決すること
に賛成議員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○議長(原田恵召君) 賛成多数。よって、議案第57号は可決されました。

◎日程第22 委員会付託について

○議長(原田恵召君) 次に、日程第22 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第54号から議案第55号までの条例案2件、議案第57号の令和8年度補正予算案1件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、委員会付託表のとおり、各委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、6月3日及び4日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、6月3日及び4日の一般質問につきましては、午前9時から開会といたします。

◎散会の宣告

○議長(原田恵召君) 以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午前11時15分

第 2 号

(6 月 3 日)

議 事 日 程

令和 8 年 6 月 3 日

午前 9 時 0 0 分 開議

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問

散 会

令和 8 年長和町議会 6 月定例会（第 2 号）

令和 8 年 6 月 3 日 午前 9 時 0 0 分開議

出席議員（10 名）

1 番	諫 山 三 武 議員	2 番	高 田 傑 議員
3 番	小 川 法 樹 議員	4 番	城 内 たき子 議員
5 番	阿 部 由紀子 議員	6 番	龍 野 一 幸 議員
7 番	荻 野 友 一 議員	8 番	佐 藤 恵 一 議員
9 番	田 福 光 規 議員	10 番	原 田 恵 召 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 羽 田 健一郎 君	副 町 長 清 水 英 利 君
教 育 長 藤 田 仁 史 君	総 務 課 長 中 原 良 雄 君
総 合 政 策 課 長 上 野 公 一 君	住 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者 米 沢 正 君
保 健 福 祉 課 長 小 林 義 明 君	産 業 建 設 課 長 笹 井 佳 彦 君
教 育 課 長 長 井 真 樹 君	総 務 課 長 補 佐 遠 藤 剛 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 翠 川 鉄 夫 君	議 会 事 務 局 書 記 若 林 美 穂 君
-------------------	-------------------------

◎開議の宣告

- 議長（原田恵召君） おはようございます。
長和町議会第2回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（原田恵召君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日6名の一般質問を行います。

9番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福議員。

- 9番（田福光規君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

本日、私は、第1に長和町財政の現状と今後の課題について、第2に国道142号線、男女倉から新和田トンネル間の道路清掃の提案の2つについての一般質問を行います。

最初の質問です。長和町財政の現状と今後の課題について。

最初に、実質単年度収支についてお伺いします。町の財政が赤字か黒字か、基金すなわち貯金の取崩しを含めないで算出した実質単年度収支の10年間の推移についてお聞きします。

- 議長（原田恵召君） 羽田町長。

- 町長（羽田健一郎君） 長和町の財政の現状と今後の課題に関する御質問でございます。

御承知のとおり、昨年、長和町は合併から20年が経過をいたしました。

合併以降、合併特例法に基づきまして財政措置を活用し、両町村の融和を図るため、新町の一体感の醸成のための事業に注力してまいりました。

合併当初は普通交付税の合併算定替により旧長門町と旧和田村のこの2町村が存続した場合の普通交付税が交付をされておりましたが、10年間の特例期間が平成27年度に終了をいたしまして、その後、5年間の激変緩和措置が令和2年度に終了し、令和3年度からは長和町一本での算定による普通交付税が交付をされております。

自主財源が乏しい当町の財政運営は、歳入の約半分を占める地方交付税への依存が大きく、現在の財政運営は普通交付税の減収分を基金の繰入金に頼る状況となっております。

昨年の町長選挙での公約として掲げました、必要な住民サービス維持のための健全財政の実現を図るため、各種事務事業の見直しや経常経費の圧縮などを行うことにより、持続可能な財政運営を目指してまいりたいというふうに思っております。

議員の御質問の実質単年度収支の10年間の推移につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 上野総合政策課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の実質単年度収支の１０年間の推移につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、実質単年度収支とは、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた形式収支から、繰越明許費に係る財源を控除した実質収支額を算出します。

当該年度の実質収支額から、前年度の実質収支額を差し引き、当該年度のみの実質的な収入と支出の差額である単年度収支ということになります。

単年度収支に黒字要素である基金積立金額等を加え、赤字要素である積立金の取崩し額を差し引いた額が実質単年度収支となります。

実質単年度収支が継続して黒字であれば基金を取り崩すことなく健全な財政運営が行われていることを示し、赤字が続く場合は基金の取崩しに頼った厳しい財政運営となっていることを表しております。

では、過去１０年間の実質単年度収支でございますが、平成２７年が２億１，７０２万５，０００円の黒字、平成２８年が２億８，１２４万４，０００円の赤字、平成２９年度が４億４，０８６万４，０００円の赤字、平成３０年が２億３，９５３万９，０００円の赤字、令和元年が３億７，１４４万３，０００円の赤字、令和２年度が４億１，６２３万２，０００円の赤字、令和３年度が５，１３３万４，０００円の黒字、令和４年度が２億９，５１４万２，０００円の赤字、令和５年度が２億７，６９４万７，０００円の赤字、令和６年度が３億９，１７２万４，０００円の赤字というふうになっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 答弁いただいた実質単年度収支の１０年間の推移では、平成２７年度と令和３年度の２年間以外は、２億円から４億円の赤字が続いています。１０年間の収支の合計は、２４億４，４７７万円の赤字で、年平均で２億４，４４７万円の赤字となっています。貯金を取り崩す財政運営が続いており、深刻な事態だと思います。

赤字が続く中で、平成２７年度２億１，７０２万円、令和３年度５，１３３万円の２年は黒字となっています。この理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 平成２７年度と令和３年度の決算時における黒字、いわゆる実質単年度収支がプラスになった要因について、御説明をさせていただきます。

まず平成２７年度におきましては、合併特例法により合併市町村の財政基盤安定のため、長門町、和田村の両町村が存続していた場合の普通交付税額が合併算定替の特例期間として、合併後１０年間交付されていた最終年度となり、この後、激変緩和期間として令和２年度までの５年間で徐々に長和町のみで算定された一本算定による額への縮減がされております。

また、令和３年度におきましては、この年より普通交付税額は長和町のみによる一本算定に縮減

がされましたけれども、令和２年度の国税決算による増収等により、国の令和３年度補正予算において普通交付税額が増額され調整額の復活と再算定が行われたことにより、普通交付税が増加したこと、これが原因であると考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 町には、一般財源用の貯金に該当する財政調整基金があります。先ほどお聞きしました実質単年度収支の赤字の補填にこの基金を主に活用してきたわけですが、この１０年間の財政調整基金の残高の推移についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の財政調整基金の１０年間の推移について答弁をさせていただきます。

まず財政調整基金とは、地方公共団体が年度間の財源の変動や、不測の支出に備えるために財源に余裕があるときに積み立てておく地方公共団体の預貯金に当たるものでございます。

では、過去１０年間の財政調整基金の残高でございますが、平成２７年度が２８億５，９３９万１，０００円、平成２８年度が２７億８，３７７万３，０００円、平成２９年度が２５億７，３１５万８，０００円、平成３０年度が２３億２，２１３万２，０００円、令和元年度でございますが１９億４，３０４万円、令和２年度が１５億９，０５４万１，０００円、令和３年度が１７億６万４，０００円、令和４年度が１７億６，７２２万８，０００円、令和５年度が１５億３，３６７万３，０００円、令和６年度が１２億４，５３２万円となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） ただいまの答弁にありましたように、財政調整基金は、平成２７年度から令和６年度までの９年間で、２８億６，０００万円から１２億４，０００万円に約１６億円減少しています。

そして、今６月議会で承認されました令和７年度の補正予算（第９号）で、令和７年度の繰入金３億２６１万７，０００円となりました。

さらに、今年度、令和８年度の一般会計予算で３億６，４７８万８，０００円の繰入れを行っており、今年度末には財政調整基金は５億７，７９１万５，０００円となります。

このままでの財政運営で推移しますと、３年以内に枯渇してしまう重大事態であります。当町の財政は財政破綻寸前の財政危機状態であると思います。緊急に大幅な財政再建策を立案し実行することが求められています。

次に、基金総額の推移についてお聞きします。

町の貯金はこの財政調整基金以外に、使用目的別等の基金がありますが、全ての貯金、基金の総額の１０年間の推移についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の基金の１０年間の推移について答弁させていただきます。

まず、町の基金については、地方債の償還財源として財政の健全な運営を目的といたしました減債基金や、地域の振興を目的とした地域振興基金など、財政調整基金のほかに一般会計に属する基金が２１ございます。

では、過去１０年間の全ての基金の残高ですが、平成２７年度が５０億９，６１１万２，０００円、平成２８年度が４９億９，１０９万１，０００円、平成２９年度が４６億８０７万３，０００円、平成３０年度が４３億５，２７１万３，０００円、令和元年度が３８億５，５８８万円、令和２年度が３３億４，５０７万４，０００円、令和３年度が３３億７，７５２万７，０００円、令和４年度が３５億４，５０１万３，０００円、令和５年度が３２億３，２４９万５，０００円、令和６年度が２８億４，８５６万７，０００円となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 次に、地方交付税についてお聞きします。

国から地方自治体に対し支給されます地方交付税——普通交付税と特別交付税がありますが、この地方交付税について、その説明と算定根拠等についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 国から地方公共団体に支給される地方交付税につきまして、交付の目的や算定根拠について御説明をさせていただきます。

地方交付税は、全国のどの自治体に住んでいる方でも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が徴収した所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税の一部を自治体に再配分する、国が地方に代わって徴収する地方税という性格を持っております。

まず、普通交付税ですが、算定に当たっては行政項目ごとに人口や面積、道路延長、児童数といった公になっている測定単位の数値に、行政の規模や自然的・社会的条件によって生じる行政経費の差を反映させるため、補正係数を用いて割増しや割落としを行い、地方自治体が標準的な水準の行政サービスを行うために必要な理論上の一般財源である基準財政需要額を算定いたします。

この基準財政需要額から、地方自治体の標準的な税收等により算定された基準財政収入額を差し引いた額、それがその団体の理論上の財源不足額となりまして、普通交付税として交付がされております。

次に、特別交付税についてですが、普通交付税の補完措置として設けられておりまして、普通交付税の基準財政需要額の算定に補足されなかった地方バスの運行経費や定住自立圏に関する経費、地域おこし協力隊の経費等の財政需要額を対象といたしまして交付がされている状況でございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 地方交付税の１０年間の推移、普通交付税と特別交付税をそれぞれ別々にして、ついてお聞きしたいと思います。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の地方交付税の１０年間の推移について答弁をさせていただきます。

ます。

では、過去１０年間の地方交付税の金額でございますが、平成２７年度が、普通交付税２７億３，７５６万円、特別交付税３億２８万４，０００円、合わせまして３０億３，７８４万４，０００円。

平成２８年度が、普通交付税２６億９，３７２万８，０００円、特別交付税２億７，７５８万３，０００円、合わせまして２９億７，１３１万２，０００円。

平成２９年度が、普通交付税２５億８，１０９万２，０００円、特別交付税２億６，９４２万４，０００円、合計が２８億５，０５１万６，０００円。

平成３０年度が、普通交付税２５億７８０万７，０００円、特別交付税２億６，１６４万９，０００円、合計で２７億６，９４５万６，０００円。

令和元年度に入りまして、普通交付税２４億９，８１２万５，０００円、特別交付税３億５，６２１万８，０００円、合計が２８億５，４３４万３，０００円。

令和２年度が、普通交付税２５億９，８３９万７，０００円、特別交付税におきましては２億４，５７６万４，０００円、合計で２８億４，４１６万１，０００円。

令和３年度、普通交付税２７億９，１９９万５，０００円、特別交付税２億８，８９０万６，０００円、合わせまして３０億８，０９０万１，０００円。

令和４年度が、普通交付税２７億７，７５８万９，０００円、特別交付税２億６，８９２万１，０００円、合計は３０億４，６５１万円。

令和５年度におきましては、普通交付税２７億３，０９０万５，０００円、特別交付税２億４，２８９万４，０００円、合計いたしまして２９億７，３７９万９，０００円。

最後、令和６年度でございますが、普通交付税２８億２，８９５万２，０００円、特別交付税２億７，５６４万６，０００円、令和６年度の合計は３１億４５９万８，０００円となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 次に、町債についてお聞きします。

町債の１０年間の推移についてお聞きしたいと思います。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の町債の１０年間の推移について答弁をさせていただきます。

まず、町債とはでございますが、町が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務でその履行が会計年度を超えて行われるものであり、一般家庭でいう住宅ローンみたいなものに当たるものでございます。

町債は公共施設の建設等の財源として主に活用しており、長期間にわたって利用する施設の建設費を後年度に利用する住民も負担することとなり、利用と負担のバランスを取ることができる制度となっております。

長和町では過疎対策事業債や辺地対策事業債、合併特例事業債といった後年度に普通交付税により元利償還金に対する措置率が高い有利な起債を利用しております。

では、過去10年間の町債の借入額の推移でございますが、平成27年度が11億6,816万円、平成28年度が5億2,039万円、平成29年度が7億754万円、平成30年度が4億6,313万円、令和元年度7億4,802万円、令和2年度が6億5,529万円、令和3年度が5億2,325万円、令和4年度が5億1,166万円、令和5年度が2億9,710万円、令和6年度が3億1,163万円となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 10年間の町債の中の過疎債と辺地債の推移についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の町債のうち、過疎債、辺地債の10年間の推移について答弁をさせていただきます。

まず過疎債とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による財源措置の一つでありまして、長和町過疎地域持続的発展計画に基づく事業の財源としてございます。過疎対策事業の元利償還金の7割が後年度に普通交付税により措置される町債となっております。

続いて辺地債とは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律による財源措置ございまして、長和町では令和4年度から8年度までを計画期間として、鷹山地域を対象とした辺地に係る総合計画を定め、ブランシュたかやまスキー場の施設整備を行っております。辺地対策事業債については元利償還金の8割が後年度に普通交付税により措置される町債となっております。

では、過去10年間の過疎債、辺地債の借入額でございますが、平成27年度が、過疎債が2億4,520万円、辺地債の借入れはございません。

平成28年度が、過疎債が2億7,680万円、この年も辺地債の借入れはございません。

平成29年度が、過疎債が4億9,960万円、辺地債の借入れはございません。

平成30年度が、過疎債が2億9,310万円、辺地債の借入れはございません。

令和元年度が、過疎債が3億5,790万円、辺地債の借入れはございません。

令和2年度が、過疎債が3億6,320万円、過疎債の借入れはございません。

令和3年度、過疎債が1億9,580万円、この年も辺地債の借入れはございません。

4年度が、令和4年度でございますが、過疎債が1億2,130万円、この年から辺地債が1億1,050万円。

令和5年度が、過疎債が1億4,240万円、辺地債が1億890万円。

令和6年度が、過疎債が1億6,620万円、辺地債が1億1,980万円というふうになっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次に、財政力指数についてお聞きします。

自治体の財政状況を評価する指標として、財政力指数という指標が使われています。この財政力

指数について説明をお願いします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 財政力指数について御説明をさせていただきます。

議員御質問の財政力指数とは、普通交付税の算定に用いた地方自治体の標準的な税収等により算定された基準財政収入額を、地方自治体が標準的な水準の行政サービスを行うための、必要な理論上の一般財源として算定した基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値となっております。

財政力指数が1.0を上回りますと収入額が需要額を上回っている状態であり、普通交付税の交付団体となります。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 財政力指数の10年間の推移をお聞きます。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の財政力指数の10年間の推移について答弁をさせていただきます。

過去10年間の財政力指数の推移でございますが、平成27年度が0.23、平成28年度がこちらも0.23、平成29年度こちらも0.23、平成30年度こちらも0.23、令和元年度こちらも0.23、令和2年度が0.23、令和3年度こちらも0.23、令和4年度こちらが0.22、令和5年度が0.22、令和6年度が0.22という数値になっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 令和6年度の財政力指数を近隣の町村と比べてみました。

長和町0.22、立科町0.32、青木村0.24、坂城町0.63、下諏訪町0.52。当町の自立度が一番低い数値となっておりますが、考えられる理由についてお聞きます。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 財政力指数の近隣町村との比較についての御質問でございます。

議員御質問のとおり、近隣の町村と比較すると長和町が一番低い数値となっております。

それぞれの町村で、状況が異なりますので、一概に比較することはできませんが、人口減少や高齢化による住民税額の減少、企業数が少ないことにより法人税収入が少ないことなど、自主財源が少ないことが、財政力指数が低い理由であると推察されております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次に、経常収支比率についてお聞きます。

自治体の財政状況を評価する指標として、経常収支比率という指標が使われています。この経常収支比率について説明をお願いします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 経常収支比率について御説明をさせていただきます。

議員御質問の経常収支比率とは人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出が、町税、普通交付税

等の毎年経常的に収入される一般財源に占める割合となっておりまして、数値が低いほど臨時的な経費や行政施策に多くのお金が使えることとなることから、財政構造上の弾力性を示す指標となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 経常収支比率の10年間の推移をお聞きます。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の経常収支比率の10年間の推移について答弁をさせていただきます。

過去10年間の経常収支比率の推移ですが、平成27年度が79.0%、平成28年度が90.6%、平成29年度が91.8%、平成30年度が91.2%、令和元年度も91.2%、令和2年度が87.3%、令和3年度が82.7%、令和4年度が81.4%、令和5年度が85.7%、令和6年度が86.7%となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 経常収支比率はおおむね70%から80%の間にあることが理想とされているそうですが、当町はほとんどの年度で80%台から90%台へと上回っています。

令和6年度の経常収支比率を近隣の町村と比べてみました。

長和町86.7%、立科町86.2%、青木村76.9%、坂城町79.9%、下諏訪町85.1%。

当町が一番使える財源に余裕がないとの数値ですが、そうなっている理由についてお聞きます。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 経常収支比率の近隣町村との比較についての御質問でございます。

議員御質問のとおり、近隣の町村と比較いたしますと経常収支比率が一番高い値となっております。経常経費に使われた経常一般財源の割合を見ますと、公債費や、上田地域広域連合への負担金、依田窪病院への負担金といった補助費、特別会計繰出金に対する割合が大きいものとなっております。

また、比較対象となった町村につきましては合併町村でないことから、公共施設の維持管理費等が当町よりも少ないことも要因の一つであると考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次に、実質公債費率についてお聞きます。

自治体の財政状況を評価する指標として、実質公債費比率という指標が使われています。この実質公債費比率について説明をお願いします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 実質公債費比率について説明をさせていただきます。

議員御質問の実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団

体の財源規模に対する割合で表したものであります。

この比率が１８％以上になると、町債を借りる際に県知事の許可が必要となる団体となります。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 実質公債費率の１０年間の推移についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 町の実質公債費比率の１０年間の推移について答弁をさせていただきます。

過去１０年間の実質公債費比率の推移ですが、平成２７年度が９．０％、平成２８年度が９．５％、平成２９年度が１０．０％、平成３０年度が１０．６％、令和元年度が１１．１％、令和２年度が１１．６％、令和３年度が１１．４％、令和４年度が１０．３％、令和５年度が９．８％、令和６年度が１０．０％となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 令和６年度の実質公債費比率を近隣の町村と比べてみました。

長和町１０．０、立科町７．７、青木村７．９、坂城町８．４、下諏訪町８．０。

当町が地方債の返済額が一番多い割合の数値であります、そうになっている理由についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 実質公債費比率の近隣町村との比較についての御質問でございます。

議員御質問のとおり、近隣の町村と比較いたしますと実質公債費比率が一番高い数値となっております。当町は合併町村であるため、新市町村建設計画に基づき新しいまちづくりの財源として借入れができる、合併特例債が使えたことが一つの要因となっております。

また、下水道の整備に伴う特別会計への公債費財源としての繰出金の増加も要因の一つでございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 次に、令和６年度の財政状況類似団体比較カードを活用した全国と同規模自治体に比べた歳入の検討についてお聞きします。

最初に、地方税についてです。

人口１人当たりの歳入状況の地方税で、当町が１２万８，０５４円に対し、類似団体は１４万９，３７７円と当町を大きく上回っています。その理由についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 全国の同規模自治体と比較した地方税収入の差についての御質問でございます。

全国の市町村を対象に、国勢調査を基にした人口と産業構造の２つの要素を基準に分類し、同じ

分類となった町村が類似団体となり、令和５年度決算時点では長和町と同じ種類の町村は全国で８１ございます。

総務省が公表している類似団体比較は、人口１人当たりの歳入歳出決算額のための内容の詳細は比較をできませんけれども、当町では同規模自治体と比べ、高齢者が多く生産年齢人口が少ないことや、法人数が少ないことに伴う住民税等の収入が少ないこと、これが要因の一つではないかと考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 次に、地方交付税の比較についてお聞きします。

人口１人当たり歳入状況の地方交付税で、当町が５６万３，０３９円に対し、類似団体では３６万６，７５８円と当町が大きく上回っています。その理由をお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 全国の同規模自治体と比較した地方交付税の収入額の差についての御質問でございます。

こちらの内容の詳細は比較できませんけれども、当町の自主財源が少ない状況や、交付税措置率の高い起債を多く借りていることから、類似団体より地方交付税額が多い要因であると考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 次に、令和６年度の財政状況類似団体比較カードを活用した全国の同規模自治体に比べた場合の歳出の検討についてお聞きします。

最初は衛生費です。

人口１人当たりの歳出状況の衛生費で、当町が１９万４，０３３円に対し、類似団体は７万６，６４４円と当町が大きく上回っています。その理由をお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 全国の同規模自治体と比較した衛生費の歳出額の差についての御質問でございます。

まず、衛生費とは、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るための、医療や公衆衛生に係る費用、し尿・ごみなどの一般廃棄物の収集・処理等の費用になってございます。

当町では、同規模自治体と比べ、病院に対する負担金や上水道会計への公債費財源に係る繰出金が多いことが理由の一つと思われております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 次に、商工費についてお聞きします。

人口１人当たりの歳出状況の商工費で、当町が８万７，８１８円に対し、類似団体は３万３，７２４円と当町が大きく上回っています。その理由をお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 全国の同規模自治体と比較した、今度は商工費の歳出額の差についての御質問でございます。

まず、商工費とは、商工業の振興とその経営の近代化を図るための費用や観光振興に充てる費用になります。

当町では、同規模自治体と比べ、たかやまスキー場の整備事業や温泉施設の指定管理料等の支出が理由の原因と考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次に、公債費についてお聞きします。

人口1人当たりの歳出状況の公債費で、当町が12万7,676円に対し、類似団体は8万5,821円と当町が大きく上回っています。その理由をお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 全国の同規模自治体と比較した公債費の歳出額の差についての御質問でございます。

まず、公債費とは、町債の償還費用のことになります。

当町では、同規模自治体と比べ、過疎債や合併特例債などの有利な起債を利用できたことから、他の自治体を上回っていると考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次に、依田窪病院の負担金についてお聞きします。

過去5年間の依田窪病院負担金の推移をお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 依田窪病院負担金の過去5年間の推移について答弁させていただきます。

5年間の依田窪病院の負担金の推移でございますが、令和2年度が3億5,214万4,000円、令和3年度が3億5,982万6,000円、令和4年度が3億9,168万円、令和5年度が4億3,652万4,000円、令和6年度が4億8,031万2,000円となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 国からの依田窪病院への交付金が地方交付税に含まれて長和町に交付されていて、その中から、負担割合に基づいて、上田市分を上田市にお渡しするとお聞きしています。令和6年度の国からの依田窪病院への交付金の金額、うち長和町分のお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 依田窪病院の国からの地方交付税の構成市町村である長和町と上田市の令和6年度のお聞きします。

令和6年度に病院所在市町村として交付された普通交付税2億2,813万8,000円のうち、

長和町分として交付された金額は１億４，５７９万５，０００円、上田市分として交付された金額は８，２３４万３，０００円でございます。

○議長（原田恵昭君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 過去５年間、依田窪病院への国からの交付金に、長和町が上乗せした金額をお聞きます。

○議長（原田恵昭君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 依田窪病院負担金のうち、町が上乗せをして負担している額の、過去５年間の推移について答弁をさせていただきます。

これは、先ほど答弁させていただいた病院負担金の額から、交付税として交付された額の差額になると思われますが、令和２年度が２億１，８７７万２，０００円、令和３年度が２億２，３９７万８，０００円、令和４年度が２億５，３４６万円、令和５年度が２億９，１４６万１，０００円、令和６年度が３億３，４５１万７，０００円となっております。

○議長（原田恵昭君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 依田窪病院負担金の上田市と長和町の分担割合の見直しについて、羽田町長にお聞きます。

依田窪病院の負担金は、２００５年の平成の大合併で長和町が誕生、武石村の上田市合併以降、武石地域人口と長和町人口の比率で、依田窪病院負担金割合を決めるとの合意に基づき、実施されてきました。令和８年度は、長和町６４対上田市３６の比率となっています。しかし、実際の受診状況は、２０年経過する中で大きく変化しており、令和７年の地区別の入院延べ患者数では、長和町８，６０２人（３０．９％）、上田市１万９，２６８人（６９．１％）と上田市の患者数が長和町を大きく上回っています。このような状況を踏まえ、負担金割合の見直し、武石地域人口と長和町人口の比率ではなく、実際の患者数の状況を踏まえて、負担割合を決めるよう再検討を行っていく必要があると思いますが、町長のお考えをお聞きます。

○議長（原田恵昭君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 依田窪医療福祉事務組合に係る負担金につきましては、依田窪医療福祉事務組合規約第１１条第２項の規定に基づきまして、ただいまお話ございましたように長和町と旧武石村区域の人口割で算出をしております。

以前から上田市、長和町、依田窪医療福祉事務組合の関係職員の会議の中で負担割合の検討協議を投げかけておりますが、財政的なこともありなかなか進展しない状況でございます。

上小医療圏の重要な役割を担う公立病院であり、持続可能な病院運営をするためにも、引き続き依田窪病院の運営及び負担割合について協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（原田恵昭君） 田福議員。

○９番（田福光規君） ぜひ引き続き力を入れて取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

次に、公債費についてお聞きします。

過去１０年間の公債費の金額についてお聞きします。歳出金額です。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） それでは、町の公債費の１０年間の推移について答弁をさせていただきます。

まず、公債費とはでございますが、町債の償還費用のことでございます。

では、過去１０年間の公債費の支払い額の推移でございますが、平成２７年度が７億１，２３０万７，０００円、平成２８年度が７億３，４２９万７，０００円、平成２９年度が７億６，０４９万５，０００円、平成３０年度が７億８，０５６万５，０００円、令和元年度７億７，９６５万５，０００円、令和２年度が７億４，４６２万円、令和３年度が７億６，３８３万３，０００円、令和４年度が６億９，２８７万２，０００円、令和５年度が６億５，６９４万４，０００円、令和６年度が７億４００万７，０００円となっております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 今後の公債費の歳出予定金額をお聞きします。

○議長（原田恵召君） 上野課長。

○総合政策課長（上野公一君） 今後の公債費の歳出予定金額について答弁させていただきます。

年度別の金額は今後の調査への借入額また利率等で変動をいたします。

そのため正確な予測が難しいのですが、おおむね６億円台でしばらくは推移するものと見込まれております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 次に、人件費についてお聞きします。

過去５年間の常勤職員の人数と、人件費の総金額をお聞きします。

○議長（原田恵召君） 中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） 過去５年間の常勤職員の人数につきましては、令和２年度９７人、令和３年度９０人、令和４年度９１人、令和５年度９３人、令和６年度９１人でございます。

人件費の総額につきましては、令和２年度４億５，５００万５，０００円、令和３年度４億６，４０２万円、令和４年度４億５，０６６万５，０００円、令和５年度４億７，４６６万７，０００円、令和６年度５億６８０万１，０００円でございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○９番（田福光規君） 過去５年間の会計年度任用職員の人数と、人件費の総金額をお聞きします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 過去５年間の会計年度任用職員の人数につきましては、令和２年度８３人、令和３年度８１人、令和４年度９７人、令和５年度９２人、令和６年度８８人でございます。

人件費の総額につきましては、令和２年度４億３，８２５万９，０００円、令和３年度４億２，

379万9,000円、令和4年度4億6,034万5,000円、令和5年度4億5,304万7,000円、令和6年度4億6,015万5,000円でございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 次に、過去5年間の共立ソリューションズの派遣社員の人数と、共立ソリューションズへの支払い金額をお聞きます。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 過去5年間の行政事務包括業務委託の人数につきましては、令和2年度76人、令和3年度84人、令和4年度85人、令和5年度79人、令和6年度79人でございます。

委託料の総額につきましては、令和2年度1億9,030万円、令和3年度2億1,111万6,000円、令和4年度1億9,560万4,000円、令和5年度1億8,452万8,000円、令和6年度1億8,409万円でございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 過去5年間の常勤職員、会計年度任用職員、共立ソリューション派遣社員の合計人数、合計人件費、これは物件費という、換算しとるのも含めてで人件費としての金額をお聞きます。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 過去5年間の常勤職員、会計年度任用職員、行政事務包括業務委託の合計人数につきましては、令和2年度256人、令和3年度255人、令和4年度273人、令和5年度264人、令和6年度258人でございます。

人件費及び行政事務包括業務委託の総額につきましては、令和2年度10億8,356万4,000円、令和3年度10億9,893万5,000円、令和4年度11億661万4,000円、令和5年度11億1,224万2,000円、令和6年度11億5,104万6,000円でございます。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 財政調整基金等の貯金をこれ以上取り崩さないためには、実質単年度収支を黒字にすること、具体的には先ほど計算していただきました令和6年度までの10年間の計算で年2億4,447万円の赤字をなくす収入増、支出削減を行っていくことが必要になります。

現在、検討、計画している収入増の対策についてお聞きます。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 実質単年度収支を黒字にするために検討・計画している収入増対策についての御質問でございます。

自主財源を増やす取組といたしまして、令和6年度の機構改革によりふるさと納税特別任務室を設置をしまして、ふるさと納税による寄附額を増やす取組を行っておりますし、企業誘致などによ

る法人税など税収増も収入増対策につながるものと考えております。

また、今後におきましては、各施設、各行政サービスの効果検証、収支バランス等を精査をしまして、利用者の皆さんの御理解を得ながら、施設使用料やサービスの料金の見直しなども検討も必要であるというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） 今後、削減すべきと考える支出の削減対策についてお聞きします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今後の支出削減対策についての御質問でございます。

これまでも、毎年の予算編成方針の中で、事務事業につきましては、事務量、事業量の適切な把握と徹底した事務事業の見直しや、公共施設におきましては、施設の利用方法、人員数、運営方法などの在り方を検討し、固定経費の削減の検討をするなど、様々な歳出削減の対策を指示をしております。

しかし、町の今後の財政状況を考えますと、さらなる歳出削減のため、人件費の抑制や、施設の統廃合による維持管理費等の削減、負担金や補助事業費等の効果検証に基づく見直しなど、今まで以上にスピード感を持って歳出削減対策に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町長公約であります、必要な住民サービス維持のための健全財政の達成を目指し、まさに真に必要な住民サービスを見極め、持続可能な財政運営に資する、職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 田福議員。

○9番（田福光規君） これで最初の我が町の財政状況についての質問を終わりますが、質問の途中にもありましたように、当町の財政状況はまさに財政破綻寸前の財政危機状況であると考えております。私は、今回初めて財政問題についての質問を行いました。今年度この財政運営計画、再建計画を立てて実行を始めることが最大の当町の課題だと考えておりますので、議会全体としてもそうですけど、私としても最重点課題に加えて今後とも全力を挙げていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

2つ目の質問です。国道142号線、男女倉から新和田トンネル間の道路清掃の提案でございます。

国道142号線を下諏訪町から長和町に向かって、新和田トンネルを越えると道路脇にたくさんのごみが放置されています。長和町を通過される方、訪れる方にとって長和町の印象を大変損なうことになっています。

議員間で相談して、道路清掃をしたらという話になりましたが、行う以上、議員だけで行うのではなく、警察にも連絡して道路清掃中の看板も出していただき、車の徐行運転も呼びかける、また、参加者も役場の職員の方もはじめ、町民の皆さんにも呼びかけて、実施したらと思います。

国道１４２号線の道路清掃の提案を行います、答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 国道１４２号線、男女倉から新和田トンネル間の道路清掃についての御提案でございます。

長年実施をしまいいりました、町内全域における沿線道路の一斉清掃について、令和２年度より中止となった経過がございます。

沿線道路の一斉清掃が中止となりました経過でございますが、住民参加者の高齢化に伴う作業負担の増大、安全面でのリスク、参加者の減少、大型車の往来による危険性などが主な理由であったと伺っております。

現在の取組状況でございますが、田福議員も御承知のとおり、道路清掃から、町内清掃へと切替えを行いまして、それぞれの区の皆さんの御協力をいただきながら現在実施をしている状況でございます。

田福議員の提案につきまして、参加者も役場職員の方もはじめ、町民の皆さんにも呼びかけをして実施したらとの御提案でございますが、まず１つといたしまして、いつ実施をするのか（日程調整の関係）、２つ目として、役場職員、町民の皆さん、それぞれどの範囲の皆さんへ呼びかけを行うのか（参集の範囲の関係）、３つ目といたしまして、関係機関との協議、安協、警察署、建設事務所など、それぞれ事前の協議や打合せ等が必要となってまいります。

訪れる方にとって町の印象を損なうことのないように、町の環境美化活動への取組は、大変重要で大切なことであると考えますが、まず、具体的な計画を立て、関係者間で協議を行い、安全面の確保などが確認されてから取り組まさせていただきたいと考えております。

実現に向け検討させていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（原田恵召君） あと１０秒、８秒です。

○９番（田福光規君） 以上でもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（原田恵召君） 以上で９番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで１０時１０分まで休憩いたします。

休 憩 午前１０時００分

再 開 午前１０時１０分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

７番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野議員。

○７番（荻野友一君） それでは、議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

第２次長和町長期総合計画の基本施策の「自然と調和した快適で安全なまちづくり」について。

最近は急激な気候変動などによる自然災害が全国に多発しております。こうした状況は長和町においても起こり得る脅威になっています。現在は土砂災害や巨大地震などの発生による被害の可能性を常に意識して、町の地域防災計画に基づき、住民と共に災害に備えなければなりません。

気象庁から、先日5月29日より新たな防災気象情報の運用が開始されました。河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくくなっていましたが、今回の改善により避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の状況がしやすくなりました。今回の台風6号により、テレビ放送でも昨日より新たな情報提供が行われています。当町でも、雨風による被害が発生しないことを祈っております。

このように国でも防災に対する警報の重要性を考えています。当町における防災について、7年度に改定されました長和町地域防災計画が長和町民に理解され、適切な周知を図る必要の重要性は大きなものと考えております。

今回の一般質問では、1番、今年3月27日に開催されました長和町防災会議にて議題とされました令和7年度長和町地域防災計画の改定の概要について、2番、災害発生時の町の具体的な対応について、3番、町内における共助、協働体制の構築について質問をいたします。

最初に、現在の長和町における防災の取組に関し、町長の考えをお尋ねします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町における防災の取組についての御質問でございます。

第2次長和町長期総合計画、後期基本計画にありますとおり、地球規模の気候変動による集中豪雨の発生や新型コロナウイルス感染症の出現に象徴されますように、これまで経験のしたことのない災害が発生するなど、予期せぬ出来事がいつ起こるか分からない時代となったとも言える中で、住民の皆さんの安全安心を第一にしたまちづくりを推進していくことが必要であるというふうに考えております。

また、糸魚川静岡構造線の断層地帯の内陸型断層や南海トラフ等の改造型断層などによる地震が発生すれば、想定していない甚大な被害が発生することも考えられ、地震により火山活動が活発になれば、浅間山などの噴火も予想されております。

このような、いつ起こるか分からない災害の発生時に被害を最小限に抑えるためにハード面の基盤整備、そして、消防団の機能強化、さらには町民の皆様の防災意識の醸成、町内全地域への自主防災組織の設置と防災リーダーなどの育成に努め、地域内防災力の向上を図らなければならないというふうに考えているところでございます。

加えて、避難時に支援が必要な、避難行動要支援者の避難体制の整備、避難所の環境整備、そして、さらには備蓄品の充実等も必要であるというふうに考えておるところであります。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 長和町地域防災計画、令和7年度改訂の概要について質問いたします。

長和町及び町の防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱の修正とはどのような修正かお尋

ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） 長和町地域防災計画の改訂の概要についての御質問でございますが、長和町及び町の防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱の修正につきましては、特に重要な機関の説明として、上田地域広域連合消防本部、依田窪南部消防署と上田地域広域連合消防本部について抜粋し、それぞれを分けて記載してございます。

また、指定地方行政機関では「東京管区气象台」の記載を訂正し、「中部地方環境事務所関東地方測量部」の記載を追加いたしました。

指定公共機関では、N T T東日本への社名変更、また、指定地方公共機関は、放送事業者として長和町ケーブルテレビ施設「黒耀の里ゆいねっと」を加えました。

公共的団体及び防災上、重要な施設の管理者では、現行計画に記載のなかった「長和町社会福祉協議会」「自主防災組織」等を追加してございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 災害対策本部体制等と動員基準の整理についてはどのように整えられたのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 災害対策本部体制等と動員基準の整理につきましては、活動体制として現行計画での活動体制の再整理を行いました。その際、体制の移行、配備動員基準等、記載の順序を重要な順番に改めております。

また、体制の移行では、災害の進行や深刻度に応じた町の体制の変遷について、また、図を用いて分かりやすく表記いたしました。

警戒一次体制では、災害対策準備室を総務課内に設置、警戒二次体制では災害警戒本部の設置、非常体制及び全体体制では災害対策本部の設置と全庁的な体制を取ることでございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 次に、令和5年度長野県地域防災計画に基づく修正について、多様な主体と連携した被害者支援の中の3点について質問をいたします。

1点目、「災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化」とあるが、長和町ではどこに設置し、どこが主体となり設置されるのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化では、「町は災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるように努める。特に町災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。」という記載を追加してございます。

また、社会福祉協議会においては、「災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市町村との連携により、その体制確保に努めるものとする」という記載を追加しております。

実際にボランティアセンターを設置する場合、社会福祉協議会において、町と連携していただきながら設置することになりますが、現在の和田コミュニティーセンターの事務所も考えられますし、災害の状況によっては、役場庁舎など他の場所に設置することも考えられます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 2点目、災害ケースマネジメントなどの被害者支援の仕組みはどのように整備されているのか、お尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 災害ケースマネジメントなどの被害者支援の仕組みの整備では、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組を指す災害ケースマネジメントの導入と、障がい者に対する情報提供のための体制整備及び設備・機器の設置、そして障がい者の緊急通報手段の整備について記載をしています。

現段階で災害ケースマネジメント導入に向けた課題等を整理できておりませんが、一人一人の被災者の状況把握につきましては、自主防災組織や自治会、区などと連携し、そのニーズを把握し、専門家等とも連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 3点目になります。災害中間支援組織の育成・強化について、どのように行われるのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 災害中間支援組織の育成・強化について、長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織及び県内外の専門性の高いNPO等との平時からの官民連携体制の構築に努めること、災害中間支援組織、NPO等との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図ることを記載しております。

こちら具体的な取組方法は整理できておりませんが、大規模な災害が発生した場合には、町及び防災関係機関だけでは十分に対処できないことから、災害中間支援組織の皆様との連携を密にすることも必要と考えており、まずは情報交換などを行ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 長野県地域防災計画に基づく修正の中の「多様な主体と連携した被害者支援」について3点の質問をいたしました。

災害ボランティア、災害中間支援組織については、町内外の各種団体とどのように協力し、体制を整えるのか、災害ケースマネジメントの構築による迅速な被害者への支援など、行政で対応しなければならない課題も多く、どのように対処していくのか、即急に被害者支援の体制を構築していただきたいと考えております。

次に、令和５年度長野県地域防災計画に基づく修正の中で「住民への情報伝達」の中に「障がい者の情報取得・意思疎通に関わる施策の推進」とあるが、具体的に町はどのような施策を行うのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 障がい者の情報取得・意思疎通に関わる施策の推進につきましては、「町は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進、その他の必要な措置を講ずるものとする。町が障がいの種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報のしくみの整備の推進、その他の必要な措置を講ずるものとする。」と記載しております。

障がいの種類及び程度は様々であることから、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに関係者の皆様からの聞き取りを行い、どのようにすれば情報が迅速に伝わるのか等、研究してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○７番（荻野友一君） 続いて、関係法令の改正等を踏まえた修正について。

被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用はどのように進められるのか、お尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用におきましては、県計画の変更にのっとり、「被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する」を追加しております。

被災者支援業務の迅速化・効率化につきましては、行政手続の電子化や被災者支援のためのシステムの整備等が有効な手段の一つであるため、内閣府では、自治体の被災者支援に関するシステム整備・促進を目的として、クラウド型被災者支援システムを構築し、令和４年度から地方公共団体システム機構が運用を開始しているところであり、研究してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○７番（荻野友一君） 町内にも多くあると考えられる、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策はどのような対策かお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策につきましては、所有者不明土地を活用した防災空き地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の対象等を想定しております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○７番（荻野友一君） 令和６年度長野県地域防災計画改定に基づく修正の中で、避難所の環境改

善を図る取組の充実はどのように行われるのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、死者・行方不明者713名、建物の全半壊約3万棟、最大避難者4万人超という被害が出ました。この反省を踏まえ、長野県地域防災計画でも広範な追加の記載がありました。

今回の改訂において、避難所の環境改善を図る取組の充実では、トイレ、食事の栄養バランス、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置、水の確保、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握等、これまで記載がなかった事柄まで詳細に記載しております。これまでも避難所運営に必要な備品の整備等をしてまいりましたが、今後も情報収集を行い、体制整備等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 避難所以外で避難生活を送る避難者への支援はどのように考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 避難所以外で避難生活を送る避難者への支援についてでございますが、近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの拒絶など、支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生しております。

また、旅館、ホテルの活用や親戚、知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化しております。このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人一人の事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要があります。

具体的には、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間での調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位づけ、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めること、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めることなどを想定しております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 新たな総合防災情報システムの活用とあるが、どのようなシステムなのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 新たな総合防災情報システムの活用につきましては、「国関係機関、

県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システムに集約できるよう進めるとともに必要に応じて活用するものとする」としております。

新総合防災情報システムにつきましては、災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としております。

例えば、浸水被害等、医療・福祉施設などの情報を地図上で重ね合わせて表示することで、救助・支援活動の優先順位づけ等の検討に活用することが可能となります。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 現在も活用されております「警報の危険度分布（キキクル）等の概要」とあるが、どのように修正されたのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 「警報の危険度分布（キキクル）等の概要」につきましては、キキクルの説明の追加でございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 次に大きな質問の2番目に移ります。

実際の災害発生時の具体的な町の対応について質問をします。

実際に災害が発生したとき、大規模地震などの場合、停電、携帯電話の不通、道路の寸断による交通の遮断など、最悪のケースの場合、どのように情報を収集するのか、どのように被災地に侵入する方策を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 災害発生時の情報収集についての御質問でございます。

整備されている防災行政無線について有効な情報通信手段として活用できる運用体制を整備し、老朽化した設備については更新を図る。非常用電源設備を整備するとともに無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置する。通信が途絶している地域で職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。衛星電話の利用、防災行政無線の通信機能の活用等が考えられますが、災害の状況に応じて臨機応変に対応したいと考えております。

電話等が使えない場合、空中からのドローンやヘリコプターを使った情報収集はできないか、また、被災地への進入について自動車が入れない場所にバイク等で入れないかなど、災害の状況により様々な手段を検討してもらいたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 最近、携帯電話会社によりますスターリンク等の通信手段が整備されてまいりましたので、その辺の活用を行政のほうでもうまく利用していただいて、情報の整理等、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、避難者や被災者の状況をどのように情報収集し、その対策を誰が把握し、避難者救護のための指令を誰が出し、誰が行うのか。そのようなシミュレーションが実際に行われているのか、お尋ねします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 災害時の情報収集についての御質問でございますが、情報収集につきましては、災害対策本部が設置されている場合、現地に職員を派遣して情報収集をするほか、消防団、自主防災組織、自治会、区をはじめ、あらゆる機関との連携も行う必要があると考えております。

収集した情報を基に災害対策本部において検討し、避難者や被災者のニーズを踏まえ、その次の対応を考え、災害対策本部として指示を出すことが想定されます。

なお、シミュレーションについては行ってございません。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 実際の災害の現場での情報収集と指揮系統の重要なところは迅速な被害者の救出と二次被害者を出さないために何よりも町民の生命に直結する事案だと考えます。そのためにも災害ごとに具体的な対策を練らなければならないと、災害ごとにシミュレーションを行い、具体的な対策を整えておかなければならないと考えます。町の迅速な対応をお願いいたします。

次に、指定避難場所が開設されたとき、避難所開設のための責任者は誰になるのか。12か所の指定避難場所の場所ごとにお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 指定避難場所の責任者についてのご質問でございます。

指定避難場所は古町コミュニティセンター、長門ふれあい館、長門町民体育館、長門老人福祉センター、町民センター集会ホール、大門基幹集落センター、入大門センター、姫木コミュニティセンター、和田コミュニティセンター、和田小学校体育館、役場和田支所、湯遊パーク体育館の12か所でございますが、いずれも町長（災害対策本部長）の指示により長和町職員によって開設されます。

避難所には、運営責任者となる担当職員を配置しますが、大規模災害等で職員の配置が困難な場合には施設管理者に運営の責任を担っていただくことも想定されます。

なお、避難が長期化すると見込まれる場合は地区防災会議、自主防災組織、消防団、ボランティア等の協力を得るなどして避難者による自主的な運営に移行してまいります。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 避難所開設に当たり、避難所の環境改善のための施策は具体的に考えられているのか、パーティションの設置や簡易ベッドの設置、冷暖房の対策など、責任者の対応が大変重要となるが、町としてどのように捉え、考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 避難所の環境改善のための施策についての御質問でございますが、町では、必要に応じて、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション等の購入を進めており、今後とも状況を見ながら購入してまいりたいと考えております。

また、冷暖房の対策につきましては、近年の厳しい夏の暑さ等を踏まえると、環境改善のためには町の財政状況も鑑みながら整備を進める必要があると考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 避難所が開設されるときに環境を整えるために段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション等の配置などは各避難所ごとに決められなければならないと思います。各避難所には必要となる事柄ごとのスペースの配置など、今まで被災した自治体の事例などを研究し、これから来るかもしれない災害に対し、準備を進めておくべきだと考えております。

次に、自主防災組織の組織率の現状について、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 現在、自主防災組織は、全87区のうち57区で設立されており、設置率は65.52%となっております。自主防災組織は地域住民の皆様が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織であり、災害による被害を予防し、軽減するためには必要不可欠な組織であると考えており、全ての区において設立を目指しているところでございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 自主防災組織につきましては、ここ数年、組織率がほとんど変化していない実情に対し、行政としての手だてを本気で考えなければなりません。

先ほどの質問の中でも私見を述べましたが、具体的な災害に対するシミュレーションを行い、その中で自主防災組織がどう機能するのか、なぜ必要なのか、町民に知らせることが大事だと思います。

次に、地区防災組織と自主防災組織の責任の在り方と災害時の具体的な役割についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 地区防災会議、自主防災組織についての御質問でございますが、災害時には被害の防止、または軽減のために住民の自主的な防災活動が自治体や防災機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要でございます。地域における地区防災会議、自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待されるところであり、地区防災会議、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感が強化されるなど、その組織体制は今日の社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっております。

従来、地区防災会議が組織されていた中で、自主防災組織の設立が始まり、組織率が高くなって

まいりました。

一方、依然として自主防災組織が組織されていない区もある中で、従来からの地区防災会議の役割も一定程度続いているものと考えておりますが、全地区に自主防災組織が設立されれば、その役割の見直しも必要と考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 災害発生後のボランティアの受入れ、活動支援について、町はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 災害発生後のボランティアの受入れについての御質問ですが、大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想されます。このため、災害応急対策に対する知識・技術及び意欲を持ったボランティア、NPO、NGO及び企業等の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がございます。

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズに合わせて行うことが必要であり、社会福祉協議会と町が連携しながら被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターとの連携で円滑な受入れを図ることになると考えています。

また、活動支援については関係団体等と連携して行ってまいります。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 多分たくさんのボランティアの方に助けていただくことになると思うんですが、ボランティアの皆さんとのコミュニケーションは受入れ側として誰が中心となって行うのか、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 社会福祉協議会を中心に町や関係団体等と連携して行ってまいります。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） どうしても社会福祉協議会頼りになってしまうところはあると思いますが、大規模な災害の場合、どうしてもマンパワーが足りなくなるといいますので、その辺のところも具体的に考えていただきたいと思います。

続きまして、ペット防災につきまして、町民で立ち上げた団体が現在活動しております。町としての支援策についてお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） ペット防災についての御質問でございます。

ペットについて、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う必要がございます。避難所において飼い主の方に適切に管理していただくこととなりますが、こういった場

合にペット防災に取り組む団体と連携していくことは必要であり、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 3番目の質問に移ります。

防災や災害発生時の町民の生命を守る活動において、町民による共助であったり、協働の体制づくりが必要であると思いますが、それらの構築のために必要な町の体制について質問をいたします。

防災について、町内の関係する全ての団体との防災に関する意思疎通ができていると考えているのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 防災に関する意思疎通についての御質問でございます。

長和町防災会議条例においては、地区防災会議を設置することとされており、各地区防災会議の代表の方には長和町防災会議に入っていていただいておりますが、町内の関係団体全てに入っているわけではないのが現状でございます。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 町全体で協働し、共助の体制を整えるための施策を町としてどのように行うのかお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 町といたしましても、共助の体制を整えることは必要であるとの認識であり、防災会議等で検討も可能と思われますが、具体的な方策につきましては、現状検討できてございません。

○議長（原田恵召君） 荻野議員。

○7番（荻野友一君） 私も、長い間、長和町で暮らし、消防団や自治会にも参加して思うことは、もしもの災害有事の際、長和町町民は一致団結して臨める皆さんであると感じております。

しかし、備えは常に意識して整えておく必要があり、町民全体で共有する防災に対する考えを持っていくことが重要であると考えております。そのために行政としてその意識をどう育むのか考えていただきたい。

大規模災害にいつ襲われるのか。「長和町では大きな地震は来ないよ」と多くの町民から話を聞きます。本当なのでしょうか。誰にも分かりません。町民の意識を変えることも行政の大事な仕事だと思えます。

最後の質問になります。町全体で防災に関する関心を高め、実際の大規模災害を想定した具体的な取組を関係各団体が相互に理解し、確実に実行できるように会議を招集し、話し合い、体制を整える必要を感じています。そのような体制を整えた上で具体的な災害を想定した町全体で行う防災避難訓練を提案したいと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 災害発生時に被害を最小限にとどめるために災害発生時に適切な行動を行うことが必要でございますが、災害時における適切な行動を経験から学ぶことはなかなか難しい面があるというふうに考えております。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要であり、また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できます。

荻野議員の御質問にありますとおり、町全体で防災への関心を高めること、各団体の情報交換の機会を設けることは必要なことであると考えております。避難訓練の在り方も含め、今後検討してまいりたいと考えております。

○7番（荻野友一君） これをもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（原田恵召君） 以上で、7番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 議長の許可を頂きましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

本日、私は3つの項目を用意してまいりました。

1つ目は粗大ごみ処理カードの周知と緊急対応。2つ目は、中東情勢によるエネルギー・資材供給不安への対応、3つ目としまして、自衛隊への名簿提供と除外申請制度についてお聞きしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1、粗大ごみ処理カードの周知と緊急対応。

先日、町民の方から「粗大ごみを出したいが、利用カードがなくて困っている」という御相談を頂きました。その方は、3月末にお子さんの進路が決まり、4月からの新生活に向けて、急遽、引っ越しの準備を進めていたとのことです。平日は仕事があるため、ごみを出すことができず、週末のうちに片づけを進めようとしていた矢先のことでした。

しかし、廃棄物処理場を利用する際に利用券のカードが必要であるということを知らなかったの、処理場に持ち込めばそのまま捨てられると思っていたそうです。その後、何とか処理はできたとの御連絡を頂きまして、後日、町のNナビには「長和町一般廃棄物処理場の利用券について」という案内が掲載されておりました。内容は、処理場の利用には利用券の提示が必要であること、また、紛失や汚損時には申請により再発行ができるというものでした。

このように早急に周知が行われたことは大変よかったなと感じておりますが、この利用券の存在

や必要性が町民の皆さんに十分に認識されているのかという点に疑問が残りました。

そこで、今回は、この仕組みについてを確認しつつ、町民の皆さんと現状を共有しながら理解を深めていけるような質問にしていきたいと考えています。

それでは、質問です。長和町では、粗大ごみを出すときに粗大ごみ処理カードが必要ですが、このカードはいつ、どこで、どのようにもらえるものなのか、答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 粗大ごみの出し方等についての御質問でございますが、御承知のとおり令和8年4月1日より長和町のごみの出し方のルールについて一部変更がされ、新しいルールでの運用が開始をされております。10年以上前に設定され、当時の生活様式やごみの種類、量に基づいたもので、生活スタイルの変化や以前のルールでは対応が難しくなっておりました。ごみの排出、収集、処理の効率化や環境負荷の低減などの観点から検討し、新しいルールの見直しを行い、新しいルールでのごみの出し方により現在取り組んでいる状況でございます。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 新しいルールでの廃棄物処理場を利用する際の利用券カードに関する御質問です。

長和町一般廃棄物処理場の利用券は、処理場が稼働した平成17年の長和町発足の際に長和町の全世帯主宛てに送付をしております。また、それ以降につきましては、役場の窓口にて転入等の手続があった場合、その手続をしていただいた翌月の中旬頃に発送をさせていただいております。

処理場は以前から利用券の提示が入場の際の条件となっておりますが、利用券がなくても顔パスなどで利用できるような状態が続いておりました。そのため、この4月からごみ出しのルールが変更になることを踏まえ、半年ほど前から広報などにお知らせを掲載する際に利用券の提示を呼びかける旨を掲載し、今年の4月から必ず利用券を提示していただくようお願いをしている状況ではおります。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） ごみ処理カードは転入時に配付されているとのことですが、実際には知らない方もいらっしゃるようで、引っ越しや片づけのタイミングでどうすればいいのか分からないと困ってしまうケースがあるようです。今現在、町民の皆さんが使っているこのカードですが、持っていない、または、知らない町民がいる可能性を、町は把握しているのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 先ほどの答弁でも回答させていただきましたが、平成17年の長和町発足時に全世帯主宛てに発行しており、その後も転入や転居、世帯主の異動があった場合などに発行しております。

しかし、発行時から20年が経過しており、はがきサイズの券であるため、紛失や汚損の可能性

も十分にあるものと想定しております。その場合は再発行の手続を行っていただくことにより再発行をしております。再発行の案内は、町のホームページやNナビを活用して発信している状況でございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 緊急時の対応についてお聞きします。

今回の例のような急な転居や片づけなど、カードをお持ちでない方がどうしても粗大ごみを出さなければならない場面は実際に起こり得ると思います。そのような場合、現在はどのような対応を取っているのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 平日の日中であれば、役場の窓口で再発行の申請書をご記入いただき、約5分程度で利用券を再発行することができます。土日、祝日につきましては券の再発行を行うことができませんが、役場庁舎にて同じように申請書を記入いただき、日直の職員が本人確認を行うことにより、その申請書を当日限りの入場券として処理場の利用ができるようにいたしました。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 今年の4月から土日、祝日でも日直の職員が免許証などで本人確認をすることで当日限り有効の臨時カードを発行できる仕組みができたと言いました。これは大きな前進だと思います。

ただ、この変更を町民の皆さんがきちんと知っていなければせっかくの制度も生かされません。ホームページやNナビ、町の広報などで、いま一度このカードについての周知を検討していただけないでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） ホームページは4月1日付で「ごみの出し方等について」というタイトルで、新しいごみ出しルールへの変更と合わせましてページをリニューアルしており、利用券の提示につきましても掲載をしております。また、Nナビにつきましても4月23日付で利用券についての掲示を行っております。

今後も、町の広報にごみに関する記事を書ける際には、利用券についての一文を適宜追加をし、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 転出時のカードの返却は行っているのでしょうか。また、カードの更新はされているのか。亡くなった方のカードの回収等、様々な問題を考えれば、カードはある程度の期間で更新するのがよいのではないかと思います。現在の発行の頻度と見直しの必要性を感じますが、いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 転出時のカードの返却についての御質問です。

現在、転出時におきましてカードの返却は行っておりませんでしたが、転出の際、役場窓口での手続に合わせ、カードの返却をしていただくよう、今後進めてまいりたいと考えております。町民の方への周知につきましても広報などを通じて周知を行っていきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 今後、マイナンバーカードやデジタル技術を活用し、こうした手続を簡素化することはできないか。現場の方の手間は取らないような形で役場での業務も減らすことができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 手続の簡素化についての御質問でございますが、現在は利用券によるもののみとなっておりますが、今後、マイナンバーカードやデジタル技術を活用した簡素化への取組が進んでくることが予想をされます。近隣町村の状況などを確認しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 町営住宅では、これまでも大型ごみのごみステーションにそのまま放置されてしまったケースもあったようです。その結果、本来であれば別の用途に使われるべき共益費がごみの処理費用に当てられることとなり、管理者の方々にも不安があったのではないかと感じます。

ですが、今回の話を聞くと、単なるマナーの問題だけではなく、急な引っ越しやカードの紛失、平日に手続ができなかったなど、制度上の使いづらさが背景にあった可能性もあるのではないかと思います。だからこそ、急な転出時にも、住民が適切にごみを処理しやすい柔軟な対応や仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

町営住宅や別荘地に住んでいる方へのカードの周知や仕組みについてはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町営住宅に入居される際には、住民異動が伴いますので、入居された次の月に利用券を発行している状況でございます。

別荘地につきましても、住民票が町にある世帯主には発行している状況でございます。住民票が長和町になく、二拠点居住を行っている方には、各別荘地の管理事務所に貸し出し用の利用券を発行しておりますので、利用する際には管理事務所から借用して処理場の係員に提示をお願いすることとなっております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 町民の中には、まだまだいわゆる顔パスで入場できている方もいるのではないかと思います。カードがあるかないか、必要性の確認も含め、広報などで改めて周

知をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 処理場への入場についての御質問ですが、今までも基本的にはカードを提出し、町民であることの確認をしていただくこととなっております。

今までの答弁でも申し上げさせていただきましたが、4月から新しいごみ出しルールの変更に合わせまして改めて利用券をしっかりと提示してもらうこととし、広報やホームページなどで周知を繰り返して行っております。

その効果といたしまして、令和8年度に再発行を実施した件数は5月20日時点で100件ほどとなっております。紛失、または汚れているなどのケースはまだあると考えておりますので、引き続き広報などによる周知を続けてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 今回答弁いただいた内容からも、この廃棄物処理場のカードにつきましては、今後も利用しやすい仕組みや改善が必要なのではないかと感じました。知らなかったで困る町民をなくすためにも今後も一緒に考えていただきたいと思います。

それでは、大きな項目の2番目になります。

中東情勢によるエネルギー・資材供給不安への対応についてです。

中東情勢の影響による原油やナフサ不足の影響により、生活や仕事に支障が出ているという声が町民の皆さんから聞こえてくるようになっていきます。実際に資材や材料が入ってこないため仕事が休みになった、研修やセミナーで使用する材料が入荷できず開催が延期になってしまったでまた、お店で使う袋や備品の入荷が滞っているといった声がありました。

また、ホームセンターでは塗料に使う薄め液が在庫切れで商品がなく、私自身も仕事で使用しているポリエチレン手袋がいつもの店舗では購入できない状況となっております。

さらに、自動車関係の方からは、軽油不足で今後トラックの輸送に影響が出るのではないかと。部品の入手が難しくなっているといった不安の声も聴かれました。

ニュースやSNSでも、ナフサ不足の影響により、カルビーでは一部商品のパッケージが白黒2色印刷に変更されたことや、福岡県飯塚市では水道管の資材の価格高騰や品薄によって水道管工事に影響が出て入札が中止になったという報道もありました。

こうした状況を踏まえ、今回は長和町における現状について確認し、町としてどのような影響が出ているのか、今後の対応や対策について質問していきたいと思います。

まず1つ目です。岡山県や宮城県などでは指定ごみ袋の供給が困難になり、透明袋での一時的な代替対応を実施した自治体がありました。

長和町での現時点での在庫状況はどうか。今後、価格や供給に関してのリスクはあるか。そして、供給に影響が出た場合、住民の方に対して、どのようなタイミングで、どのように情報をお伝えする予定か、答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 中東情勢の緊迫化を背景に石油由来の基礎原料のナフサ不足、日本の産業に波紋が広がっております。

ナフサとは御承知のとおり石油を生成する過程で得られるガソリンに似た透明な液体で、プラスチックや合成繊維などの基礎原料となる物質であります。

食品業界は、容器、包装、輸送のあらゆる場面でナフサ由来の素材に依存しており、その不足は間接的に食品の価格や生産、食料の流通に影響を与える状況でございます。

阿部議員の御質問の長和町における現状等につきましては、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） ナフサ不足による町の指定ごみ袋への影響に関する御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

指定ごみ袋の製造に関して、原材料の不足による影響は少なからず出ております。ごみ袋の製造を依頼している業者からのごみ袋の納品が遅れたり、ごみ袋の製造単価が前年に比べて大きく値上げしていることなどが挙げられます。人口規模の大きな他の都市では供給不足による品薄が出始めているところもございます。

このような状況を受け、町では安定的な指定ごみ袋の供給を図るため早めの発注を行っているところであり、直ちに品不足になることは今のところありません。

また、指定ごみ袋は、4月に従来の2割相当の値上げを行っているところであり、まして、この社会情勢に伴って直ちに値上げを行うことは現時点では考えておりません。

ただし、先行きの不安から大量買いによる買占めの発生も懸念されるところでございます。

町では、ごみ袋を安定的に供給できるように努めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様には過度なごみ袋の購入を控えていただくとともに、ごみを減らすリデュース、資源を繰り返し使うリユース、資源として生かすリサイクル、環境に優しい素材や製品へ転換するリプレースの4R活動の推進に努めていただき、引き続き少しでもごみを減らす努力を頂きますようお願いしたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 私が昨日見たヤフーニュースによりますと、滋賀県の彦根市でもごみ袋が買えないとの苦情が市にありまして、昨日の6月2日から7月3日までの1か月間、指定袋以外の袋の使用を認める臨時措置を実施しているというニュースがありました。「いざというときに代替案はある。大丈夫。ごみは出せる」との周知があれば、不必要に買いだめをする必要もなくなるかと思っておりますので、4R活動の推進を含め、今後も現状の把握と早めの対策を引き続きお願いしたいと思っております。

重油など燃料の高騰、供給不安は、農業、建設、福祉施設、温泉施設など、町内の様々な分野に

影響を及ぼす可能性があります。実際、長野県内では一部の温泉施設が重油の入手困難を理由に営業を停止せざるを得ない事態も起きています。

長和町としてこうした状況をどのように把握しているか。ふれあいの湯、やすらぎの湯への影響はあるのか。影響があるようであれば、今後の対応についてどのようにお考えか、答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 笹井産業建設課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 御質問の燃料に関して申し上げますと、現段階におきましては、経済産業省による緊急的な激変緩和措置対策——ガソリン小売価格を全国平均で１リッター当たり１７０円程度に抑制。軽油、灯油、重油はガソリンと同額など——超えた部分に対して補助金が支給されていることによりまして、燃料の価格は安定した状況でございます。

当町温泉施設におきましても、特段、影響、混乱はございません。

しかしながら中東情勢はいまだに予断を許さない状況が続いており、今後も中東情勢の動向やそれを受けた原油価格の水準についての情報及び事態が長期化した場合の国・県の支援体制の動向等を注視して、対応してもらいたいと考えておるところでございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○５番（阿部由紀子君） 農業においては、ビニールハウス用のフィルムの値上がりや農機の遅延、マルチシートや包装資材、ポリ袋の不足、ほかにも肥料の価格高騰や農機用の軽油不足が問題視されています。長和町の状況はいかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 中東情勢に伴う国の情報提供といたしまして、各省庁において中東情勢は関連対策及びそのポータルサイトのウェブサイトが設けられています。農林水産省において、農業用マルチ、農業用ハウス用フィルムなどの生産資材、農業機械で使う潤滑油、米袋や食品、包装用フィルムなどの農林水産業や食品産業関連資材について懸念の声が寄せられておりまして、流通構造等の実態把握や各事業者に対して安定供給に向けた協力要請の働きかけにより、農業用マルチは当面おおむね前年実績の供給が可能。潤滑油は日本全体で昨年とほぼ同量の供給を確保できているものの、一部で前年を超える購入が行われ、供給に遅れが生じているとのことでございます。

食品産業関連資材は経済産業省とも連携し、米袋は原料メーカーから、ポリエチレンの安定的な供給が継続される見通しではありますが、プラ製食品容器、包装は供給の偏り、流通の目詰まり解消に向けた受発注の平準化の取組がされております。

J Aにおきましては、各種資材の確保に多大なご尽力を頂いているところでございますが、新規取引の要望に応えられない状況もあるとのことでございます。

メーカーにおきましては、例年どおりの荷動きであれば必要量を確保しているということで、心理的な買いだめによる供給不足が生じないように、農業者に周知をしています。

販売価格につきましても、受給状況に応じた商品発注を徹底し、資材の値上げ幅の抑制に努めて

いるところでございますが、円安の影響に加え、中東情勢を背景とする急激な環境の変化により、従来は年1回の価格改定が2回3回となるケースが増加傾向にあり、現行条件での提供の継続が困難な状況となっており、資材につきましては春先から1割から2割の値上げとなっております。

また、ガソリン・軽油等につきましては、価格高騰に伴い、国で備蓄の放出や価格抑制のための措置が行われております。石油販売事業者などから供給不足や販売制限といった情報は特段寄せられておりませんので、現状では町民の皆様の暮らしと経済活動に支障はないものと認識しているところです。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） ちょうど私が今朝、町内で農業されている方のSNSの中では「直売所での商品を出すビニール袋が入手できない」といったことが書かれてありました。JAに頼んであるものがなかなか入ってこなくて、近くのコメリを探し回っているという状況があるようですので、今後も注意していただいて必要な対策を取っていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

次の質問です。学校や保育園での影響はないか。給食を作る現場などにおいて入手に支障は出ていないか。答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 保育園では、現在のところ、物品入手への影響は出ておりませんが、調理用手袋などの衛生用品が不足し始めており、保育物品も値上げ予定との話もございますので余裕を持った発注に努めてまいります。

○議長（原田恵召君） 長井教育課長。

○教育課長（長井真樹君） 学校給食関係については年度当初にまとめて購入したため、今のところ不足になることはありませんが、使い捨て手袋やラップ、ポリ袋等、あらゆるものが値上がりしていますので、今後の消耗品購入費や食材費に影響が出るのが懸念されます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） こちらも早めの対策をどうぞよろしくお願いします。

医療業界や福祉施設での影響はないか。また、今後考えられることがあればどのように対策していくのか、答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 依田窪病院に確認いたしましたところ、医療用手袋及び滅菌ガウン、検査に用いる滅菌コップの納期が遅れることがあり、値上げとなっておりますが、厚生労働省からは医療機関への医療器材の優先調達のお知らせがあり、病院でも一定数の備蓄があるため、現在のところ、不都合は生じていないとのことでございます。

福祉施設におきましても、現在のところ影響は出ておりませんが、長期化するとエネルギーの価格高騰や物品不足が生じた場合が心配であるとのことでございました。

今後におきましても、国際情勢の動向を注視しつつ、関係機関との連携を密にし、医療・福祉サービスの安定的提供が維持されるよう努めてまいります。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 今後、農業者や各事業者への支援策を検討しているか、答弁をお願いします。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 町といたしましては、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援として、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、農業関係では加工用米の生産に取り組んだ農業者への価格補填の支援や機械導入の見送りや買い控えにより、特に水稻栽培における農作業の効率化やさらなる農地の集積化に影響が生じており、地域計画に位置づけられた農業者への水田農業機械補助を実施したところでございます。

また、同じ補助金を活用し、全町民の皆様を対象に1人当たり1万3,000円の長和の里地域いきいき券を配付しましたが、JAグリーンファームよだくば南部店や町内のガソリンスタンドも対象としておりまして、幅広く御利用いただけるようにしております。

JAにおきましては、4月に食料システム法が全面施行され、合理的な費用を考慮した価格形成や取引の適正化を推進している段階であり、生産コストが増大しているものの、直ちに農産物販売価格に転嫁できない状況を踏まえ、5月に開催されました通常総代会におきまして、独自に生産資材等価格高騰支援として総額7,000万円の予算措置により組合員を対象に農産物販売金額に対して一定の支援を実施することになっております。

現在、中東情勢を踏まえ、国や県において燃料油や石油製品などの流通や取引に影響がある皆様からの御相談、情報提供を受け付けているところでございますが、中東情勢に起因する物価高に対応するため、早期に2026年度補正予算案を編成する準備に入っているとの情報もございます。

また、農業者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少を補填する国のセーフティーネットといたしまして収入保険制度も設けられております。中東情勢が長期化し、農業や事業者への影響が拡大するのか、不透明な状況ですので、動向に注視し、情報収集に努めながら必要な対応を検討してまいります。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 職種によっては、もう材料が入ってこないで仕事が休みになったという声も実際に聴いておりますので、国や県の対応を待つだけではなく、情報収集にぜひ努めていただいて注視していただきたいと思います。よろしくお願いします。

長和町の行政業務において、燃料や資材、インクなどの供給不安が発生した場合、現在、どのような対応を想定しているのでしょうか。また、いざというときに在宅勤務やオンライン対応によって行政機能を維持できる体制はどの程度整っているのでしょうか。町として今後いざというとき、どのような備えやシミュレーションを考えているのかお聞きします。

○議長（原田恵召君） 中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） 町では、災害の影響によって町役場機能が低下する場合であっても業務を継続し、早期復旧させるための事前対策として長和町業務継続計画、BCPを定めてございます。

しかし、これはあくまで大規模災害を想定したものであり、御質問にあります状況は想定してございませんので、このような状況になるようでしたら業務継続計画を参考に臨機応変に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 心配すれば切りがないのですが、海外ではエネルギー危機への対応として在宅勤務の推奨や省エネの呼びかけを行っている国もございます。長和町におきましても、燃料や資材、インクなどの確保、また、いざというときに在宅勤務やオンライン対応によって行政機能を維持できるのかなど、平時からの備えが必要ではないでしょうか。

今回の中東情勢を遠い国の出来事としてではなく、私たちの暮らしや地域経済にも関わる課題として捉え、行政としての危機管理やエネルギー対策について今後の備えやシミュレーションについてもぜひ考えておいていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、大きな3つ目の項目です。自衛隊への名簿提供と除外申請制度についてです。

自衛隊への住民名簿の提供についてお聞きします。

現在、多くの自治体では、自衛官募集事務への協力として、その年度に18歳と22歳になる方の氏名、住所、生年月日などの情報を自衛隊へ提供をしています。長和町でも令和5年度に名簿提供が行われていると承知しています。

一方で、こうした情報提供について住民の方に十分周知されているのかという点については改めて考える必要があるのではないかと感じています。

先日、町民の方との会話の中でこの名簿提供の話題が挙がりました。「そういう制度があることを知らなかった」「事前に知る機会が欲しい」といった声もあり、私自身も改めて考えるきっかけとなりました。

また、知人に聞いてみたところ、「子供の情報のことなので保護者としては知っておきたい」「知らないうちに名簿提供が行われていることに不安を感じる保護者もいるのではないか」といった意見もありました。「知らない間に情報が行くのはもう絶対に嫌」という意見もその後ありました。

もちろん、自衛隊は災害時など地域を支える重要な役割を担っており、その活動や制度そのものを否定するものではありません。

しかし、近年の社会情勢の変化もあり、「制度について事前に知っておきたかった」「案内や選択の機会があってもよいのではないか」と感じる方がいても不思議ではないと思います。

実際に高校生が自治体と国を相手に訴訟を起こしたということもニュースになっていました。ま

た、近年では、他の自治体においてホームページなどで名簿提供について周知を行ったり、希望する方が情報提供の除外を申出できる除外申請制度を設けたりする動きも広がっています。

令和6年3月の議会では、田福議員からもこの件について一般質問があり、町長からは「住民訴訟の状況や除外申請に取り組む自治体を参考にしっかり検討する」との答弁がありました。

そこで、今回は、その後の検討状況も含め、長和町における町民への周知や希望する方が選択できる仕組みについてお聞きしていきたいと思います。

1つ目の質問です。

令和6年3月議会で「しっかり検討する」との答弁がありましたが、その後どのような検討を行ってきたのか。また、令和8年度の名簿提供はどのような形で行われているのかお聞きします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 自衛官の募集のための募集対策対象情報の資料提出についての御質問でございますが、自衛隊は我が国の平和と独立を守り、国の平和を保つための国防の任務と、能登半島地震などの災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わっており、自衛隊の活動の重要性はより一層多くなってきております。

このような国防、災害救助といった国民の皆さんの生命と財産を守る非常に重要な任務を担うこととなる人材を確保するために自衛隊法第97条では「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定められており、法定受託事務として地域の情報を的確に把握できる都道府県や市町村がその任務を担う必要があるというふうに考えております。

また、自衛隊施行令第120条は「防衛大臣は、自衛隊の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」というふうに定められているものでございます。

長和町では、自衛隊募集に関してましては、住民基本台帳法に基づき閲覧依頼を受け、対応しております。御質問の令和6年3月議会で答弁いたしましたその後の検討状況でございますが、令和5年度は紙による提出は行いましたが、令和6年度以降は窓口保険係と協議をし、対象者名簿の閲覧へと変更をさせていただきました。

令和8年度の状況につきましては、前年同様、対象者名簿の閲覧でございます。

以上です。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 長和町では、現在、対象者本人や保護者に対して閲覧提供についてどのような周知を行っているのかお聞きします。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 自衛官の募集のための名簿の閲覧に関する周知の御質問でございますが、先ほど町長の答弁でもご説明させていただいたとおり、自衛官募集事務については、自衛隊法

第97条において、市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定され、かつ個人情報に関しましては、個人情報保護法第69条第1項で、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限してございますが、自衛官募集のための名簿の閲覧については法令に基づき提供しようとするものであり、法律に基づく適正な情報提供で、提供に当たって御本人の同意は必要とされていないため、これまで町として周知を行っていないのが現状でございます。

なお、個人情報保護委員会においても、自衛隊法施行令第120条に基づく募集対象者の個人情報の提供は個人情報保護法第69条第1項の法令に基づく場合に該当するとの見解が示されているところでございます。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 安曇野市をはじめ、除外申請制度を設け、ホームページ等で周知を行っている自治体も出てきています。こうした他の自治体の事例について、町として把握しているのかお聞きします。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 近隣町村の状況についてでございますが、自衛隊からは、例年3月上旬に募集対象者情報の閲覧申請があり、対象者はその年の4月の2日から翌年の4月1日に18歳及び22歳に達する方となります。

青木村におかれましては、その時期に合わせ、広報では令和8年2月号に掲載され、村のホームページでは、令和8年2月2日から3月27日まで除外申請について掲載をされたと同っております。

なお、令和8年度につきまして、除外申請の件数はゼロ件であったとお聞きをしております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 青木村では既に除外申請制度を取り入れているということでございますが、長和町としても、希望する方が申出できる除外申請制度について導入を考えていただきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 除外申請制度の導入に関する御質問でございますが、他町村の状況を確認するとともに関係機関及び関係者で協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 町のホームページや広報ながわなどにおいて、名簿の閲覧または提供の内容や除外申請制度について周知し、町民が事前に知ることができる環境を整えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 町民への周知に関する御質問でございますが、周知方法など、他町村の状況を確認するとともに関係機関及び関係者で協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 他の自治体では紙媒体での提供をやめ、閲覧方式へ変更している例や、名簿提供そのものを行っていない自治体もあります。長和町として個人情報保護や住民理解の観点から今後の提供方法についてどのように考えているのかお聞きします。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 今後の提供方法などについての御質問でございます。

先ほど町長、総務課長の答弁にもございましたとおり、自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務であり、個人情報に関しましては、個人情報保護法第69条第1項で、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限していますが、自衛官募集のための名簿の閲覧については、自衛隊法施行令第120条に基づき提供しようとするものであり、法律に基づく適正な情報提供で、提供に当たって、御本人の同意は必要とされていないところではございますが、住民基本台帳を管理しております担当課といたしましては、適正かつ正確に取り扱い、関係法令等に基づき、これまでと同様に名簿の閲覧での対応をしてまいります。

また、提供の在り方等につきましては引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 阿部議員。

○5番（阿部由紀子君） 長野県内でも、安曇野市、松本市、長野市など、先ほど青木村も聞きましたが、除外申請制度を導入し、ホームページ等で住民への周知を行っている自治体が出てきます。特に松本市では、電子申請にも対応し、住民が申請しやすい仕組みづくりが進められています。

今回の質問は、自衛隊への協力や制度そのものを否定するものではありません。大切なのは、住民が知らないままではなく、知ることができる、選択できる、希望する方が申請しやすい環境を整えていくことだと思います。長和町としても、住民への丁寧な周知と安心して選択できる仕組みづくりについて、ぜひ前向きに検討していただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、5番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで昼食のため休憩いたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、諫山三武議員の一般質問を許します。

諫山議員。

○1番（諫山三武君） それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1点目は、保育園における主食持参の在り方についてです。昨年12月に続き、主食持参について伺います。

令和8年1月のアンケートでは回答69家庭のうち59%が「毎日提供」を希望し、「負担額が増えても毎日提供がよい」が54%に達しました。令和4年に「有料でも提供してほしい」が25%でしたから約2倍です。全国でも完全給食化が加速し、民間調査では1年間で104自治体が主食持参を廃止しています。

令和7年、福井県は主食提供推進のための備品等購入支援事業を予算化しました。事業目的には園での提供は炊き立ての御飯を食べさせられ、食育上も有益で保護者の負担軽減や夏場の衛生面の不安解消にもなると明記されています。

福井県は、2024年の民間調査で主食持参の割合が高い県のワースト3位、主食持参率81.3%でしたが、この予算の翌年にはワースト10位50%にまで改善しております。

長野県内でも高森町は負担軽減と子育て支援の一環として完全提供化を進め、令和7年度に食育推進事業費1,044万円を計上し、これまで持参だった御飯の提供を開始、パン代を含む主食代を町負担としました。長野県は、現在ワースト7位54.5%です。全国平均は29.4%で地域差は依然として大きいままです。

こうした全国的な変化を町はどのように受け止めていますか。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 「子育てしやすいまちづくり」を町の重点取組事項といたしまして、いつも申し上げておりますように18歳までの医療費の完全窓口無料化及び子育て応援給付金やごみ袋の支給、子育て支援センターの充実、保育料の軽減と副食費の無償化、小中学校の給食無償化、高等学校通学費の補助など、先進的に手厚い取組をしております。

保育園での主食、御飯等の提供につきましても、保護者皆様の御意向などを伺いたく1月にアンケートを実施いたしました。そのアンケート結果につきまして担当課長よりお答えをさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 主食提供に関するアンケート結果につきまして、「毎日提供がよい」が59%、「現在のとおり週2日の提供がよい」が25%、「毎日持参がよい」が12%、「その他」が4%で「主食の提供をする曜日を変更してもらいたい」などでした。

主食の提供は時代の変遷、全国的な流れや都市・農村部といった地域的な違いもあると思いますが、保護者皆様全員の御理解や子供さんにとって何がいいかなど、引き続き検討し、意向調査なども行ってまいります。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 前回の答弁では、「親子でお弁当を準備する時間や家庭の御飯を園で食べる楽しみが子供の情緒的な育ちにつながる」との考えが示されました。その価値は理解します。

ただ、視点を変えれば毎朝の主食準備や食器洗浄の負担が減ればその分の時間と余裕を親子の関わりに当てられます。絵本を読む、会話する、ゆっくり過ごす時間が増える。つまり完全給食化は親のためだけではなく子供のためでもある。この点について町の見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 食は体と心を育み、食を楽しみ、コミュニケーションともなる非常に大切なことであります。子供さんのために家庭と保育園がそれぞれの役割の中で協働し、子供の育ちを支え、子供さんを中心とした子育て支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 前回、完全給食化の費用は年間約367万円と試算されました。今回のアンケートでは「月額1,000円程度の負担なら受け入れる」との回答が多数です。3歳以上児の保護者から月額1,000円を徴収した場合、年間収入と町の実質負担はそれぞれ幾らになりますか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 現在の3歳以上児は、ながと保育園が59人、和田保育園が8人の合計67人に月額1,000円の12月で年額1万2,000円を乗じますと80万4,000円となります。年間費用見込み367万円から80万円を引きますと町の実質負担は287万円となります。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 整理します。保護者ニーズは令和4年比で約2倍、財政負担も保護者負担分を差し引けば相当程度は吸収できます。現場で検討が続いてきたことも承知しています。

その上で伺います。54%が負担増でも毎日提供を希望したこの結果は方針を判断する根拠になり得ると考えますか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 保育園で主食の提供を行うには保護者の皆様全員の御理解が必要です。今回のアンケートではおよそ4割の方が「負担が増えるなら現行どおり」、または「毎日持参し、負担額なしがよい」との回答を頂いておりますので、今後におきましても意向調査と検討を行ってまいります。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 保護者のニーズは確実に変化しています。現場の先生方が今できることを精いっぱいやってくださっていることは疑いありません。その先生方が一番大切にしているのは子供が真ん中にある保育です。制度の見直しは現場だけでなく、町全体で一緒に考えていただきたい。子供を中心に置いた判断をお願いします。

以上で１点目を終わります。

続きまして、２点目は子育て世代の移住促進と就学前教育環境の戦略的活用についてです。

長和町の人口は、合併時の平成１７年に７，３０４人でしたが、令和２年の国勢調査で５，６００人と１５年間で１，７００人以上減少し、令和８年４月１日時点で５，３８３人と減少は今も続いています。第２次長期総合計画後期基本計画は出生率を令和５年の０．６３から令和１１年に１．６６へ引き上げる目標を掲げています。

しかし、出生数は令和３年２５人、令和４年２９人、令和５年１３人、令和６年１１人、令和７年１１人と目標に反して減少傾向です。

私は、「町にもっと人の流れをつくる」を公約に掲げ、子育て世代の移住促進を重要課題と捉えています。

質問に先立ち保健福祉課と両保育園の園長先生方と意見交換を行いました。現場からは「非認知能力の育成や基礎的な生活力を重視した取組を既に実践している」とのお話を伺う一方、「それを外部に発信する手段が限られ、ホームページを見てもらう程度しかできていない」との現状も率直に伺えました。やっていることと知られていることの隔たりが大きい。これが今回の出発点です。

これを踏まえ伺います。意見交換で出生率目標について伺うと「どこの市町村でも悩む日本全国の問題」とのお言葉がありました。それは事実で様々な取組も理解しています。その上で出生率１．６６の達成に向け、子育て世代の移住促進をどう位置づけ、現在、どのような具体策を講じていますか。また、就学前の保育教育環境はその中にどう位置づけられていますか。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほども子育てしやすいまちづくりの例を申し上げましたが、そのほかにも町営住宅の建設や宅地住宅造成などの住宅支援、それから就労相談など、一体的に移住を推進しておりまして、東京などで行う移住セミナーでは、わくわく子育てガイドブックにより、子育て支援の充実や保育園の特色をＰＲをしております。

また、第２次長和町長期総合計画では、結婚、妊娠、出産、育児、子育てに切れ目なく支援をする環境を整えまして「子育てしたくなる町」を基本目標として地域における子育て支援、ひとり親家庭等の自立支援、保育サービス、地域との関わりを持たせる育児教育の充実、子育て相談支援の充実を施策方針として進めておるわけでございます。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○１番（諫山三武君） 園長先生方から「非認知能力の育成や基礎的な生活力を重視した保育を既に実践している」とのお話を直接伺いました。この取組を町としてどう評価していますか。また、この現場の実践は移住を検討する子育て世代にとって、どのような意味を持つとお考えでしょうか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 長和町の自然豊かな保育環境の中で、子供たちは体を十分に動かし、伸び伸びと過ごしております。この環境の良さからの素直さ、明るさ、体幹が良いとお褒めを

いただいております。特色ある保育園活動としましては、地域の方に教えていただくしめ縄作り、豆まきなどの伝統行事や土粘土、紙すき、ろうそく作りなど地元体験も行っております。また、町内2園の交流を深めるとともに楽しみながら科学に触れるかがくタイム、歌やゲームを交えて英語に親しむえいごタイム、運動保育士による運動遊びを2園合同で行っており、普段の生活や活動の中で自然学習も取り入れておりますので移住を検討している子育て世代に長和町の良い子育て環境と保育環境を一層PRしてまいります。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 園長先生から「ホームページを見てもらうことくらいしかできない」との率直なお言葉がありました。質の高い取組がありながら発信手段が限られている。これは現場ではなく、町の発信戦略の問題です。移住推進部門と保育部門が連携し、保育環境を移住検討者に届ける情報発信について現状と今後の方針を伺います。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 現在は移住セミナーなどでわくわく子育てガイドブックにより、手厚い子育て支援の充実と保育園の特色をPRしており、わくわく子育て長和町のインターネットサイトで子育てや子育て支援に関する情報の発信、Instagramにおいて長和町子育て支援センターのイベント等の楽しい笑顔を情報を発信しておりますが、移住を検討している方向けに分かりやすいチラシを作成し、子育て世代の移住促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 認定こども園化について意見交換では「職員体制と保護者の理解が現時点では難しい」とのお話がありました。私もこれにこだわりません。目的ではなく手段の一つです。

ただ、出生率1.66を本気で目指すなら就学前の教育・保育環境を中長期でどう充実させ、どう発信するか戦略が必要です。就学前教育体制の見直しをいつ頃どのような形で議論する予定でしょうか。また、そのための町内の検討体制はどうなっていますでしょうか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 長和町に待機児童はおらず、ほとんどの子供さんが未満児で保育園に入園している状況であります。こども園への移行は、待機児童の解消や園児数確保のために私立等の幼稚園が3歳未満児の受入れが可能となるこども園に移行することが多い状況でありますので、地域の実情や保育需要等を踏まえ、国や県、他自治体の動向等も見ていきたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 国や県の動向を注視されることは理解します。ただ、動向を見守るだけでは出生率1.66という目標には間に合いません。私が伺ったのはいつどのような体制で議論するかです。こども園化という手段にこだわるものではありませんが、就学前の保育・教育環境を中長期でどう充実させるか。その検討の場を町として持つことが必要だと考えます。

最後に現場の先生方は、子供を中心に置く姿勢で既に質の高い保育を実践されています。今回の意見交換で改めて強く感じました。

この質問の３日前、５月３１日の信濃毎日新聞の一面と三面で大きく取り上げた記事があります。伊那市高遠の高遠北おやまの保育園は休園寸前から自然を生かした特色ある保育へ転換し、現在は全園児３０人の保護者の８から９割が移住者だという内容でした。特色ある保育が移住の理由になった事例です。

問題は、現場の力が町の政策として位置づけられ、子育て世代に届いているかどうか。やっていることと知られていることの隔たりを埋めることが移住促進の第一歩です。引き続き取り組んでまいります。

最後に３点目です。精神保健支援体制の現状とその持続可能性について質問をいたします。

今回の質問は解決策を示すためではなく、まず現状を議会と町民の皆さんで共有するために質問します。

町内には買物や通院などの支援が必要な方のためにボランティア登録して活動する町民の方々があります。

想像してみてください。あるボランティアの方が依頼を受けて利用者さんを病院へ送迎した。しかし、移動中、利用者さんが急に様子を変え、突然怒鳴り出し、感情が高ぶっていく。ボランティアさんはなぜ怒っているのか、どう対応すればいいのか戸惑う。けれど、その方がどんな背景を抱え、どんな支援が必要なのか、何も知らされていない。適切な対応が分からないままその場をやり過ごすしかない。そして、後日、仲介先へこう訴える。「怖かった。もう続けられないかもしれない」。

これに類する事例が町内でも起きていると伺っています。問題はその怖かったという体験が正式に受け止められないまま残ることです。その人は次の依頼でまた何かあったらと不安を抱えて続けるか、静かに辞めていくかのどちらかになります。これが積み重なると何が起きるでしょうか。担い手は減るのに支援を必要とする人は減らず、むしろ増える。その穴を埋めるため、支援組織の職員が本来の役割を超えた対応を引き受けざるを得なくなる。結果、本当に支援が必要な人が支援につながれなくなる。やがて通院や服薬をやめ、症状が悪化しても周囲は気づけず、本人も周囲もより困難な状況に追い込まれていきます。

私は、保健福祉課の保健師さんと社会福祉士の皆さんに直接ヒアリングし、また、上田保健福祉事務所にも伺って現場の実情を詳しく聞いてきました。

確認したのは、長野県は人口１０万人当たりの警察官通報件数も措置入院件数も全国的に高いということです。その長野県の中でも長和町には状況を深刻化させる条件が重なっています。警察の到着に時間を要すること、地域内に保健所がないこと、近隣に精神科医療機関が少ないこと、さらに移住・定住を進める中で地域とのつながりが十分ない方も増え得ることです。しかも、解決しようとするとも必ず別の壁にぶつかります。情報を共有しようとするれば、本人同意や個人情報保護の壁

があり、専門職につなげようにもサービス利用につながっていない人には支援が届かず、受診を進めても精神科医療機関は遠く、重い方には通院自体が大きな負担になる。どこから手をつけても別の課題が立ちはだかる構造です。

これは、長和町だけの問題ではありません。国は精神科病床の削減と地域移行を進める一方、地域の受皿整備は追いついていない。現場では既に担い手の減少と支援ニーズの増加という構造的変化が始まっていると伺いました。

今の長和町は、制度だけでなく住民同士の支え合いで成り立つ部分が多い地域です。顔の見える関係の中で困ったときに支える地域力が多くの場面を支えています。だからこそ、大きな問題として表面化していない面もあります。

しかし、今後、人口減少の中で移住・定住を進め、多様な背景を持つ住民が増えれば暗黙の支え合いだけでは支え切れない場面も出てきます。

ボランティアによる支援は今後も必要です。しかし、頼りきりでよいのか。ボランティアさんが安心して活動が続けられる仕組み、つまり支える側を支えるサポートが今の長和町にはまだ十分ではないと感じています。

今回は移住を否定するためではなく、移住者を含め、誰もが安心して暮らし続けられる町にするために現状を共有したく質問します。

平成29年時点で精神障害者保健福祉手帳所持者50人、自立支援医療の精神通院対象者96人というデータがあります。現在の数字を教えてください。併せて、手帳や受給者証を持たない、制度につながっていない潜在的な方への対応状況も伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町では、令和8年度から13年度までを計画期間とする第2期長和町地域福祉計画を策定いたしました。この計画は「地域がつながり、穏やかな暮らしが送れる地域共生のまちづくり」を基本理念としまして、誰もが地域福祉の担い手としてお互いに支え合いながら地域とつながっていく地域共生社会を推進する計画となっております。

支援対象者の状況につきましては、担当課長よりお答えしますのでよろしくお願いします。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 令和8年4月現在の精神保健福祉手帳所持者は76人、自立支援医療受給者証所持者は122人となっております。制度につながっていない方の対応としましては、精神科医師によるこころの健康づくり講演会やこころの健康相談会の開催及び町の保健師、公認心理師、社会福祉士など、専門職等との相談体制やまちづくりアドバイザーである依田窪病院、小原医師への相談並びに民生児童委員、医療機関、福祉関係機関、学校、地域包括支援センター等と連携し、支援、対応を行っております。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） これは全国的な課題でもあります。ボランティアが精神的不調を抱えた

利用者の支援を担う場面で事前の情報共有が構造的に困難だと伺っています。困ったときの相談窓口も現時点では整備されていないと聞きます。地域住民やボランティアによる支援は、障がいを抱える人が地域で暮らす上で不可欠です。

しかし、それは善意で成り立つものであり、その方々の安全を守ることも必要です。ボランティアの安全確保と町、関係機関、保健師の連携体制について現状と今後の方針を伺います。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） ボランティアさんの不安や困り事などを相談できる体制を整え、ボランティアの安全を確保することは活動の継続、ボランティアの確保からも大変重要であります。つきましては、ボランティアの事務局を担っていただいております社会福祉協議会と協議をしながら相談窓口の設置を検討するとともに関係機関との一層の連携強化に努めてまいります。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 福祉有償運送は制度としてありますが、現在、利用者がいないと伺っております。移住者の増加と担い手の減少を見据えたとき、現状の支援体制で対応できるとお考えですか。今後の方針を伺います。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 福祉有償運送は、要介護及び要支援の認定を受けた方、または、障がいをお持ちの方などが利用できる福祉運送サービスです。介護や身体障がい者の方々には多数御利用を頂いておりますが、精神障がいをお持ちの方で御利用されている方は現在はおられない状況です。福祉有償運送は、社会福祉法人等が県の許可により運行をしておりますので、利用者が増加した場合は認可事業者と相談、対応をしてまいります。

○議長（原田恵召君） 諫山議員。

○1番（諫山三武君） 今日のこの質問ですぐに解決策が生まれるとは思っていませんが、ただ、こうした構造が存在することを議会の公式記録に残すことには意味があると考えております。今、この場で現状を共有することが将来の対応につながると考えています。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、1番、諫山三武議員の一般質問を終結いたします。

ここで1時37分まで休憩とします。

休 憩 午後 1時29分

再 開 午後 1時37分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

8番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） それでは、私の一般質問を始めます。

1つ目が、黒耀水を高原の水の町の宝として守り、未来に引き継ぐための質問をいたします。

長和町の湧水は霧ヶ峰湿原と黒耀石台地が生み出す全国的にも希有な資源です。特に黒耀の水はNHK「ドキュメント72時間」で放送。観光客が多数訪れております。また、町の公式ホームページでも名水広場として紹介されており、町の象徴的資源です。

しかし、現状、水質検査、飲用可否表示、利用ルール、情報公開、保全制度、管理体制のいずれも整っておらず、全国標準から大きく遅れています。全国の湧水地では年4回以上の水質検査、年4回以上の水質検査は環境省のガイドラインと全国の名水地の運用実態に基づく全国標準です。環境省が選定した平成の名水百選の自治体はほぼ全てが年4回、季節ごとに水質検査を実施しております。飲用の可否の表示、利用ルールの掲示、今回は地元からの要望等も含めた掲示も必要だと考えております。また、水質検査の公開、湧水保全条例が当たり前に行われております。

長和町だけが、衛生責任を負えないから管理しないという理由で湧水の価値向上を止めている状況です。湧水を守る仕組みも生かす仕組みも説明する仕組みもないまま、観光客が増えていることがむしろリスクになっております。長和町として、湧水の水質維持、保全、管理体制を全国水準に引き上げる考えがあるか、町長の明確な答弁を求めます。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 湧水とは、山や森林に降った雨や雪が長い年月をかけて地層を通り、自然にろ過されて地下水となった後に地上に流れ出てきた水のことでございますが、日本のあちこちには、環境省が認定した名水百選に選ばれるような、透明度が高く、きれいな湧水のスポットが多く存在しております。

町長の男女倉区に湧き出ている黒耀の水は八島湿原から流れてきていると考えられております。周辺一帯を覆う黒耀石の岩盤層を長い時間をかけて流れてくることから、自然にろ過され、不純物が少なく、水温は夏でも8度程度と非常に冷たく、地元でもおいしいと評判の水であります。農作業の合間など、地元の方が湧き水を利用していましたが、自然そのままの超天然水で、飲むと体調が良くなる、コーヒーがおいしくなるなど、偶然訪れた人たちのうわさが口コミで広がり、現在のような大勢の人が涼と水を求めて集まるようになりました。

反面、旧和田村のときから駐車できるスペースがなく、路上駐車が多数、バスに乗りづらい、ごみのポイ捨てなど周辺環境の悪化につながり、地元住民からの苦情が絶えず入るようになり、地元区が強制的に湧き水を止める事態に発展することも3回ほどありました。この状況から、バスロータリーを整備し、水くみ場をその中央に移し、駐車場スペースを確保するなど、対策を取り、現在の形になっております。

さて、議員の御質問の湧水の水質維持、保全、管理体制における全国標準といえる明確な単一の法規制はございませんが、環境省が示している、湧水保全・復活ガイドラインなどにおいて、管理者・利用者が守るべきルールや行動指針はあります。自然そのままの湧水は殺菌や消毒の処理が一切施されていないため、湧水の状況や飲む人の年齢、体調によって、そのまま口にすると体調を崩

すリスクがあります。人の健康状態には個人差がありますし、湧き水の水質は天候等、その時々で変化します。湧水をそのまま飲むのは必ずしも安全とは言えないことから、飲用できる場合でも浄水処理を行うことが推奨されております。

湧水を飲むことについて、煮沸など、注意喚起はあるものの、直接飲むことに規制があるわけでもなく、あくまでも自己責任だと言われております。

湧水に水質検査の義務はございませんが、当町では地元区に配慮し、水くみ場を整備し、くみやすい状況としていることもあり、最低限の安全性を確保するために、年1回、大腸菌の有無について水質検査と、担当係において定期的な現地の見回り、施設の破損等がないかなどを調べておるところでございます。

また、近年、NHK「ドキュメント72時間」で黒耀の水くみ場が放映された反響が大変大きく、地元住民から建物の陰で用を足す人、男女倉区内へ車両・人の侵入、民地への不法侵入、ごみやペットの糞のポイ捨て、山菜狩りなどが急増しており、改善を求める要望がございました。水をくみに来る方のモラルの徹底、予防処置の早急な検討が必要となっており、地元であります男女倉区の皆様のお考えを十分に酌み取り、理解を得ることが急務でございます。

このことから、地元国民が納得できる状況を確認し、理解が得られれば、湧水の水質維持、保全、管理体制を全国標準に引き上げ、さらなる有効活用を可能になるのではないかとというふうに考えておるところであります。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） ただいまの町長の答弁で、水をくみに来る方のモラルの徹底、予防措置の早急な検討が必要との認識及び地元男女倉区の住民の皆さんと話合いの必要性と問題解決が急務であるとの認識を確認しました。同時に湧水の水質維持、保全、管理体制を全国標準に引き上げ、さらなる有効活用も可能になるのではないかとのお考えも確認できました。

それを概論としまして質問の詳細をしていきたいと思います。

長野県の湧水衛生管理マニュアルには、「湧水の水質検査をする場合は水道法に準じた水質基準項目の検査を実施する」と明記されています。しかし、長和町の湧水検査は年1回のみ、検査項目はごく一部であり、県が求める基準には達していません。黒耀水は飲用の実態があり、テレビ放送でも紹介され、町外から多くの方が訪れています。にもかかわらず、水道法準拠の検査項目を実施していないのは県基準から見ても明らかに不十分です。

長和町として、湧水の検査項目を県基準に引き上げる考えがあるか、明確な答弁を求めます。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 水道水に使われる認可を受ける必要がある水源の水質基準は、法律に定めがございますが、そのほかの認可を受ける必要のない湧き水に関して法律に定められた水質検査の義務はございません。

なお、県に確認したところ、湧水の衛生管理マニュアルにつきましては、現在、廃止されており

まして、その後、新たなマニュアルは策定していないということでございました。

湧き水を飲用することはあくまで自己責任であると考えておりますが、今後そのことについて、注意喚起の表示の徹底を図るとともに、設備、湧き水水源の定期的な点検、大腸菌の有無についての水質検査を継続し、実施してまいります。

なお、水質検査の回数は現状1回でよいと考えておりますが、定期的な点検の中で必要があれば随時行っていきたいというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） ただいま答弁いただいたんですが、黒耀の水は町の公式ホームページでも名水と紹介され、実際に多くの方が飲んでいます。この飲用実態がある中で、年1回の大腸菌のみの検査で住民と来訪者の不安を本当に取り除けるのでしょうか。もし注意喚起だけを強めればむしろ危険なのかという不信感が生まれ、黒耀の水というブランドそのものが低下するリスクがあります。一度失ったブランドはお金をかけても買い戻せません。私は行政を責めたいのではなく、黒耀の水を長和町の宝として守るため、前向きな検査体制の強化を求めています。

その上で、今の答弁に対しての質問なんですが、年1回で十分と判断した根拠は何なのか。注意喚起だけでブランド低下を防げるのか。全国標準に近づける検査強化を検討する意思はあるか。再質問させてください。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） まず水質検査でございますけれども、検査義務がないところで、私どもとしては問合せもございますので、その部分で水質検査を実施して、それを公開しているということでございます。

ただ、先ほど前段で申し上げましたけれども、例えば大雨が降った後ですとか災害があった後ですとか、その他、特段問題があったときに、1回というのではなく、その都度行っていきたいというふうに考えております。

あと、ブランド化ということでございますけれども、これについては町長答弁のところでも申し上げさせてはいただいたんですが、湧き水でございますので、これはあくまで飲用であるとかそのほか生活に使うというような場合においては、あくまで自己責任で使っていただかなければいけないという考えでおります。

ただ、佐藤議員の町の活性化のためという思いは大変ありがたく感じておりますし、感謝も申し上げておるところではございますが、そういうことでありますので、まずは喫緊の課題である男女倉区の住民の問題を解決して、その後、例えば私たちが独自で何かやるということではなくて、例えば、以前あった水の製造販売をする企業ですとかそういうところが参入したいというようなことがあった場合は積極的に受け入れていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 大丈夫ですか。

佐藤議員。

○ 8 番（佐藤恵一君） 湧き水を飲用することは自己責任という行政の立場は全国的に一般的ですが、判例が 3 件ほど見つかりました。例えば、長野地裁、2011 年、自然公園湧水事故判決——健康被害なんです——などでは、「県は一定の安全配慮義務を負う」とされています。こういった判例が出てきておりますので、自己責任だけでは済まされない状況になってきているということは、今後、一般質問を通してお話をしていきたいと思います。

今回、一般質問としては、行政の安全配慮義務をただす内容も考えられましたが、今回は、黒耀の水など、湧水を長和町の宝としてどうしたら守れるかという質問を主訴として質問を続けていきたいと考えております。

③の質問に入りたいと思います。黒耀の水は、霧ヶ峰高原の湿原と黒耀石台地を通過して湧き出る長和町を象徴する貴重な湧水です。しかし、その周辺のハード面には次のような深刻な課題があります。

水源周辺の保護柵の劣化、緩衝帯がなく外部からの汚染リスクが高い、湧水出口周辺の舗装、排水設備が不十分で、雨天等に表面流入が起きやすい、くみ場の占有、容器洗浄など、利用マナーによる汚染リスクが放置されている。水源周辺の土地利用規制がなく、残土搬入・堆肥散布等のリスクが常に存在する。水源の涵養域、これは湿原、黒耀石台地のことなんですが、涵養域に対する保全措置が制度化されていない。これらは、湧水の水質を守るための最低限のハード・ソフト面の整備が行われていないことを意味しています。

長和町の公式ホームページでも、「天然湧水のため、自己判断、自己責任にて利用」と明記されており、行政としての安全確保、保全措置が不十分であることを町自体が認めています。

質問です。町として、黒耀の水の水源周辺のハード面・ソフト面の保全整備、保護柵、排水、緩衝帯、利用ルールを保全整備として行う考えはあるのか。また、現状のまま放置している理由を明確に説明してください。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 現在、水源周辺には一定の立入りを防ぐための鉄柵等を設置し、施錠をして立入りを禁止しておりますが、経年劣化や自然環境による影響もあり、十分な機能を発揮していない箇所があることは認識しております。

理由につきましては、予算に限りがあり、優先順位をつけ予算執行をしているということになります。

定期点検を実施し、状況を確認しつつ、修繕につきましては緊急性を考慮しながら予算を再要望してまいります。

残土搬入でございますが、これにつきましては町で搬入する予定は今後もございます。

次に、堆肥散布などのリスクが常に存在するという点につきましては、水質に影響が出るような状況があるか常に確認はしてまいります。所有者に耕作の権利がございますので、地元住民の理解が得られなくなるようなことになれば、水くみ場を閉鎖せざるを得ない可能性はございます。

また、雨天時の表面流出対策や汚染リスクを低減する緩衝帯の在り方などにつきましても、技術的なことや予算的な視点を踏まえ、どのような補強及び改修等が可能であるか調査したいと思います。

町ホームページにて「あくまでも自己責任で」という表現を掲載しておりますことにつきましては、黒耀の水は水道法に基づく管理、消毒、検査義務が課せられた水道水ではなく、あくまで天然の湧き水であることから、町としましては水質検査を実施し、定期的に施設を見回るなどの一定の安全確認は行っておりますが、季節や天候によって変化する自然の湧き水に対し、町が飲用水としての安全を保障するという事は、湧き水に対する認識及び実務上困難であるため、利用者の皆様への注意喚起として、あくまでも自己責任であるということについて、明記をせざるを得ないという背景がございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） ただいまの質問・答弁の中で、私の質問には水源周辺を現状のまま放置している理由をただしている箇所がございます。その点について、5月18日の通告文提出、この文を提出した以降、現地確認、水源周辺の草刈り、清掃等は行われたのでしょうか。水くみ場の定期点検は当然ですが、水源周辺の定期巡回など、改めて予算化が必要なことなのでしょうか。質問します。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 5月18日以降でございますけれども、点検という形ではなかったのですが、男女倉区の区長さんが「非常に周辺環境が悪化している」ということでお話をいただきまして、区長さんとお話をする機会がありまして、その際に現場も、その後、見に、確認をいたしました。ちょっと草刈りはまだしておりません。

それと予算化の必要があるかということでございますけれども、ちょっと鉄柵もかなり広範囲にわたるもので、単年でできるのか、再度見積りをしてみて、一度にできるようであればそういうふうに予算要望をしてまいりたいと思いますし、もしお金がかかるようであれば、緊急性の高いところから修繕をしていくというような予算要望を今のところ考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 今、質問の中に清掃などもありましたけれども、清掃もしていないということでもよろしいのでしょうか。草刈り、掃除という話ですけれども。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 草刈り、掃除。

○議長（原田恵召君） していないと。どうぞ。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 草刈りは先ほど「していない」ということでお話しさせていただいたんですけれども、水源の清掃というのも5月18日以降についてはしてございません。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） やはり私が問題提起しているということは、結構状況的にすべきだと思って考えておりますので早急に対処のほうを要望いたします。

次の質問です。全国の湧水地では、湧水保全条例、水源保全区域の指定、湧水周辺の土地利用規制、湧水の水質検査義務、湧水の管理体制の明確化が整備されているのが標準です。

しかし、長和町には湧水、湿原、地下水を明確に守る条例が一つも存在しません。そのため、湧水周辺の開発、残土搬入、堆肥の散布、湧水周辺の占有、不適切利用、湧水の水質悪化を防ぐ法的根拠がありません。これは、黒耀の水という町の宝を無防備のまま放置している状況と言わざるを得ません。

全国の名水地では、湧水保全条例の制定が標準になっていますが、長和町には、湧水、湿原、地下水を守る条例が存在しません。

質問ですが、長和町として、湧水、湿原、地下水を守る水源保全条例を制定する考えはあるのか。また、条例が存在しない状況で黒耀の水の水源・水質をどのように守るつもりなのか、町の見解を伺います。この件に関しては、長和町自然環境保全条例、平成17年、長和町水質保全条例、平成25年も参照しまして、その件も含めまして御質問したいと思います。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 条例の整備等についての御質問でございますが、長和町水資源保全条例が制定をされております。長和町における水資源が町民共有の貴重な財産であるとともに、地下水は公水、「公」の「水」としての認識に立ち、町民の福祉の増進に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、限りある水資源の保全を図り、広く町民の福祉の増進が発揮できるよう、町、町民等、事業者が協働してその利用を有効に努め、かつ未来にわたり保全していくことを目的として制定がされております。

また、自然環境保全条例につきましては、豊かな自然と良好な生活環境の中で住民の健康・文化的な生活を確保するため、公害の防止及び生活環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的にそれぞれ制定がされております。これらの条例に基づきそれぞれ対応していくことになると考えておりますので御理解を頂きたいと思います。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） ただいまの答弁なんですが、私は条例を増やしたいのではありません。黒耀の水の安全性とブランドを守るため、現行条例で本当に対応できるのか、その姿勢を伺っています。現行条例には、水道水を優先させており、湧水に関する水質検査の頻度、項目、衛生管理、飲用安全性、保全地域、水質悪化時の対応、検査結果の公開、いずれも規定がありません。これで十分と言い切れるのであればその根拠を明確に示してください。もし不十分であるとお考えならば実効性のある湧水保全条例の検討に踏み出す意思があるかどうか、改めてお答えください。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、現時点でございます長和町水資源保全条例、そして長和町環境保全条例に基づいて対応していくことになると考えておりますけれども、佐藤議員おっしゃられるような事案が発生した場合には、関係者と協議してそれぞ

れ対応していかなければならないことが生じる場合もあると認識しております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○８番（佐藤恵一君） いろいろな事案が生じる前の予防策として今回提案しておりますので、検討のほうに関してはこちらとして検討を要望いたします。

黒耀の水は町がPRし、飲用実態があり、酒造りにも使われている資源です。これを守るための枠組みづくりは先送りできる課題ではありません。町として今年度中に検討の場を設ける意思があるのか、ここだけは明確にお答えください。再々質問なんです。よろしくお願いします。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 通告にございませんが、答弁をさせていただきたいと思います。

先ほども答弁させていただきましたが、関係者と協議をして検討させていただきたいと思います。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○８番（佐藤恵一君） ⑤の質問に入ります。黒耀の水は長和町公式ホームページにもあるとおり、硬度１７という日本でも極めて珍しい超軟水です。硬度１７とは、一般的な水道水の３分の１の硬さ、世界基準の水の１０分の１、世界の水の硬度は平均１２０から１８０なのでかなり軟水です。赤ちゃんのミルクの最適とされる高度３０を大きく下回る軟らかさということでも、赤ちゃんのミルクを溶かすのに非常に有効な硬度だと思います。雪解けの水のように軽く、舌の上ですーっと消える水という、まさに日本唯一無二の水質を意味しています。

この科学的価値を黒耀石分布湿原湧水という地質条件と合わせて学術的に証明すれば、黒耀の水は日本唯一無二の水としてエビデンス化できます。そのためにも黒耀石ろ過のメカニズムの研究、また、湧水の水循環のモデル、黒耀の水がどのような過程を経て湧き出ているのか、構築といった科学的な調査を行い、水源保全条例を制定根拠として位置づけるべきと考えます。

町としても、黒耀の水の科学的価値を明確にし、町民がおいしさの根拠を自信を持って語れる唯一無二の資源として、科学的価値の明確化とブランド化をする意思があるか、町の見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 黒耀石のろ過メカニズムや水循環モデルの解明といった学術的な調査研究は、水の価値を高めるだけでなく、学術的に国際評価を得るほどのことであると思います。それだけの科学的価値を明確にするには、膨大な時間と資金がかかると感じます。全く見当がつかない分野でありますことから、まずは当町と連携を頂いている大学であるとか、水質検査や研究機関、先行自治体の事例について調べてみたいと思います。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○８番（佐藤恵一君） 実は、１９９９年、神奈川大学の調査で黒耀石が水をろ過するという研究実績があります。当時、和田村時代だったと思いますので、資料が、今、なくて、私は国立図書館のほうの検索システムで検索して、ただいま資料を取り寄せている最中ですので、詳細については今後また一般質問していきたいと思いますが、そういった研究が当時行われていたかもしれないと

いうところがあります。

ですので、今、二次利用、三次利用されているホームページがいろいろあります。黒耀石がろ過してきれいな水にされているんだというそのエビデンスがもう１９９９年の神奈川大学の研究で行われていた可能性が高いと思っております。

でも、これは資料を見ていないのではっきりしたことは言えませんが、そういったことがもう既に行われているということがありますし、その件に関して全く想像ができないということではなくて、長和町は黒耀石の研究ということでは、明治大学の研究センターと非常に長い共同の研究をしております。黒耀石の分布とかそういったものに関してはかなり先行されておりますので、まずはそういった研究機関に相談していただくなりして行っていけば道は開けていくと思われますので、この点について、いつからということに関しては早急にいろいろ対応していくことが可能だと思っておりますのでよろしくお願い……。まず研究をスタートすることを要望したいと思います。

次の質問に入ります。湧水の水質維持、保全、管理体制を全国標準に引き上げ、黒耀の水の水源地周辺のハード面の保全整備、水源保全条例の制定、黒耀の水の科学的価値を明確化などを行う施策を実施することにより、環境省の名水百選レベルまで到達できるのではないかと考えられています。考えられます。

環境省の名水百選選定の統計では、選定後に年間１から１０万人の規模で湧水観光が増加した自治体が複数あります。白川水源、柿田川湧水群、忍野八海などが典型例です。

長和町の黒耀の水も同等のポテンシャルを持っています。もちろん名水百選は応募するものではなく、選定されるものですので、必ずしも黒耀の水が名水百選に選ばれる確約はありません。しかし、名水百選同等以上のおいしさとブランドストーリーを持つ黒耀の水を高原の水の町として名水百選を目指す、全国ブランド化するといった明確な目標設定をして、町の象徴資源として育てる価値が極めて大きいと考えます。名水百選を目指す、全国ブランド化するといった明確な目標設定することの町長の見解をたずねます。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 議員の御提案の「名水百選を目指す」という明確な目標を掲げ、当町の黒耀の水を全国ブランドへと育て上げていくことは大変意味のあることだというふうに感じておりますが、環境省の名水百選の選定基準には単に水質が優れているということだけではなく、地域住民による保全活動がなされていること、そして、また適切な水量が確保されること、周囲の景観が維持されていることといった、持続可能な保全管理体制につきましても大変重要であると記載されております。

これまでの御質問にありましたマナーの向上や水くみ場及び水源を中心としたハード面の整備や科学的根拠に基づく取組の検討は、この名水百選の基準に到達するためには不可欠な取組であるというふうと考えております。

町といたしましては、地元である、先ほど申し上げました男女倉地区の皆様との定期的な打合せ

を行いながら、過去の経過も含め、管理等の様々な体制を検討する中で町民全体で黒耀の水のすばらしさを共有、認識して発揮できるような機運を高める取組を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 1万年前、縄文人が黒耀石を求めて集まったこの高原には今も黒耀石の地層を通った澄んだ水が湧き続けている。長和町は黒耀石と水が育んだ高原の水の町です。黒耀水など湧水群は、長和町が全国に誇ることでできる唯一無二の資源です。名水百選を目指すことは、単なる称号の獲得ではなく、町の未来を形づくる旗を立てる行為です。長和町が明確な目標を挙げ、戦略的に行動することを求めます。

以上を踏まえ、長和町の湧水を未来の資源として守り育てるためには、行政だけではなく、住民参加による保全活動の仕組みづくりが不可欠であると考えます。

課題は3点。1つ目は地元住民とのいろいろな問題・課題解決。②は黒耀水の保全とブランドの構築。③としては、高原の湿原と黒耀石でろ化された湧水群の保全です。私自身も、黒耀の水や接待の水、高山姫木の湧水群の価値を町民の皆さんと共有し、シンポジウム等を開催し、町全体で理解を深める場をつくっていきたいと考えております。つきましては、町としましても住民参加型の保全体制をどのように構築していくのか、前向きな検討を要望いたします。

では、2番目の質問に入ります。2番目の質問なんですが、長和町の景観維持のための道路管理、不法投棄対策について質問を進めていきたいと思います。

1つ目の質問なんですが、DX推進による道路管理の高度化、上田市のLINE道路損傷通報システム型を参考にした長和町版道路の損傷・不法投棄等通信システムを構築し、運営できないかという質問に移ります。

昨年12月から運用開始となった上田市道路損傷通報システムについて、実際に上田市の担当課に足を運び、現状、課題をヒアリングしてきたところ、道路管理について導入効果があると考えするため、長和町版道路損傷・不法投棄等の通報システムの導入の提案質問を行います。

長和町は広い面積と山間地を多く抱え、道路損傷や不法投棄の早期発見が難しい地域特性を持っています。近隣自治体である上田市では公式LINEを活用した写真プラス位置情報で通報できるシステムを導入し、道路維持管理や不法投棄対策に大きな効果を上げています。これらの情報は住民の気づきが最も早く行政対応の起点となるため、住民が簡単に通報できる仕組みの整備は、町民の安全確保と行政効率に直結しています。住民からの以前からの道路管理等に関する住民の声や課題をまとめますと、1つ、住民の通報手段が電話で負担が大きい。また、窓口に行っても担当か職員が不在なことが多く、数回、足を運ぶ、または折り返し電話の時は既に現場を離れた状況であり、現場説明等の住民負担が増加する。

2つ、住民が現場を説明する際、現場状況、危険度を言葉だけで伝える必要がある。

3つ、職員の現地確認に時間がかかる。写真や位置情報がないため現場確認等に余計な時間がか

かる。

4つ、不法投棄の早期発見が難しい。山林農地周辺では不法投棄は住民の通報が唯一の情報源であることが多い。

5つ、対応状況が住民に見えにくい。通報後の対応状況が公開されておらず、通報しても改善されないという不信感につながる可能性がある。

一方、上田市担当課、市議会議員へのヒアリングでは、導入企画当初は通報の増加に伴う業務量の増大の懸念、毎月の結果レポート作成、ホームページの公開業務が新たな業務負担増の懸念等として当初挙げられたとのことですが、6か月の試用期間により課題を解決し、運用に至ったとのこと。

私は、この道路景観管理のための写真と位置を活用したDX化は長和町の山間地の地理的な特性や今後の人口減少を考えると住民の気づきを行政へ迅速に届けるための有効な手段として考えます。

さらに住民の強い要望である対応状況が分かる対応情報の公開。もう一度言いますが、対応状況が分かる対応情報の公開は行政の透明性向上にも寄与すると考えて、以下の質問を行います。

質問の1つ目なのですが、現状の課題認識について、道路管理の視点と不法投棄の視点、それぞれの担当課長へ伺います。

まず、道路の損傷や不法投棄に関する通報体制について伺います。

現状では、住民が電話で現場状況危険度を言葉で説明する必要があり、特に山間地では位置特定に時間がかかるケースがあります。また、写真や位置情報がないため、職員の現場確認にも余計な時間がかかっています。

町として現在の通報体制にどのような課題があると認識しているのか伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町内における道路の損傷や不法投棄の早期発見に関する質問でございますが、現在、道路の破損、倒木、不法投棄等に関する情報につきましては、町民の方からの通報により情報を頂き、それぞれ各担当者が対応している状況でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。

○議長（原田恵召君） 笹井産業建設課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 現状の体制としましては、住民をはじめとして道路の損傷などに気づかれた方から町へ電話等で通報が入り、位置と状況を聞き取り、その後、担当が現地に行き、現場を特定、その後対応ということをしております。

他業務との兼ね合いもございまして、担当者が不在で早急に現地確認できないこともあるということとは課題と言えると考えております。

○議長（原田恵召君） 米沢住民生活課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 通報体制の課題等に対しての御質問でございますが、現在、長野県不法投棄監視連絡員設置要綱に基づきまして1名の監視連絡員の方に定期的な町内の巡回パト

ロールをお願いしております。

町内において不法投棄が確認された場合、発見された方や監視連絡員さんから町へ通報を頂き、職員が現場の状況を確認してから必要に応じて佐久地域振興局への連絡を行い、関係者において現地の調査が実施されている状況でございます。

不法投棄の通報を受けてから関係者での現場立会いまでの間に時間がかかってしまうということが一つの課題であると考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 再質問になると思います。

先ほどの御答弁では「現状の電話による通報体制で十分対応できている」とのお話でした。しかし、この認識そのものが過疎化の進む長和町の現状と大きく乖離しています。現在、自治会によっては人口減少と高齢化により会社勤めや働き盛りの若い世代が、特に近年になって定年延長により働き続ける65歳前後の世代も含まれますが、若い世代が自治会業務を担わざるを得ない状況が生まれています。こうした若い世代は、平時は仕事では電話ができない、窓口に行く時間もないという生活実態があります。にもかかわらず町は依然として電話で説明、窓口で説明、担当者不在なら再度連絡、現場説明を何度も求められるという昭和型の通報体制を前提にしています。これでは若い世代の「負担を全く理解していない」という不安が出るのも出るのもおかしくありません。

上田市のように写真と位置情報で30秒で通報できるシステムがあれば、若い世代の負担は大幅に軽減されます。

そこで伺います。町として過疎化により若い世代が自治会業務を担っている自治会が増えている現状を踏まえ、電話窓口前提の通報体制が若者に過大な負荷を強いているという認識はあるのか、また、その視点を持たず現状で十分と判断した理由を明確にお答えください。

○議長（原田恵召君） 答弁を誰に求めていますか。

○8番（佐藤恵一君） 建設課長のほうにお願いします。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） ほかの質問でもちょっと重複してくることがあるかもしれませんが、当町は非常に町の規模からして住民と役場との距離が非常に近いということがございます。そのほか、地区担当職員制度を設けていることもありまして、特に担当課にだけ連絡をくれるというだけではなくて、地区担当職員を通してですとか、役場の知人を通して担当課に伝えてほしいというようなお話もあったり、また、携帯電話の普及もございますけれども、そういうところで十分に今のところは網羅できているのかなと、対応できているのかなというふうに感じております。

ただ、そのことについて通報システムは要らないということではなくて、費用対効果を考えて今後考えていきたいと思っておりますけれども、現状におきましては対応できているというふうに認識しております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 先ほど申し上げましたように、働く若い世代が自治会の仕事も担っていかねばならないという、今後の現状、今後の将来的な意味も含めまして、導入の検討を要望していきたいと思っております。

先ほど「費用対効果を考える」との答弁でしたが、町は現状の道路損傷や通報件数、現地確認に要する職員の時間、そして、住民が電話説明に費やす負担といった現状コストを把握しているとは考えられません。と私は思います。基礎データがないまま費用対効果を理由に慎重姿勢を取るのは論理的に成立しません。

私が直接訪問し、職員や市議会議員から得た話では、上田市では「写真と位置情報により現場特定が早くなり市民からも説明が楽になった」「対応が早い」と高い評価が出ています。町の答弁は職員側の不都合だけで住民側のメリットを全く考慮していません。町として費用対効果を判断する際には、住民側の負担軽減や迅速化をどのように評価していくのか。上田市の市民の肯定的な声を検討に加えていただきたいと考えております。

質問の2に入ります。通報導入の必要性について。

上田市をはじめ全国の自治体で写真位置情報による通報システムが広がっています。住民がスマートフォンで撮影し、位置情報とともに送信するだけで行政は現場を即時把握できる、対応の迅速化につながっています。上田市の導入効果を考慮して長和町においても同様の仕組みを導入する必要性について町の見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 確かにシステムがあれば通報への迅速な対応が行えるメリットがありますが、便利な反面、上田市など導入自治体において聞かれる問題点もございます。

例えば、「隣家がうるさい」など、関係のない個人的な情報まで入ってくる。また、地図情報も添付できるため個人情報さらされてしまうことなどが実例としてあるそうです。そういった部分も検討が必要になります。

また、当町におきましては、都市部と比べ、住民と役場との距離感が非常に近いこと、地区担当職員制度を設けていることから地域の情報と住民の声が直接届きやすい事情がございます。そのため、現状の電話などの手段による通報を受ける体制で対応が図られております。

このことから今後も通報システムについては費用対効果も考慮し、対策の一つとして考えてまいりたいと思います。

○議長（原田恵召君） 米沢課長。

○住民生活課長（米沢 正君） 通報システムの導入の必要性についての御質問でございますが、現在、長野県におきましてスマートフォン用SNS型アプリ「ピリカ」による通報システムが導入され、6月の1日より運用が開始をされております。

このアプリは専用アプリでの運用となりますが、スマホの位置情報とカメラ機能を利用して通報を行うことができるものとなっており、通報された内容はシステムにデータベースとして残る形と

なっております。

当町におきましても、このシステムは有効であると考えられますことから、今後、導入に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 佐藤議員。

○8番（佐藤恵一君） 時間の都合で質問を途中で中断しないといけませんが、長野県でもそういったシステムが導入されるということでシステムの導入機運は高まっていると考えております。当町に導入するにはどのような課題があるかを引き続き検討していただくとことを要望いたします。

従来どおりの電話窓口対応、窓口通報は残しつつ、長和町の地域特性を考慮してアプリを活用した写真位置情報で通報できるシステムは有効なDX推進だと考えます。人口減少が進む中、長和町では会社勤めの若い世代が仕事と並行して自治会や地域運営を担わざるを得ない状況が生まれています。こうした現状を踏まえれば、電話や窓口を前提とした従来型の通報体制では若者の負担が増え続け、地域運営そのものが持続できなくなります。だからこそ、写真と位置情報で簡単に通報できるシステムを整え、働きながら地域を支えられる持続可能なまちづくりを実現するために通報システムの構築は不可欠です。書かない窓口DX推進を住民の求める、撮るだけ、送るだけ、対応結果も分かるDX推進へ拡充を求め、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（原田恵召君） 以上で、8番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで2時47分まで休憩いたします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時47分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

6番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

龍野議員。

○6番（龍野一幸君） ただいま議長の許可を頂きましたので、私は3つ、火入れについて、上下水道分散化について、敬老祝賀会について。通告どおりの質問をさせていただきます。

まず1番目、火入れについて伺います。

前回、3月の定例会で農業振興についての一般質問をさせていただきました。その中で水田等の中にぽつんとある一軒家ならぬ放棄地、荒廃地化の抑制、土壌の改良に並行して景観持続可能な農業、害虫駆除、獣害対策等を農業振興に絡め、火入れの必要性をたださせていただきました。

火入れは単なる古い風習ではなく、現代においては環境保全や安全な農業管理のために必要な手法であり、適切な管理下で安全対策を強化し、計画的に取り行うことで様々な課題解決に連動していくことを感想として述べさせていただきました。

今回は、里山における火入れに関する質問をさせていただきます。

火入れに関しては、森林法において森林の周囲１キロ範囲内の林地・農地等で土地に生えている立木竹や雑草等を面的に焼却する行為は禁止となっており、ただし、一定の要件を満たす場合に限り町長の許可を得て実施することが可能となっております。

令和７年度の当町の農地利用状況調査では、農地面積全体では１，０３３ヘクタール中１７％の１７２ヘクタールが山林化してしまったと数値の答弁を頂いております。昨今の全国的に多発している山林火災において、長年の経験で今まで同様にごく当たり前に火入れをしていたが、山林化してしまった環境が周囲に点在し、そこに異常的な乾燥、強風が加わり被害が拡大してしまったことが全国的に発生した山林火災の主な要因と推察しております。そして、それらの火災は７５％が人為的な要因となっており、また、落雷などによる自然発火は１％、全国的な中で発生しているということで、定期的な下草刈りや火の見回りなど、被害を最小限に抑えるための管理が必要とされて求められております。

令和８年１月２９日、長野県林野火災防止共同宣言が出され、最近ではＮＨＫのローカルニュースでも火入れ乾燥注意報などを流すなど、県も火災予防に注意喚起を促しております。

このような状況の中、逆行した質問に異議を唱える方もいらっしゃると思いますが、前日と重なりますが、火入れにより山林火災を未然に防止し、景観改善、害虫駆除、獣害対策には必要な行為として質問をさせていただきます。

まず最初の質問、個人が所有しない依田川水系の雑草・雑木の現状を町はどう見ているか、対策はされているか、伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 火入れに関する質問でございます。国内におきまして、火を使い、焼き払う農法につきましては、放牧や採草のための野草地の維持や雑穀栽培における焼き畑が行われるケースがあるとされておりますが、単なる営農場の廃棄物であるわらやもみ殻、雑草、作物の残渣を廃棄物として焼却処分する行為につきましては、重大な火災が頻発し、住民の身体、生命及び財産への被害が発生している状況でございます。

当町につきましては、町の総面積の８６％は山林となっており、急傾斜で多くの山林資源や観光施設等も隣接していることから林野への焼き畑危険がある場所での火の取扱いは控えていただくよう注意喚起を行っているところでございます。

さて、御質問の個人が所有している依田川水系における雑草・雑木の現状につきましては、景観等の観点から対応が必要な箇所であることは把握しておりますが、河川の管理者は建設事務所でございますので必要な対策を講じていただくよう近年要望しているところでございます。

町といたしましても建設事務所と引き続き連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○６番（龍野一幸君） 只今、町長の答弁の中に「個人が所有している依田川水系」とおっしゃい

ましたが、「個人が所有していない依田川水系」のことだと解釈しております。

河川愛護は各自治会で草刈り等を行っております。高齢化が理由で低水敷までの間は足場も悪く、無理にやらなくてもよい。安全面からも堤防の上部一振りの範囲で作業としている地区もありますが、町としてその判断の是非を伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 河川愛護活動に限らず道普請などの作業においても作業箇所の状況や各自治体や区の参加者の状況も異なることから、町が一律に活動範囲や内容を判断するべきではないものと考えておりますので、各自治体や区の実情や現場の現状を踏まえ、参加者がけがを負うような危険がない範囲で引き続き御協力をいただければと思います。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 依田川の上流区域にある当町の河川ですが、大水等の影響でニセアカシア等が流木となり、下流域への洪水を引き起こす可能性をはらんでおります。多くは「自然災害」と表現されますが、分かっている放置している県や行政の責任が問われる可能性もあると思います。

建設事務所へは強く要望すべきと思いますが、今後の展開を伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 河川管理における事前の予防的対応の重要性は高まっていると認識しております。河川管理者である建設事務所に対しましてはこれまでも要望を行ってきたところではございますが、今後につきましても必要な対策が講じられるよう引き続き強く要望してまいります。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） そこで、河川敷の樹木が成長する前に定期的な草刈りと火入れの必要性を感じております。これは町民に協力を求め、町民全体で河川を守っていくという啓発も必要と感じますが、町の見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 樹木が大きく成長する前の段階で定期的な草刈りを実施することは維持管理上有効な方法の一つであると考えます。一方で、火入れにつきましては延焼や煙害など安全面への十分な配慮が必要であり、実施に当たっては慎重な判断が求められると認識しております。また、河川環境の保全につきましては地域全体で取り組む必要があると考えておりますので、町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら意識啓発に努めてまいります。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 火入れに関しては、一日に全て行うというのではなく、計画的な日程を組み、また、気象状況を確認しながら対策を練った上での実施が安全管理上考えられます。

そこで、河川敷同様、山裾の荒廃地化した箇所においても草刈り・火入れの実施を求めたいところです。河川含め山裾の火入れは山林火災にもつながり、避けたいところですが、現状のままで本

当によいのか、これは消防団の協力が不可欠となります。放水訓練をかねた協力を要望しますが、町の見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 山裾の荒廃地化につきましては、景観面や有害鳥獣対策の観点から課題であると認識しております。

一方で、火入れにつきましては一定の効果が期待される反面、気象条件や地形によっては延焼の危険性が高く、山林火災につながるおそれがあることから慎重に対応すべきものと考えております。特に近年は乾燥時期の火災リスクも高まっており、安全確保や監視体制、実施責任の整理など、多くの課題があるものと認識しております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 逆行した考えだと非難は多分上がると思いますけど、火災予防効果としての乾燥期前の意図的な火入れによる山林火災の未然防止策として、また、適切な管理下の火入れで延焼を防ぐ策として、加えて害虫駆除、最近、騒動となっているクマやシカ、イノシシの侵入の嫌がる匂い、忌避剤として獣害対策への効果も見込めます。見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 議員御発言のとおり、様々な面で効果があるため、林野火災注意報・警報が発令されていない時期に関係法令に基づく火入れ許可申請を提出いただいた上で、実施区域や安全対策、消防団等との連携などについて十分協議を行い、安全確保を前提として慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 火入れに関する役場への申請は年間何件ぐらいあるんでしょうか。伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 年間で1から2件の申請がございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 広報6月号に「野焼きは法律で禁止されております」と、この見出しで記事が紹介されておりました。火入れは野焼きとは幾分目的の違う広い範囲での面的な焼却を計画的に、そして、意図的に行うものです。猟友会の皆さんが手の出せない箇所の河川や山裾における防火帯作製により、山林火災予防やシカだけでなく、先ほども言いました、昨日もありましたクマ騒動に対応する野生動物が嫌がる忌避剤として火入れの必要性をたどしました。本当にこのまま放置しておくのかどうするのか。河川に限らず火入れを県の対策として取り上げていただくよう、むしろ県が真剣に考えなければならない重要事項として、また、当町独自の火災予防、獣害対策の検討対応を要望いたしまして次の質問に移ります。

2番目の質問、上下水道分散化について。

近年、水道事業を取り巻く環境は、人口減少による収入減少、自然災害の激甚化など、厳しさを増している中で強靱で持続可能な水道を実現するため、集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置を進めることが重要となっております。「政府は令和 7 年 1 2 月 2 1 日、大規模浄水場や長距離配管を要さない分散型水道を導入する自治体を財政支援する方針を固めた。浄水道に関しては、2026 年、集落単位で設置可能な小型浄水装置の設備費などを補助金の交付対象とする。大規模施設や配管網が不要な分、維持管理コストを抑える利点があり、人口減が進む中で持続可能な仕組みが有効と判断した。下水処理でも同様の取組を進めやすくするため、年明けの通常国会で関連本案改正を目指す」といった記事が報道されました。

分散型とはこれまで全国で整備してきた上下水道の管路網による給排水を集約型システムと呼ぶのに対して、地域、家庭ごとに小規模な浄水場や合併処理浄化槽などを設置して給水や下水処理を実施するのを分散型システムというそうです。

分散型水道は浄水場から長い管路を張り巡らせる従来型と違い、川などから取水し、小型装置で浄化して集落や住宅に配水する構想で配管網や大規模施設を抱えない分、老朽更新や維持管理の負担を抑えやすい。過疎地の自治体では、配管や修繕や交換を続ける体力が薄れ、方式転換を検討する動きも出ている。支援の狙いは安くするだけではなく、長距離の管路が減れば損傷箇所の特定制や復旧の範囲が小さくなる可能性があり、災害時の立て直し方も変わってまいります。

当町においては、過日の町民懇談会で上下水道 25% の値上げに対する説明会がありました。耐久年数超過など、今後の維持が困難になるため個人的には値上げはやむなき方針と考える一方、また、今回の値上げも過程であって、その後の上下水道料金の動向は非常に気になっております。

説明会のあった朝、たまたま見たテレビでこの上下水道分散化が放送されており、説明会でも町民の方から分散化や有収率に関しての質問が出ておりました。今回、私は上下水道分散化について質問をいたします。

分散型導入に関して当町も検討に入っていると思いますが、どのように捉え、どのような方向性を持とうとしているのか伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 水道事業における分散化の導入は人口減少や自然災害の激甚化に伴う水道事業の持続可能性確保が喫緊の課題となっている中で重要な施策となっております。国土交通省は分散型水道の導入に向けた手引を作成し、コストの削減や維持管理の簡易性、それから、災害対応能力を考慮して導入することを検討しております。

分散型水道は、小規模な浄水施設を設置して恒常的に給水を行う小規模水道、浄水場等で処理した水を車両で運搬する運搬給水、各戸ごとに浄水を行う各戸給水といった方法を想定しております。

国が示す水道事業における分散型システム導入の手引におきましては、分散型導入検討に際し、現在、または将来の給水人口が 100 人以下であること、それから、単位人口管路延長が 1 人当たり 30 メートル以上であること、それから、法定耐用年数超過管路率が 50% 以上、または把握し

ていないことの3つの条件全てに該当する地域は分散型システムの導入を優先的に検討する地域であるとされております。

現段階における検討の状況につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 本町の水道事業におきましても各種条件に合致する地域の洗い出しを行い、必要な地域においては今後さらに検討を進めていくことが必要であると捉えています。

なお、旧簡易水道の地域単位で見ますと、美し松地区・強清水地区が最も合致しそうです。近い将来で老朽化が進むと小茂谷地区・鷹山地区が該当してくるかと考えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 距離のある地形の当町では、分散型導入は有効な地区もあり、災害時においても復旧箇所の軽減は見込める一方で、設備が点在すると点検や水質管理の手間は分散し、誰が日常の運転を担い、常時にどう応援を入れるかまで含め運用設計が必要になってくると思われます。その点、検討されているか現状での見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 現在の本町の浄水道事業は経営面では一つに統合を行っておりますが、施設面に関しましては地形を考慮して9つの地区で水道システムを構築している状況です。主要地区である和田地区・長門地区に関しましては平成後期に国の補助金を活用したこともあり、現時点では集約型の施設管理を行っていくことが有効だと考えております。

一方で、そのほか地区におきましては既にかなり小規模な単位での施設整備を行っており、現時点でも分散型として位置づけられる管理を行っている部分もございます。そのため、さらに小規模に分散化が図られることで議員が御心配される水質や運転管理などの手間が増える可能性も懸念するところでございます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 仮に分散型の導入を想定した場合、12か所と記憶しておりますが、水源は集落単位での自己水源の確保といった点でカバーできるか、現状分析を伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 現時点でも各地区で最小限の水源施設とその後の配水施設で構築されている状況ですので、さらに分散化した場合におきましては自己水源の確保が課題の地域も発生することも懸念されます。

ただ、分散型には地域で水源を持たず、配水池に給水車で補充する方法などもケーススタディとして紹介され始めていますので、水源単位で検討すべきか、給水車で補充を前提に配水池単位で検討すべきかなどで水資源を必要に応じて供給調整する水融通の見方は変わってくるものと思われます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 国の方針は、集落単位で設置可能な小型浄水装置の設備費などを補助金の交付対象とするとされています。大規模施設や配管網が不要な分、維持管理コストを抑えられる利点があり、人口減が進む中で持続可能な仕組みが有効と判断した下水処理でも同様ということです。具体的な補助金の中身はまだ決まっていないようですが、先ほど出ました給水車導入や点検職員配置などの維持管理費を考えると災害時の効果は見込めるものと思いますが、費用面でのメリットはないように感じておりますが、どう捉えているか伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 当町で保有する水源の性質上、他市町村に比べ複雑な浄水処理過程が不要であり、塩素滅菌のみで飲用水に適した水を生成できる強みがございます。水道管の法定耐用年数は40年とされ、さらに材質によっては法定耐用年数以上の使用も供用される中、使用できる間は早期に小型浄水装置等を整備するメリットは少ないのではないかと考えております。

ただし、老朽化が著しく進んでいるような地区におきましては管路更新などを行わない方針とし、小型浄水装置等へ切り替えることで費用面のメリットが生じる可能性はあるものと捉えております。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 関連して、上田市は北信地区との広域化をあまり望んでないようですが、町民の上下水道料金負担軽減という観点から、うちの町としては上田市、青木村、立科町等の分散型対象地区にならない集約型地区との広域化も並行して検討できないか見解を伺います。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 下水道管渠の法定耐用年数は50年間とされています。各市町村で昭和後期から平成にかけて下水道整備を進めてきた背景もあり、このタイミングで広域化処理システム構築のために新たに莫大な費用を投じて連携を行うことのハードルは高いものと考えます。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 政府は補助金で設備導入を促すだけでなく、制度面を整えて、小さく分けて回す仕組みを標準の選択肢にしていく構図です。上下水道は生活インフラとして一体で語られやすく、制度の整備は自治体の判断材料を増やし、背景には上水道の所管が2024年4月に国交省と環境省へ移り、老朽化対策や災害対策を含めた立て直しが急務になっている事情です。

分散型は万能の代替ではなく、地形や水源集落の規模で向き不向きが出る。だからこそ今回の支援は自治体が大規模更新一択から離れ、将来の人口と財政に合わせて水の形を選び直す試金石になると思います。

今後の上下水道料金の動向は町民にも大いに気になるところです。ベストミックスプラス広域化を含めて最善な状態になるよう検証し、尽力いただきますよう要望して最後の質問に移ります。

3番目の質問、敬老祝賀会について。

5月7日の日付で町から自治会に向けて「自治会で敬老祝いを開催することへの意見について

（依頼）」という通知がきました。１番目の依頼事項、自治会での開催に関する意見を求めたもの。２で５月２２日の提出期限、３では自治会での敬老祝い開催（案）についてとなっており、３番目の質問には５つの項目があり、１番目は民生委員が記念品を渡し、敬老祝いへの出欠確認を行う。２番目に参加者１人に対して１，５００円の補助を行う。３番目に９月から１１月の地区行事があれば自治会の状況等により開催を願う。４番目、補助金は敬老会祝いに関する全体費用への補助とする。開催後に実績報告書を提出願う。

以上の内容で文書が配られました。敬老祝賀会実施の検討をしていただけたことは大変喜ばしいことでうれしく思っております。ぜひ開催を望むところですが、今回の通告書提出後に各自治体からの回答書の提出があったと思われます。やるやらないを含めてどういった回答かを伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和元年度まで町民体育館で開催をしておりました長和町敬老祝賀会につきましては、新型コロナウイルス感染症及び熱中症予防の観点から６年間開催をしていない状況でございます。町及び民生児童委員会では高齢者を敬い、長寿をお祝いする敬老祝いを行えないかと検討しておりますが、３５０人を超える高齢者が一堂に会する町全体での敬老祝賀会を開催することは困難であることから、区、自治会及び地区で組織する団体など、地区ごとに開催することができないかと今回自治会の御意見を伺わせていただきました。

回答内容につきましては担当課長よりお答えをさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 今回１７の自治会に意見を伺いました。問１の自治会での敬老祝い開催につきましては「賛成」が３自治会、「反対」が７自治会、「その他」が４自治会で、「年末の総会時に開催したい」「自治会でできるとした根拠は何か」でした。

問２の「何年度から開催が可能か」につきましては、「令和８年度から」が２自治会、「翌年度以降」が１自治会、「開催困難」が８自治会。

問３の敬老祝い開催への意見では、「開催する公民館等の施設設備的に課題がある」「送迎が困難であり、準備等の負担が大きい」「開催の有無や内容により不公平感が生じる」「補助金の増額」「１１月以降に開催したい」などの意見を頂きました。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○６番（龍野一幸君） 最初に配られた文章ではやれと解釈した自治会も少なからずいたと思います。そこで改めて確認します。

今回の通知は自治会でやれということですか。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 町全体での敬老祝賀会は感染症や熱中症のリスクなどにより開催が困難であるため開催方法を検討するに当たり自治会での開催について御意見を伺ったものであり、

開催を強制するものではございませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 次の質問は飛ばします。

4番目の質問、敬老祝賀会8年度予算は総額で198万円、77歳以上全体への記念品の配布の予算を考えれば、今回の1,500円の補助は頑張った額だということは理解できます。

しかし、ありがたい1,500円ですが、弁当にお茶程度の質素な茶会程度になってしまいます。各自治会の年度計画は既に実施されており、計画変更は困難であると思います。町はどのように想定されていたのか伺います。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 町及び民生児童委員会では、「敬老会の集まりもなくなり寂しい」などの声を頂き、高齢者が集い、話し、楽しみ、お祝いができる敬老の場をつくりたいと考えており、敬老祝賀会のような盛大なものではなく、お茶会や食事会、会議の後、または祝行事に合わせた敬老祝いなど、開催が過度な負担にならず継続する敬老祝いができないかと検討をいたしました。

また、今年度は77歳以上の方全員にハンドタオルの記念品をお配りする計画でおりますが、補助金の1,500円につきましては御参加いただけない方との大きな不公平感が生じない補助額として設定をさせていただきました。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 令和7年3月の一般質問で20周年記念に合わせた敬老会の開催に関する質問を私がいたしました。主に3点の理由から開催しないという判断でございました。

1つ目の理由は、近年は敬老の日の9月でも大変暑い日が続いており、感染症や熱中症のリスクが高い。

2つ目は、自治体主催で開催しているところはなく、社会福祉協議会や自治体主催が主だという理由。

3点目は、事前の出欠確認から当日の参加者の確認、バスの乗車に関係し、民生委員の業務と責任が他市町村の委員に比べて非常に多い。これは今後の民生児童委員の確保という点からも改善が求められる重要なことと考えているという答弁を頂いております。その際に「別に9月の敬老の日に合わせて暑い時期にやらずとも日程をずらした開催でもいいじゃないか。検討願う」と要望をさせていただきました。

開催したときの当時の民生児童委員さんからも「確かに大変だった。送迎バスの昇降の手伝い、準備から終わりまで非常に苦勞した。毎回のように体調不良者が出て救急車を呼んだ」など、大変であったことは理解しております。

そこで年寄りが楽しめる企画につき、ぜひ開催にこぎつきたいが、民生児童委員の皆さんに各自自治会から協力、そこにはボランティアを募り、全体に負荷がかからない、関わらない体制を組んで、

やはり町中心での開催、併せて今年度は無理にせず次年度から開催を検討できないか改めて伺います。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 敬老会を市町村の主催で開催しているところは上小地域にはない状況であり、町と民生児童委員会では、地区ごとの都合に合わせて過度な負担にならないような高齢者の集いの場となる敬老祝いが開催できないかと検討しておりましたが、今回の自治会の御意見を伺った中で敬老祝いを開催するには開催施設の設備など、様々な課題があることが分かりましたので民生児童委員会の協議の中で地区での開催は困難であるとなりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 最後に町長にお伺いいたします。

戦中戦後、町と村を守ってきた者たちに慰労と感謝を示す代表として首長が主催者になるのが筋ではないかとある方がおっしゃっておりました。私もそのとおりだと思います。町長のお気持ちを伺います。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 毎年の9月に100歳以上の方と結婚50年の金婚式を迎える方は私が訪問をさせていただき、お祝いと感謝の言葉を伝えさせていただき、88歳の米寿を迎える方にはお祝い状と記念品を、また、今年度は77歳以上の方全員に記念品を贈る予定としております。高齢者の方を敬い、長寿の祝いを行いたい気持ちはございますが、敬老祝い会としての開催は困難でございますので、高齢者の楽しみとなり、継続できるお祝いの方法を考えてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 龍野議員。

○6番（龍野一幸君） 最初に申し上げましたが、敬老祝賀会の実施に向けた検討がされたということは大変喜ばしいことです。今回の自治会へのヒアリングは自治会の実情把握といった点では意味はあったと思います。結果、「地区での開催は困難」との答弁でしたが、ここで賛成した自治会もやらないと解釈しましたが、地域格差は出ますが、賛成地区だけでも開催してもよかったのではないかと。問題・課題の掘り起こしができ、今後の方向性を示すエビデンスになると思います。

いずれにいたしましても、私も含め、多くの町民が当町だけでも町主催の開催を希望しております。それと多くの答弁で聞きますが、ほかでやってないからうちはやらないという町の答弁がありますが、ほかでやってないからうちはやってみませんかということは申し上げたい。町の個性、魅力等を全国にせんだって取り組む姿が発信できればそれこそ人口減少問題解決にも結びつき、様々な問題解決の糸口になるかと思います。

以上を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（原田恵召君） 以上で、6番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（原田恵召君） 本日の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

なお、明日４日の一般質問につきましては午前９時から行います。時間までに御参集ください。

会議を閉じ、散会いたします。

散 会 午後 ３時３０分

第 3 号

(6 月 4 日)

議 事 日 程

令和 8 年 6 月 4 日
午前 9 時 0 0 分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和 8 年長和町議会 6 月定例会（第 3 号）

令和 8 年 6 月 4 日 午前 9 時 0 0 分開議

出席議員（10 名）

1 番	諫 山 三 武 議員	2 番	高 田 傑 議員
3 番	小 川 法 樹 議員	4 番	城 内 たき子 議員
5 番	阿 部 由紀子 議員	6 番	龍 野 一 幸 議員
7 番	荻 野 友 一 議員	8 番	佐 藤 恵 一 議員
9 番	田 福 光 規 議員	10 番	原 田 恵 召 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 羽 田 健一郎 君	副 町 長 清 水 英 利 君
教 育 長 藤 田 仁 史 君	総 務 課 長 中 原 良 雄 君
総 合 政 策 課 長 上 野 公 一 君	住 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者 米 沢 正 君
保 健 福 祉 課 長 小 林 義 明 君	産 業 建 設 課 長 笹 井 佳 彦 君
教 育 課 長 長 井 真 樹 君	総 務 課 長 補 佐 遠 藤 剛 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 翠 川 鉄 夫 君	議 会 事 務 局 書 記 若 林 美 穂 君
-------------------	-------------------------

◎開議の宣告

○議長（原田恵召君） おはようございます。
長和町議会第2回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（原田恵召君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日2名の一般質問を行います。

4番、城内たき子議員の一般質問を許します。

城内議員。

○4番（城内たき子君） おはようございます。一般質問を始めます。

6月に入り、信州の梅雨入りが近づいてきました。一定量の雨は、私たちの生活に欠かせない大事なものです。しかし、活発な梅雨前線や台風による各種災害が発生しては困りものです。

昨日は、台風6号が各地に被害をもたらしながら通過していきました。今年5月28日から運用されている新しい防災情報があり、いざというとき、避難のタイミングが分かりやすくなりました。自然災害はいつどこで起こるか分かりません。むやみに恐れているばかりでなく、不安要素はできる限り取り除き、できる備えをする、備えあれば憂いは軽減されることと思います。

そこで、3月定例会一般質問で取り上げた長和町の防災について、さらに知りたいことを質問いたします。

昨日の荻野議員の質問と一部重なる部分があるかと思いますが、御理解お願いいたします。

まず、3月の一般質問で取り上げました長和町の防災計画です。

令和6年3月改定長和町地域防災計画本編の概要版について質問したところ、町長から、「令和7年度事業として防災計画の改定を行っている」との答弁がありました。改定計画は完成しましたでしょうか。未完ならば、まだならば、その理由は何でしょうか。いつ頃完成するか、または完成させるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。ただいま城内議員の御質問にお答えいたします。

3月定例会の一般質問に引き続きまして、長和町地域防災計画の改訂についての御質問でございますが、議員も御承知のとおり、長和町地域防災計画は住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、長和町、そして県、そして公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計

画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない町民皆様の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものでございます。

令和7年度におきまして、令和5年度改訂以降の関係法令の改正、令和6年度に実施いたしました町の組織機構の見直しに対応するため、3月定例会終了後、3月27日に長和町防災会議を開催し、改定の内容等を説明させていただき、御承認をいただいたところでございます。よって、令和7年度の改定作業については終了しており、今後、ホームページ等で公表してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 3月の一般質問の答弁を踏まえた質問となります。

「長和町地域防災計画概要版について、7年度に行っている防災計画改定終了後に作成する」とのことでしたが、具体的にいつ頃までに完成させ、どんな形で公開されますか。それは町民が見やすい手段・方法でしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） 地域防災計画の公表についての御質問でございます。

先ほどの町長からの答弁にもありましたとおり、令和7年度の改訂作業は終了しておりますが、令和8年5月に気象業務法の改正があり、これに対応した内容にするため、令和8年度に作業を進める必要がございます。

さきに開催いたしました防災会議におきまして、このことについて御承認を得ておりますので、計画の改訂作業、概要版の作成作業を進め、作業が済んだところで町公式ホームページにおいて公表いたしたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 3月の一般質問で、「長和町では避難者数430人が想定されている。430人分を目安に備蓄を進めている。430人の根拠は、県、各市町村が想定する最大避難所避難者数に対応することを基本とし、長和町では糸魚川―静岡構造線断層帯地震による避難者数が目安」とのことですが、地震災害を目安にした避難者数ではほかの災害に対応できますか。

○議長（原田恵召君） 中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） 地震被害の想定についての御質問でございます。

基本的な考え方として、長野県に被害を及ぼすと考えられる地震には、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と東海沖などに起こるプレート境界型地震がございますが、平成25、26年度の2か年で実施した県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震等の被害想定結果に基づき想定をしております。

これはあくまで地震の被害想定でございますので、他の災害については、さらに増える可能性があると考えております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○４番（城内たき子君） 令和元年（２０１９年）の台風１９号による大雨のとき、何人が指定避難所へ避難しましたか。それぞれ場所ごとの人数を教えてください。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 令和元年東日本台風災害における避難についての御質問でございますが、指定避難所における避難者数は次のとおりでございます。

古町公民館１０３名、長門老人福祉センター３４名、町民センター集会ホール７７名、大門基幹集落センター３４名、入大門センター５４名、姫木コミュニティセンター１名、役場和田支所２１名、和田コミュニティーセンター５６名でございます。

参考までに、他の施設への避難状況でございますが、長和町役場庁舎（町民ホール、会議室、活性化施設「蔵」含めて）でございますが１３９名、中町集会所１０名、立岩構造改善センター４名、四泊落合公民館２３名、新屋公民館１０名、久保公民館５名、原公民館２名、以上、合計５７３名でございました。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○４番（城内たき子君） では、そのとき不足した物品はなかったですか。

また、避難した方からいろいろな要望があったと思われます。その改善は進んでいますか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 毛布等物資の不足、車椅子がない、授乳中や乳幼児期のお子さんを持つ御家庭や特性がある場合などは、大勢の中で落ち着かない、足が不自由で、じゅうたん敷きの床面では固くて休むことができなかったとの御意見等もいただいております。

こういった御意見を踏まえ、物資について、毛布、パーティション、段ボールベッドの購入を進めるなど、物資の充実を図っているところでございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○４番（城内たき子君） 毛布や簡易トイレの備蓄は進んでいますか。少なくとも、地震のときに目安とする４３０人分に対応できる数はありますか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 毛布につきましては３４０枚、簡易トイレは２，０００回分の備蓄があり、徐々に増やしておりますが、全町にわたる大規模な災害が発生した場合には不足する可能性もあると考えてございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○４番（城内たき子君） 毛布、トイレが不足することがないように——ほかのものでもすけれども——さらなる備蓄を要望いたします。

次の質問です。

これも３月の一般質問の答弁からとなります。

暑い季節の避難となったとき、「指定避難所の多くはエアコンが設置されているので暑さ対策は

今後検討する」とのことでした。では、エアコンのない指定避難所はどこですか。今後設置する予定はありますか。エアコン以外の暑さ対策は検討されましたか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 指定避難所である古町コミュニティセンター、長門ふれあい館、長門町民体育館、長門老人福祉センター、町民センター集会ホール、大門基幹集落センター、入大門センター、姫木コミュニティセンター、和田コミュニティセンター、和田小学校体育館、役場和田支所、湯遊パーク体育館の12か所のうち、エアコンが設置されていないのは長門町民体育館、姫木コミュニティセンター、和田小学校体育館、湯遊パーク体育館の4か所でございます。

空調設備の設置には多額の費用がかかることから、厳しい財政状況もあり、未設置の避難所への設置は進んでおらず、他の暑さ対策の実施も進んでいない状況でございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 大規模災害のときは停電や断水が起こりがちです。せっかくのエアコンが停電では機能しません。全ての避難所に発電機は備えられていますか。

また、全てではないならば、どこに避難所に設置されていますか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 指定避難所には、町全体で5台の発電機が設置されてございます。

設置場所でございますが、古町コミュニティセンター、長門老人福祉センター、大門基幹集落センター、和田支所、姫木コミュニティセンターの5か所になります。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） エアコンの設置や発電機の設置に多額の費用がかかることは分かりますが、今後も万全な施策を要望いたします。

こちら3月の一般質問を踏まえたものとなります。

「避難時にサポートを必要とする要配慮者、より手厚いサポートが求められる避難行動要支援者についてそれぞれの名簿を作成し、関係部署や組織と情報共有している」との答弁がありました。それぞれ何名くらいいらっしゃいますか。

○議長（原田恵召君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 令和8年4月現在の避難行動要配慮者は2,187名、避難行動要支援者は357名となっております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） こちら3月の答弁からですが、「令和5年度から個別避難計画の作成事業を行っている」とのことですが、個別ということは、それぞれの名簿掲載者全員の避難計画が作成されているということでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 個別避難計画は、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避

難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画であり、災害対策基本法にも位置づけられています。

作成の対象は、避難行動要支援者名簿に登録されている方で、順次作成を進めてるところでございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 要配慮者名簿は年1回更新、避難行動要支援者名簿は毎月更新されていますか。

○議長（原田恵召君） 小林課長。

○保健福祉課長（小林義明君） 要配慮者につきましては年1回抽出し、避難行動要支援者名簿は毎月更新を行っております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） では、個別避難計画の内容はどのようなものでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原総務課長。

○総務課長（中原良雄君） 個別避難計画には、疾患やかかりつけの医療機関等を記入する避難行動要支援者の状態、避難行動に係る支援及び介助の方法等を記入する避難支援に関する事項、緊急連絡先、地域支援者などの内容が定められています。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 要配慮者、避難行動要支援者本人や御家族は個別避難計画があることを知っていますか。

また、内容について理解していますか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 個別避難計画の作成の際には本人の同意を得てございます。

また、避難行動要支援者の支援の趣旨を御理解いただき、地域の支援者及び関係者等に対して情報を提供することにも同意をいただいております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） では、その名簿に基づいた、いざというときの訓練はしていますか。連絡方法や、誰が誰を担当するのか、移動が難しい方への対応は万全でしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難訓練は、町として実施していない状況でございます。

災害時には、個別避難計画が策定されている場合には、その内容により避難が行われるものと考えてございます。

なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報につきましては、自主防災組織からの要請があれば提供いたしますので、災害時の避難行動の検討に御活用いただければと考えております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○４番（城内たき子君） 今年４月２８日に開催された町と自治会長・区長合同会議に私も区長として出席いたしました。そこで、「避難場所の名称が分かりにくく、実際どこへ避難すればよいか分からない。広域避難所が古町地区にはなぜか一つしかないが、全員を収容できるのか」との意見が出されました。ふだんも町の方から同様の声が聞かれます。

そこで、以前、全戸に配布された令和４年編集長和町防災ハザードマップに掲載されている指定避難施設、場所について質問いたします。

一時避難場所と広域避難施設の違いを特に丁寧に分かりやすく説明していただきたいと思います。

また、実際の施設名を例示していただきたいと思います。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 避難場所についての御質問でございますが、長和町地域防災計画において、避難施設は緊急避難場所、避難所、福祉避難所の３つで構成されております。

緊急避難場所、指定緊急避難場所につきましては、災害時の危険を回避するために緊急的・一時的に避難する場所でございます。隣組程度が避難できる規模の空き地、公園、グラウンド、学校校庭等が想定されております。

施設といたしまして、古町グラウンド、マルメロの駅ながと駐車場、長門小学校校庭、長久保グラウンド、大門グラウンド、たかやまスキー場駐車場、和田宿ステーション駐車場などでございます。

避難所は、災害時に自宅が全壊した場合や水や電気等が使用できない場合に一定期間生活を送る建物等のことを指します。自治会単位で避難ができる施設（公民館、集会所）などで、地区防災会議、自主防災組織が開設・管理することが想定されております。具体的には、各地区の公民館などでございます。

指定避難所につきましては、避難所のうち災害対策基本法の基準に適合するもので、ある一定期間の避難生活ができる施設として町が開設し管理を行います。具体的には、古町コミュニティセンター、町民センター集会ホール、大門基幹集落センター、和田コミュニティーセンターなどでございます。

福祉避難所は、高齢者等の要配慮者で、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所で、老人保健施設いこい、山の子学園共同村などでございます。

御質問の一時避難場所と広域避難施設の違いについて、一時避難場所は避難所のことを指し、広域避難施設は指定避難所のことを指します。違いにつきましては、御説明させていただいたとおりでございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○４番（城内たき子君） 先ほどの合同会議資料、４ページの５にある長和町指定避難所と、各戸に配布されている長和町防災ハザードマップ８１ページの広域避難施設は同じ意味合いを持ち、同

じ施設を指しているということでもよろしいでしょうか。なぜ二通りの表現になるのでしょうか。分かりにくさの一因になっていると思われますが。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 指定避難所と広域避難施設は同じこととして使用してございます。作成のタイミング等により、ずれが生じてると考えておりますが、今後は分かりやすい表記となるよう検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 古町地区は、長和町指定避難所イコール広域避難施設、それが古町コミュニティセンター1か所のみです。収容可能人数がオーバーした時点で、ほかの施設へ移動となるのでしょうか。それは先着順優先でしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 災害が起こり、指定避難所を町が開設した場合、受入れにつきましては、避難所に来られた方を順次受け入れていくこととなると考えてございます。

収容可能人数を超えた場合には新規の受入れはできないこととなりますが、この場合、新たにその避難所への避難を希望する方の取扱いについては、避難してこられた方の状況等を総合的に判断する必要もあると思われ、場合によっては、既にその施設に避難されておられる方に別の場所に移動していただくというようなことも想定されるのではないかと考えてございます。

いずれにいたしましても、状況を総合的に判断し、そのときの最善策を検討することになると考えております。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） では、その避難所で指揮を執るのは誰でしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 指定避難所は、町長（災害対策本部長）の指示により、長和町職員によって開設されます。避難所には運営責任者となる担当職員を配置しますが、大規模災害等で職員の配置が困難な場合には施設管理者に運営の責任を担っていただくことも想定されます。

なお、避難が長期化すると見込まれる場合には、地区防災会議、自主防災組織、消防団、ボランティア等の協力を得るなどして、避難者による自主的な運営に移行してまいります。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） 長和町役場庁舎は避難施設（避難場所）ではないのかと町民の方からよく聞かれます。避難施設ではないのでしょうか。

○議長（原田恵召君） 中原課長。

○総務課長（中原良雄君） 長和町役場庁舎につきましては避難施設とされておりませんが、被害発生時には災害対策本部が置かれることで、職員をはじめ関係者が相当人数その場所にいることになり、災害対応に関する様々な会議等も想定されてございます。そういったことを考慮しますと、

避難施設でないことについては適切と考えてございます。

ただし、令和元年東日本台風の際には、役場町民ホールや活性化施設「蔵」を避難施設として活用した実績もございますので、状況によっては、災害対策本部の運營業務に支障が出ない範囲で避難所として活用することも考えられます。

○議長（原田恵召君） 城内議員。

○4番（城内たき子君） いざという時のため、町民の皆さんは、自分の避難場所はどこなのか、どの段階で、何を持って、どういう経路で避難するのか、留守宅はどうするのか等々確認していただけだと思います。

また、避難に当たり、より手厚いサポートを必要とする方々の個別避難計画がいざというときに機能できるように願っております。これからも備品、施設の充実が図られるように要望いたします。

平穏な日々が続くことを願いつつ、これで私の質問を終わりといたします。

○議長（原田恵召君） 以上で、4番、城内たき子議員の一般質問を終結いたします。

ここで9時38分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時28分

再 開 午前 9時38分

○議長（原田恵召君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、高田 傑議員の一般質問を許します。

高田議員。

○2番（高田 傑君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

質問事項1、長和町観光振興計画（案）骨子の進捗状況について。

3月の一般質問させていただいた観光振興計画案について質問させていただきます。

現在、骨子作成の進行中と認識しております。

観光振興計画案は、単に町の観光の方向性を示すだけでなく、今後の行政、観光協会、観光に関わる事業者、住民が共通認識を持ち、具体的な指針や行動を起こしていくための計画であるべきと考えております。

観光振興計画案の理念や振興計画内容が定性的で抽象的な方針にとどまってしまう計画になってしまえば、つくって終わりの計画になってしまいます。策定中だからこそ、骨子完成後に修正するのではなく、策定段階でどのような要素を盛り込むかが肝要であり、実施主体、成果指標、進捗管理や柔軟な軌道修正可能な組織づくりを明確に盛り込むことが重要と考えております。

残念ながら、これまで町の観光施策は個別事業ごとの取組にとどまってしまうことが多く、連動した面的な事業として継続的な観光施策が打ち出せていないのが現状です。町全体として、どこを目指すのか、誰が何を担うのかを見えにくかったように思います。

今回の観光振興計画では是が非でも、町の観光産業の再起と長期的なビジョンをしっかりと掲げ

た、定量的に、明確にした取組にしていかなければならないと思います。

それらを踏まえ、御質問いたします。

作成中の観光計画案骨子について、町はどのような課題認識を基に策定を進めているのかお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町は、国史跡「星糞峠」に代表される黒耀石の鉱山跡、そして中山道「長久保宿」「和田宿」という2つの宿場を有し、古来より黒耀石と交通の要所として栄えてきました。

そのような中、町内には様々な観光施設や観光資源が多く存在をしておりますが、それぞれが独自の道を歩む中で町内での連携が図られていない状況もございました。

本計画骨子におきましては、町内に点在する観光資源、観光拠点、観光関係者を線として、面としてつなぎ、観光というキーワードを通じて地域振興と住民の誇り（シビックプライド）の醸成を図りながら、「住んでよし！訪れてよし！」といった観光まちづくりの実現、また今後の長和町における観光施策の指針となるような計画を策定していきたいというふうに考えておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 計画を理念や方向性の整理にとどめず、実効性のある計画にするため、具体的な施策、実行主体、年ごとの工程、成果指標を盛り込む考えはあるのでしょうか。

仮にそれらを盛り込まない場合、町はどのように実効性を担保していくか、計画はありますでしょうか。

○議長（原田恵召君） 笹井産業建設課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 本計画を実効性のある計画とするために、現在、骨子の中で3つの目標を掲げさせていただいております。目標の1としまして「点から線・面へとつなげ、循環する観光まちづくり推進体制の構築」とし、目標の2としましては「歴史・文化の保全と活用」、目標の3としましては「体験、滞在から交流、関係人口増への関係性の深化」とさせていただいております。

今回の御質問につきましては、目標1の「点から線・面へとつなげ、循環する観光まちづくり推進体制の構築」が該当し、具体的には、長和町住民自治基本条例にて掲げております住民協働のまちづくりの基本原則及び持続可能な観光まちづくりについての認識を共有する長和町観光振興計画策定委員会を立ち上げ、その中から策定に係る実質的なワーキンググループを設立、長和町観光振興計画骨子を基に様々な協議・策定を実施していただきたいと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 振興計画案には今年度以降の予算編成や観光協会の事業計画、各種補助事業の活用方針とどう連動させるのか、考えをお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 先ほど御説明しましたワーキンググループを設立した後、当観光振興計画骨子を基に、様々な協議策定を実施いただきたいと考えております。

また、その中で議員からの御質問につきましても協議される予定でございますが、実質的に本観光振興計画に係ります本格的な事業運用時期につきましては令和9年度以降を想定しているところでございます。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 策定に当たり、観光協会、町事業者、住民、地域おこし協力隊など、現場の声をどう反映させていくか、お聞かせください。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 議員から御質問にあります関係機関の皆様との連携につきましては、先ほど御説明いたしましたワーキンググループに参加をいただき、観光振興計画骨子を基に、観光及び観光まちづくりについて様々なアイデアや意見を出していただきたいと考えております。

また、そこで出されましたアイデアや意見を集約し、長和町観光振興計画策定委員会におきまして御審議をいただきながら、本観光振興計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 振興計画案骨子完成後、計画に向けて推進していく中で、計画推進を定期的に検証・見直し等の必要に応じて柔軟な組織体制や協議の場を設ける仕組みづくりが肝要と思います。それら仕組みを組み込むお考えがあるか、お聞かせください。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 本年度、長和町観光振興計画を策定する中で、本計画に関します様々な意見集約方法及び効果検証の仕組みなどにつきましても、長和町観光振興計画策定委員会、またワーキンググループにおきまして協議してまいりたいと考えております。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 私は、長和町観光振興計画について一般質問を続けさせていただいておりますが、自身の公約の一つに「町の観光産業の再構築」を掲げさせていただいております。

今まで当町では、こういった多様な人々が関わり、様々な知見や知恵を集約させた新しい形の観光振興の指針になる組織はありませんでした。

2026年3月に閣議決定された第5次観光立国推進基本計画が推進されはじめました。この第5次観光立国推進基本計画では、観光客の満足度の向上、地域住民の生活の質の確保、観光産業自体が稼げる魅力的な産業を目指しております。

日本の観光産業は今までにない追い風の中にありますが、まだまだ当町には恩恵が多くありません。こういった新しい組織がきっかけとなり、持続的な外貨獲得が可能な計画作成となることを強く望みます。

次の質問に移ります。

長野県の宿泊税の施行について。

長野県では、２０２６年６月１日から長野県宿泊税が導入されました。１名１泊６,０００円（税抜き、食事代は除いて）以上の宿泊対象で、導入後３年間は２００円、その後３００円の定額制が適用されます。

当町にも、市町村交付金として一定額が配分される見込みと認識しております。長野県では、使途・目的として、観光インフラの整備、宿泊施設の高付加価値化、混雑緩和対策、持続可能な観光地戦略（マーケティングやプロモーション）など、県全体の観光産業の底上げを図るために市町村へ分配されます。

そこでお伺いいたします。

長野県宿泊税の導入に当たり、宿泊税の交付の仕組みをお伺いいたします。

○議長（原田恵召君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長野県では、観光振興や旅行者の受入環境整備の財源を確保するため、今お話ございましたように、令和８年６月１日の宿泊分から宿泊税が導入されます。

税額につきましても、今お話ございましたけれども、宿泊料金に応じて一律で課税されますが、最初の３年間は軽減措置が取られ１人１泊２００円となり、軽減措置が終了する令和１１年の６月１日以降につきましては１人１泊３００円となります。旅館、ホテル、カプセルホテル、簡易宿所、民泊などが対象となり、１人１泊６,０００円以上（素泊まり、税抜き価格）の宿泊について課税対象となります。

また、宿泊料金が６,０００円未満の場合や学校の教育活動、そして研究活動、さらには保育所等の行事、部活動の地域展開としての宿泊については課税免除となります。

また、長野県が、この宿泊税を財源として、長野県の方針に基づく事業を実施した市町村へ交付する予定の長野県宿泊税市町村交付金の取扱いにつきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（原田恵召君） 笹井産業建設課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 長野県宿泊税市町村交付金の取扱いについて御説明させていただきます。

長野県宿泊税は、観光振興目的の新税であることを踏まえ、市町村交付金の使用用途につきましても観光客の満足度及び利便性向上を目的とする新規事業に限定され、規定の事業には活用できないという性格を持っております。

また、この宿泊税は、市町村ごとに一般交付金と重点交付金という区分けした形で交付される予定であり、当町におきましては、一般交付金の交付上限額が２０２万１,０００円、また重点交付金の交付上限額が１０４万３,０００円、合わせました交付上限額は３０６万４,０００円という内示額が令和８年３月３０日付にて県より通知されております。

まず、一般交付金の内容につきまして御説明いたします。

一般交付金は、当町での宿泊実績を基にした宿泊者数割、周遊実績による周遊者割により算出された交付上限額になっております。

また、重点交付金につきましては、長野県宿泊税活用計画で定める重点テーマに該当し、かつ、市町村または県との連携による事業が交付の条件となっております。長野県宿泊税活用計画で定める重点テーマの内容としましては、「二次交通の充実」「観光DXの推進」「信州デスティネーションキャンペーンに向けた受入環境整備」「インバウンド誘客に向けた受入環境整備」となっております。

しかし、「観光DXの推進」につきましては県が整備している観光キャッシュレス事業の推進に係るものに限定、また「二次交通の充実」「信州デスティネーションキャンペーンに向けた受入環境整備」「インバウンド誘客に向けた受入環境整備」につきましては、町単独ではなく、複数市町村にまたがった事業展開が求められており、長野県上田地域振興局や上田地域広域連合、また行政間交流のある下諏訪町様などとの協議及び調整等を踏まえた計画策定が必要となり、計画策定段階におきましても非常にハードルの高い交付金事業となっております。

このようなことから、当町におきましては、先ほどより御説明をしております長和町観光振興計画策定における長和町観光振興計画策定委員会、またワーキンググループ内におきましても、関連性があります長野県宿泊税市町村交付金の取扱い及び使用用途につきまして協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） では、6月から施行され、令和8年度の宿泊税の交付される時期を教えてください。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 長野県宿泊税市町村交付金につきましては、単純に市町村交付上限額が交付されるのではなく、事前に長野県の方針に基づく事業計画を策定し申請した後、長野県の計画承認をもって事業を実施し、完了報告後に請求を行った上で交付される補助事業という形態により交付される交付金となります。

また、市町村ごとに宿泊税活用基金条例の制定を条件に2年間の基金積立てによる活用も認められておりますので、当町におきましてはこの基金条例の制定を念頭に、現在、長野県上田地域振興局に相談してるところでございます。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） 現時点で構いません。宿泊税の使途の方向性など、お考えをお聞かせください。

○議長（原田恵召君） 笹井課長。

○産業建設課長（笹井佳彦君） 先ほどより御説明をしております長和町観光振興計画策定におけ

る長和町観光振興計画策定委員会、またワーキンググループ内におきましても、関連性があります
長野県宿泊税市町村交付金の取扱い及び使用用途につきまして協議をさせていただきたいと考えて
いるところでございます。

○議長（原田恵召君） 高田議員。

○2番（高田 傑君） ぜひ、この宿泊税の使途につきましては、町の宿泊業者、観光に関わる事
業者の皆様の意見を、ヒアリングや意見交換の場を検討していただいて、使用用途をいろいろとア
イデア出し合えたらなと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（原田恵召君） 以上で、2番、高田 傑議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（原田恵召君） 以上をもちまして、一般質問は全て終了いたしました。

会議を閉じ、散会いたします。

散 会 午前 9時59分

第 4 号

(6 月 1 6 日)

議 事 日 程

令和 8 年 6 月 1 6 日

午前 9 時 3 0 分 開議

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 5 4 号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 議案第 5 5 号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 3 議案第 5 6 号 令和 8 年度長和町一般会計補正予算 (第 2 号) について

(町長提出)

追 加 議 事 日 程（第４号の追加１）

令和８年　６月１６日

長 和 町 議 会 議 長

日程第　１　議案第５８号　長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

日程第　２　議員の派遣について

閉　会

令和 8 年長和町議会 6 月定例会（第 4 号）

令和 8 年 6 月 1 6 日 午前 9 時 3 0 分開議

出席議員（10 名）

1 番	諫 山 三 武 議員	2 番	高 田 傑 議員
3 番	小 川 法 樹 議員	4 番	城 内 たき子 議員
5 番	阿 部 由紀子 議員	6 番	龍 野 一 幸 議員
7 番	荻 野 友 一 議員	8 番	佐 藤 恵 一 議員
9 番	田 福 光 規 議員	10 番	原 田 恵 召 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 羽 田 健一郎 君	副 町 長 清 水 英 利 君
教 育 長 藤 田 仁 史 君	総 務 課 長 中 原 良 雄 君
総合政策課長 上 野 公 一 君	住民生活課長兼会計管理者 米 沢 正 君
保健福祉課長 小 林 義 明 君	産業建設課長 笹 井 佳 彦 君
教 育 課 長 長 井 真 樹 君	総務課長補佐 遠 藤 剛 君
代表監査委員 丸 山 輝 人 君	

議会事務局出席者

事 務 局 長 翠 川 鉄 夫 君	議会事務局書記 若 林 美 穂 君
-------------------	-------------------

◎開議の宣告

○議長（原田恵召君） おはようございます。

長和町議会第2回定例会を再開します。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第54号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第2 議案第55号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（原田恵召君） 日程第1 議案第54号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例について及び日程第2 議案第55号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 社会文教常任委員会では、6月10日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第54号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第55号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（原田恵召君） 委員長報告が終わりました。

議案第54号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第５４号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第５４号は可決されました。

次に、議案第５５号 長和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第５５号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第５５号は可決されました。

◎日程第３ 議案第５６号 令和８年度長和町一般会計補正予算（第２号）について
（町長提出）

○議長（原田恵召君） 次に、日程第３ 議案第５６号 令和８年度長和町一般会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

まず、社会文教常任委員会に付託された住民生活課及び保健福祉課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

阿部社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（阿部由紀子君） 議案第５６号 令和８年度長和町一般会計補正予算（第２号）についての審査結果を御報告いたします。

住民生活課、保健福祉課が所管する衛生費、民生費及び関係歳入について、各担当課の説明の後、質疑応答を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（原田恵召君） 次に、総務経済常任委員会に付託された総務課、総合政策課及び産業建設課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 総務経済常任委員会は、6月11日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査をいたしました。議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

議案第56号 長和町一般会計補正予算（第2号）について、担当係の説明後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

初めに、総務課危機管理係。

防災対策費、防災備品として移動式かまど2台購入について、委員より、移動式かまど1台で何人分賄えるのか。現在予定しているものは100人から200人分が対応人数となっておりますとの回答です。

委員より、移動式かまどはどこが運用していくのか。指定管理者として、樫の木福祉会へ古町コミュニティセンターの管理をお願いしていることから、樫の木福祉会のほうで運用していくことと考えています。また、地区防災の拠点になるため、地区防災組織と双方でうまくやっていただければと考えていますとの回答です。

委員より、なぜ2台とも古町コミュニティセンターで運用していくのか、他に持っていく予定はないのかという質問に対し、古町コミュニティセンターには防災倉庫が完備されているためそこで管理していき、平常時においても大勢の方に活用されるよう管理していく予定です。また、移動式ですので、古町以外でも利用することが可能であると考えております。購入台数については、災害時に多くの方に同時に対応できること、平常時の訓練やイベント等で活用の際、より多くの方に対応できることなどを考慮して、2台といたしましたとの回答です。

委員より、今の説明は古町コミュニティセンターで使うことを想定していると思いますが、他で使用する場合は配管もセットで考えているのかとの質問に対して、移動先で利用する場合、どのようなものが必要になるか考えながら仕様書を作成するなり、別途予算で対応するなりしていきたいと思っておりますとの回答でした。

次に、総合政策課企画政策係。

ふるさとミライカレッジモデル実証事業について、委員より、ふるさとミライカレッジモデル実証事業について、町には何人の学生が何回来るのかとの問いに対し、学生は10人を予定しています。事業の要件に14日以上滞在中が必要となることから、14日分を見込んでいますとの回答でした。

観光協会として、本モデル実証事業は単発の事業だが、今後の関係人口創出や観光発展につながる考えがあるのかという問いに対し、観光協会が本モデル実証事業で目指す目標は、単に冊子を制作することをもって成果とするだけでなく、次年度以降も継続可能な大学連携モデルへ発展させたい意向で、大学との実施体制や調整方法、フィールドワーク設計や情報発信の運用方法等を

整え、今後に発展させていきたいと考えているようですとの回答でした。

委員より、今回は実証事業だが、今後、行政としてはどのように展開する予定かとの質問に關しまして、この事業は一過性で終わらせないよう、観光協会の狙いが地域にとってプラスになるように取組になるよう、町としても支援していきたいと考えていますとの回答でした。

次に、産業建設課農政係。

みどりの食料システム戦略負担金補助及び交付金について、みどりの食料システム推進交付金について、これらに携わっている団体は何名いらっしゃるのかとの委員の質問に対しまして、昨年、先進的に経営されている農家の方に声かけをさせていただき、現在、水田農家五、六名、農事組合法人信濃霧山ダッタンそば及び野菜農家２者を合わせると、１０名ほどとなっていますとの回答でした。

委員より、オーガニックビレッジ宣言と、今回のみどり食料システム推進交付金との関係はどのようなものかとの問いに対しまして、オーガニックビレッジ宣言につきましては、令和７年度有機農業実施計画を策定し、今年３月に県を通じて国に協議を行い、４月２８日付で計画の承認をいただきました。その後、４月末日付でホームページに公表をいたしました。今回のみどり食料システム推進交付金は、初年度にこの計画を策定するためのソフト事業や、試行的事業に取り組むための交付金になりまして、計画策定の初年度と、翌年度、２年度の時限的な補助になります。２年度においても、国の予算上限の中で引き続き普及啓発等に取り組むことができるものでございます。

以上で、委員長報告を終了いたします。

○議長（原田恵昭君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵昭君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵昭君） 討論を終わります。

これより議案第５６号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵昭君） 全員賛成。よって、議案第５６号は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。そのままでお待ちください。

休 憩 午前 ９時４２分

再 開 午前 ９時４５分

○議長（原田恵昭君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第1 議案第58号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

○議長(原田恵召君) ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長及び議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田恵召君) 異議なしと認め、追加した議案は、本日審議することに決定いたしました。初めに、町長から提出された追加議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 先ほどは、本定例会に上程いたしました全ての議案につきまして、全員の皆様の賛成、可決をいただきました。大変ありがとうございました。

それでは、議案第58号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法に基づく妊婦支援給付金の事務手続に、マイナンバーカードの情報と連携を図れるようにするものでございます。

以上、追加議案として概要のみを説明させていただきましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げまして、追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(原田恵召君) 続いて、議案第58号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、審議に付します。担当課長の説明を求めます。

中原総務課長。

○総務課長(中原良雄君) それでは追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第58号 長和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

2 ページは改正文で、3 ページ、4 ページが新旧対照表になってございます。

3 ページでございますが、第4条第1項関係別表第1、また、3 ページから4 ページにかけてですが、第4条第2項関係別表第2にそれぞれ1項目を追加するものでございます。

改正の内容でございますが、子ども・子育て支援法に基づく妊婦支援給付金の事務手続におきまして、令和8年6月より、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、情報提供ネットワークシステムの使用による情報連携が可能となるため、取扱事務の追加を行うものでございます。

公布日が議会最終日を、本日を予定しており、施行日は公布の日でございます。

説明は以上です。

○議長（原田恵召君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（原田恵召君） 全員賛成。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議員の派遣について

○議長（原田恵召君） 次に、日程第2 議員の派遣についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び長和町議会会議規則第129条の規定により、議員の派遣については、お手元に配付したとおりです。

お諮りします。議員の派遣についての記載のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認めます。よって、記載のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（原田恵召君） 以上で、本定例会に提出された案件は全て終了いたしました。したがって、令和8年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田恵召君） 異議なしと認め、令和8年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたします。

閉 会 午前 9 時 5 1 分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 原 田 恵 召

長和町議会議員 阿 部 由紀子

長和町議会議員 田 福 光 規

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員